

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、
包括外部監査人高野伊久男から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同
法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

令和3年度
包括外部監査報告書

「防災に関する事務の執行について」

相模原市包括外部監査人
公認会計士 高野 伊久男

(本報告書における記載内容の注意事項)

・監査の「結果」

今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

・監査の「意見」

監査の「結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、相模原市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として相模原市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、相模原市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・本報告書で用いている主な用語

用語	内容
相模原市地域 防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき相模原市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的とする計画。 対象とする災害は、災害対策基本法第 2 条の規定による暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り等の異常な自然現象、大規模な火事や爆発のほか、放射性物質の大量放出等としている。
災害対策基本法	我が国の災害対策関係法律の一般法。 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。(災害対策基本法より)
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。(災害対策基本法より)
相模原市 契約規則	地方公共団体が行う契約は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の定める条例、規則等に従うこととなる。 契約に関する条例、規則等について相模原市は、相模原市契約規則(以下「契約規則」という。)を定めており、相模原市の契約に関する必要な事項は、地方自治法など法令その他別に定めるものを除くほか、契約規則の定めるところによる。
物品規則	法令その他別に定めがあるものを除くほか、相模原市における物品の出納、保管等について必要な事項を定めるもの。
契約事務の 手引き	財政局財政部契約課が作成している契約事務のマニュアル。
一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引して、地方公共団体に最も有利な条件を有する者との間に契約を締結する方法。
指名競争入札	ある一定の資格を有する者の中から数者を指名して、競争入札(価格を競わせる)させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式。
随意契約	入札の方法によらず、任意の方法で特定した契約候補者と契約を締結する方法。地方自治法施行令第 167 条の 2 に定めがあり、同条各

用語	内容
	号に該当する場合、この方法によることができる。 随意契約をしようとする時は、2人以上から見積書を徴し、基本的には最低価格を提示した者と契約する。
1者随意契約	競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合、1者と随意契約を締結するもの。

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 外部監査の対象期間	2
4. 外部監査の実施期間	2
5. 監査の視点	2
6. 監査対象部署	2
7. 外部監査の補助者	2
8. 利害関係	2
第2 選定した特定の事件の概要	3
1. 国と相模原市の対応	3
2. 相模原市の状況	8
第3 実施した外部監査の概要	14
1. 監査対象部署と監査対象事業	14
2. 監査対象事業の抽出方法等	23
3. 監査の総括	26
4. 監査の結果及び意見の要約	31
第4 包括外部監査の結果及び意見	47
I. 危機管理局	47
1. 防災計画等策定事業(危機管理課)	47
2. 防災対策普及啓発推進事業(危機管理課)	50
3. 自主防災組織等編成・訓練支援事業(危機管理課)	57
4. 避難場所等整備事業(危機管理課)	60
5. 防災資機材整備事業(危機管理課)	66
6. 防災情報通信事業(緊急対策課)	75
II. 消防局消防部	78
1. 消防庁舎維持管理費(消防総務課)	78
2. 一般事務費(消防総務課)	81
3. 消防団長等報酬(消防総務課)	83
4. 消防団活動費(消防総務課)	86
5. 消防団運営交付金(消防総務課)	89
6. 消防庁舎維持補修費(消防総務課)	92
7. 津久井消防署整備事業・津久井消防署整備事業(債務負担行為)(消防総務課)	96
8. 消防団詰所・車庫維持補修費(消防総務課)	103
9. 消防団詰所・車庫整備費(消防総務課)	105
10. 火災予防事業費(予防課)	107
11. 相模原市防災協会補助金(予防課)	112
III. 消防局警防部	119
1. 消防車両購入費(警防課)	119
2. 消防水利維持管理費(警防課)	121
3. 消防水利整備費・市単独分(警防課)	123

目次

4. 救急活動費(救急課)	126
5. 通信施設維持管理費(指令課)	131
IV. 都市建設局まちづくり推進部	137
1. 令和元年東日本台風災害救助費(建築・住まい政策課)	137
2. 既存住宅・建築物耐震化促進事業(建築・住まい政策課)	140
3. 都市計画マスタープラン策定関連事業(都市計画課)	144
4. 建築審査課における防災関連事務(建築審査課)	147
V. 都市建設局下水道部	149
1. 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)見直し業務委託(下水道経営課)	149
2. 雨水浸透ます設置助成金交付事業(下水道経営課)	151
3. 公共下水道管きょ耐震化事業(下水道保全課)	153
4. 公共下水道境川第28ノビノビス雨水幹線整備工事(H29～R3継続事業)(下水道整備課)	157
5. 公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)(津久井下水道事務所)	159
VI. 相模原市地域防災計画(災害予防計画)	161
1. 全般的事項	161
2. 地区防災計画	167
3. 浸水被害対策	170
4. 土砂災害対策	175
5. 林野火災対策	177

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「防災に関する事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

近年、平成30年7月豪雨や平成30年台風21号などの異常気象により災害が激甚化しており、全国で大きな被害が発生している。相模原市も令和元年東日本台風で人的被害が発生しており、令和2年度は集中豪雨によって浸水被害が発生している。

わが国では、南海トラフ地震、首都直下地震など、大規模地震が近い将来に発生すると指摘されている。相模原市も、相模原市地域防災計画において、相模原市東部直下地震、相模原市西部直下地震及び大正関東タイプ地震を想定して、建物被害、地震火災、ライフライン被害及び人的被害の予測結果を公表している。

相模原市は、相模原市防災条例を制定し、市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的に事前対策、応急対策及び復旧・復興対策の基本事項を定め、災害に強いまちづくりを推進している。また、災害対策基本法の規定により作成された相模原市地域防災計画に基づき、防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し又は被害を最小限度に軽減し、地域社会の安全及び市民福祉の確保を図るとしている。

災害への備えに対しては、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、国、地方公共団体及びその他の公共機関による対策「公助」の3つに分けて考える必要があるが、相模原市地域防災計画では、相模原市の公助の基本として次の項目を掲げている。

- 基礎的な地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。
- 消防組織の整備、自主防災組織等の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動を促進し、市内のあらゆる防災機能を十分に発揮するように努める。
- ボランティアによる防災活動の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

様々な災害の発生が想定される昨今の状況において、市民生活の安全・安心の向上・確保をめざす取組が適切に行われているか、相模原市地域防災計画で示している公助の基本に準拠した対応を図っているかなどについて市民の関心は高いと考えられ、包括外部監査において、防災に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。

第1 外部監査の概要

よって、防災に関する事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

令和2年度の執行分
必要に応じて令和元年度以前または令和3年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

令和3年7月2日から令和4年1月31日まで

5. 監査の視点

(1)防災に関する事務の合规性に問題はないか

防災に関する事務は、災害対策基本法、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2)防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

防災に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

6. 監査対象部署

危機管理局・消防局・都市建設局

7. 外部監査の補助者

加藤 聡	公認会計士	柳原 匠巳	公認会計士
鈴木 亮子	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
谷川 淳	公認会計士	山崎 愛子	公認会計士
宮本 和之	公認会計士		

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 国と相模原市の対応

(1) 災害対策基本法

① 防災の位置づけ

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、昔から数多くの自然災害に見舞われてきている。その傾向は近年も変わらず、地震、台風、大雨などにより毎年、甚大な被害が発生している。

アメリカ地質調査所の震源データを基に気象庁が作成したデータによると、2008年から2018年までの間に全世界で発生したマグニチュード6以上の地震の約13.1%は日本で発生しているとのことである。マグニチュード9.0を記録した東日本大震災以後も、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震などマグニチュード6を超える地震が発生しており、いずれも甚大な被害が生じている。

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震などは、近い将来の発生の切迫性が指摘されている。中でも、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震と、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%とかなり高い確率で予想されている。このように我が国は、将来にわたって大規模地震による災害リスクを抱えている。

我が国は、7月から10月にかけて接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風、高波、高潮などをもたらしている。また、川の氾濫や土石流、がけ崩れ、地滑りなどが発生しやすく、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害が度々発生している。さらに、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発しており、特に宅地等の開発が進んだ都市部では、川の急激な増水や、道路や住宅の浸水などの被害も多発している。

最近では、平成30年9月台風21号、令和元年9月台風15号、令和元年10月台風19号や、平成29年7月九州北部豪雨、令和元年8月前線に伴う大雨などで甚大な浸水被害等が生じている。

このように、災害が発生しやすい自然状況下にある我が国において、防災は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上重要な施策といえる。

② 災害対策基本法について

昭和34年の伊勢湾台風を契機として、昭和36年に災害対策基本法が制定された。

同法は、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした我が国の災害対策関係法律の一般法である。国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

第2 選定した特定の事件の概要

(2) 災害と防災の定義

① 災害の定義

災害対策基本法第2条第1号では災害を、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」と定義している。また、同号で規定している「政令で定める原因」については、災害対策基本法施行令第1条において、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。」と定めている。

このように災害対策基本法は、自然災害だけではなく、大規模な事故による被害も災害の範囲に含めている。

以上より災害対策基本法が対象としている災害は次のとおりである。

- 1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他、何らかの自然現象によって引き起こされる被害
- 2) 大規模な火事若しくは爆発により生ずる被害
- 3) 次の原因により生ずる被害
 - 放射性物質の大量の放出
 - 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没
 - その他の大規模な事故

② 防災の定義(災害対策基本法と相模原市防災条例の規定)

災害対策基本法第2条第2号では防災を、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。」と定義している。このように災害対策基本法は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を防災と定義している。

近年では、防災には、災害が発生したのち、元の状態に戻す「復旧」だけではなく、新たにより良い社会を創るといふ意味の「復興」までを含むという考え方が示されている。

相模原市では、災害に強いまちづくりを推進するため、市や市民、事業者の責務と防災対策のあり方などを定めた「相模原市防災条例」を制定しているが、同条例第2条第2号において、防災を「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。」と定義しており、「復興」を防災の範囲に含めている。

(3) 防災に関する組織と防災計画

① 防災に関する組織

災害対策は国、地方公共団体、公共機関、住民等の協力の下に、総合的、統一的に実施される必要がある。このため、国においては、災害対策の総合性の確保を図るとともに、防災に関する重要事項を審議するための組織として、災害対策基本法に基づき中央防災会議を設置している。

中央防災会議は、内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣(会長)をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災

基本計画の実施の推進や、防災に関する重要事項の審議等を行っている。

都道府県、市町村においては、地方公共団体、指定地方行政機関、警察・消防機関、指定公共機関等の長又はその指名する職員からなる都道府県防災会議、市町村防災会議が設けられ、これらが定める地域防災計画等に基づき、各種の災害対策が実施されている。

相模原市も相模原市防災会議を設置しており、相模原市防災会議条例でその組織及び所掌事務を定めている。

② 防災計画

災害対策基本法第 34 条第 1 項により中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

災害対策基本法第 36 条第 1 項により指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

災害対策基本法第 40 条第 1 項により都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

災害対策基本法第 42 条第 1 項により市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

このように、中央防災会議は防災基本計画を、指定行政機関は防災業務計画を、都道府県は都道府県地域防災計画を、市町村は市町村地域防災計画を策定する必要がある。

防災基本計画は、「防災に関する総合的かつ長期的な計画」を定めるとともに、「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」及び「防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項」を定めるものとされている。具体的な防災対策は、防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び地域防災計画を通じて推進される。

相模原市も相模原市地域防災計画を策定しており、同計画を通じて防災対策を推進している。

表 1 防災計画(災害対策基本法より)

項目	内容
防災基本計画	中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画
防災業務計画	指定行政機関、指定公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務または業務について作成する防災に関する計画
地域防災計画	一定地域に係る防災に関する計画

第2 選定した特定の事件の概要

※指定行政機関

災害対策基本法が定める指定行政機関は次表のとおりである。

表2 指定行政機関一覧(令和3年4月1日現在)

1 内閣府	7 消防庁	13 厚生労働省	19 国土地理院
2 国家公安委員会	8 法務省	14 農林水産省	20 気象庁
3 警察庁	9 外務省	15 経済産業省	21 海上保安庁
4 金融庁	10 財務省	16 資源エネルギー庁	22 環境省
5 消費者庁	11 文部科学省	17 中小企業庁	23 原子力規制委員会
6 総務省	12 文化庁	18 国土交通省	24 防衛省

③ 防災基本計画

防災基本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編において各災害に共通する事項を示し、以降、個別の災害に対する対策について、予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を述べている。

表3 防災基本計画の構成

第1編 総則	第6編 火山災害対策編	第11編 道路災害対策編
第2編 各災害に共通する対策編	第7編 雪害対策編	第12編 原子力災害対策編
第3編 地震災害対策編	第8編 海上災害対策編	第13編 危険物等災害対策編
第4編 津波災害対策編	第9編 航空災害対策編	第14編 大規模な火事災害対策編
第5編 風水害対策編	第10編 鉄道災害対策編	第15編 林野火災対策編

④ 市町村防災計画

災害対策基本法第42条第2項では、市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとしている。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

⑤ 相模原市地域防災計画

相模原市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき相模原市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的としている。

災害対策基本法第 2 条の規定による暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り等の異常な自然現象、大規模な火事や爆発のほか、放射性物質の大量放出等を対象としている。

相模原市地域防災計画は、次表の項目を災害対策の基本理念としている。

表 4 災害対策の基本理念

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の自然特性、人口、産業等の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 2) 国、県、市及び公共機関等は、適切な役割分担や相互連携を行うこと。また、住民自らの防災活動、自主防災組織等の地域の自発的な防災活動を促進すること。 3) 災害に備えた対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずること。また、科学的知見や過去の災害の教訓を踏まえ、絶えず改善を図ること。 4) 災害の発生直後や情報収集が困難な場合にも、できる限りの確に状況を把握し、住民の生命を守ることを優先した人材、物資等の適切な配分を行うこと。 5) 被災者の主体的な取組を促進しつつ、被災者の特性や事情等を踏まえた適切な支援を行うこと。 6) 災害発生時は、速やかに、施設の復旧、被災者の援護、災害復興を行うこと。 7) 男女共同参画の観点から、防災に関する政策決定及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。 8) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する「要配慮者」と同義である。以下同じ。)に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。 |
|--|

相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編及び地区防災計画編で構成されている。

総則・予防計画編は、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編は、災害時又は災害発生のおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範及び復旧・復興対策について、災害事象別に定めている。さらに資料編において、災害対策に必要な図表、書式等をまとめている。

地区防災計画編は、一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が地区の特性や想定される災害等に応じて行う自発的な防災活動に関する防災計画をまとめている。

2. 相模原市の状況

(1) 相模原市の概要

① 概要

相模原市は、神奈川県北西部、東京都心からおおむね 30～60km に位置し、市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西 35.6 km、南北 22.0 km で、面積は 328.91 km² である。市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西部は山北町、山梨県上野原市、道志村に、南部は清川村、愛川町、厚木市、大和市、座間市に接している。

昭和 29 年に神奈川県内 10 番目の市としてスタートし、平成 18 年 3 月に津久井町及び相模湖町と、平成 19 年 3 月に城山町及び藤野町と合併し、平成 22 年 4 月に全国 19 番目の政令指定都市となっている。その際に、緑区、中央区、南区の 3 つの行政区を設置している。

② 自然的条件

市東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面(段丘)で構成されており、その境は比高(平坦面同士の高度差)数mの傾斜地(段丘崖)となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

市西部には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川などがある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻であり、蛭ヶ岳(1,673m)など 1,000m を超える山もある。

③ 気候

市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和元年の気候(消防局観測値)は、最高気温 36.9℃(消防局)、最低気温-4.3℃(津久井消防署)で、年平均気温は 16.3℃(消防局)及び 14.8℃(津久井消防署)であった。また、年間降水量は 2,180.0 mm(消防局)及び 2,090.5 mm(津久井消防署)であった。

相模原市消防局(中央区中央)では令和元年 10 月 12 日に 361.5 mm、鳥屋出張所では同日に 713.0 mm の降水量を観測している。

また、平成 26 年 2 月 14 日から 15 日までの降雪では、消防局で 56 cm、緑区の中山間地の一部で 100cm を超える積雪を観測している。

④ 人口

相模原市の人口は、昭和 29 年 11 月の市制施行当時は約 8 万人であったが、昭和 42 年 9 月に人口 20 万人、昭和 46 年 8 月に 30 万人、昭和 52 年 7 月に 40 万人、昭和 62 年 8 月には 50 万人に達し、平成 12 年 5 月に 60 万人を超えている。

戦後は東京の近郊都市として急速に都市化が進み、東京や横浜のベッドタウン、また、内陸工業都市として発展してきた。これに伴い、特に昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて

人口が急増している。

その後、津久井地域との合併を経て、令和2年1月1日現在、327,512世帯、722,796人となっている。

年齢別では、年少人口(15歳未満)が12.0%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が62.4%、高齢人口(65歳以上)が25.6%となっている(令和2年1月1日現在)。

⑤ 交通

一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。

令和2年4月1日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,757路線で総延長約2,183kmである。

高速道路は、中央自動車道(中央道)と首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号(相模原町田)に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号(長竹川尻)に接続している。

鉄道は、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である小田急線(小田原線・江ノ島線)及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線、そしてJR中央本線の6路線があり、17の駅が設置されている。

図1 相模原市の概況(相模原市ホームページより)



第2 選定した特定の事件の概要

(2) 相模原市地域防災計画における被害想定

① 相模原市の風水害による被害等

相模原市では、次表に示した風水害等による被害等が生じている。

これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものがほとんどであるが、最近では、雷雲による短時間の集中豪雨に伴い浸水被害が生じているケースもある。

表5 相模原市の風水害等の被害状況(令和2年4月現在)

発生年月日	理由	死傷者	住家等被害等
昭和57年8月1日	台風10号	死者5名 負傷者7名	床上・床下浸水69棟(藤野地域) 崖崩れ66か所(津久井地域)
昭和61年3月23日	大雪	なし	断水8万戸 停電6万5千戸
平成2年8月8日	集中豪雨	なし	床上・床下浸水76棟
平成3年9月19日	台風18号	斜面崩壊による負傷者発生	床上・床下浸水265棟 (非住家20軒)
平成20年8月28日 ~29日	大雨	なし	市内全域で床上・床下浸水144棟
平成26年2月14日 ~17日	大雪	負傷者104名	停電5千軒以上
平成28年8月22日	大雨	死者1名	床上・床下浸水8棟 崖崩れ4件、停電400軒
令和元年10月11日 ~13日	令和元年東日本台風 (台風19号)	死者8名 負傷者3名	床上・床下浸水356棟 崖崩れ216か所(藤野地域・相模湖地域・津久井地域・城山地域) 停電3,959軒、断水3,722戸

(出典:相模原市地域防災計画)

② 土砂災害の危険性

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多い。相模原市西部では、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊などが発生している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りの危険がある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定している。

相模原市における指定の状況は次表のとおりである。

表6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(令和2年4月1日現在)

項目	土砂災害警戒区域(箇所)	土砂災害特別警戒区域(箇所)
急傾斜地の崩壊	689	231
土石流	488	363
地滑り	1	0

(出典:相模原市地域防災計画)

③ 水害の危険性

平成20年8月28日～29日の豪雨の際には、緑区城山地区で集中的な豪雨があり、境川が氾濫して多くの浸水被害が発生している。一方、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水機能の飽和による内水の浸水被害が局所的に発生している。

水防法に基づき、神奈川県は、相模川、境川、鳩川、道保川、串川、道志川の6河川について、おおむね1000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域を公表している。

近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いが、中央区と南区は市域の大半が台地であり、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがある。浸水区域は1棟~数棟の狭い範囲であるが、繰り返し同じ箇所が発生しているほか、鳩川、八瀬川などの河川沿いや当麻などの低地でも発生している。

④ 地震被害の想定

相模原市は、平成26年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「東部直下地震」「西部直下地震」及び「大正関東タイプ地震」に関する本市域の地震被害予測を実施している。

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次表のとおりである。被害数量は、調査年次当時の社会条件を基に予測されたものである。このうち、被害量の大きい「直下型地震」を相模原市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置付けている。

表7 各想定地震の設定条件

項目		内容
想定地震	相模原市東部直下地震	市の東部地域直下の地震(マグニチュード7.1)
	相模原市西部直下地震	市の西部地域直下の地震(マグニチュード7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震
条件	季節・時刻	①夏12時 ②冬18時 ③冬深夜2時
	天候	晴れ、風速3m/s

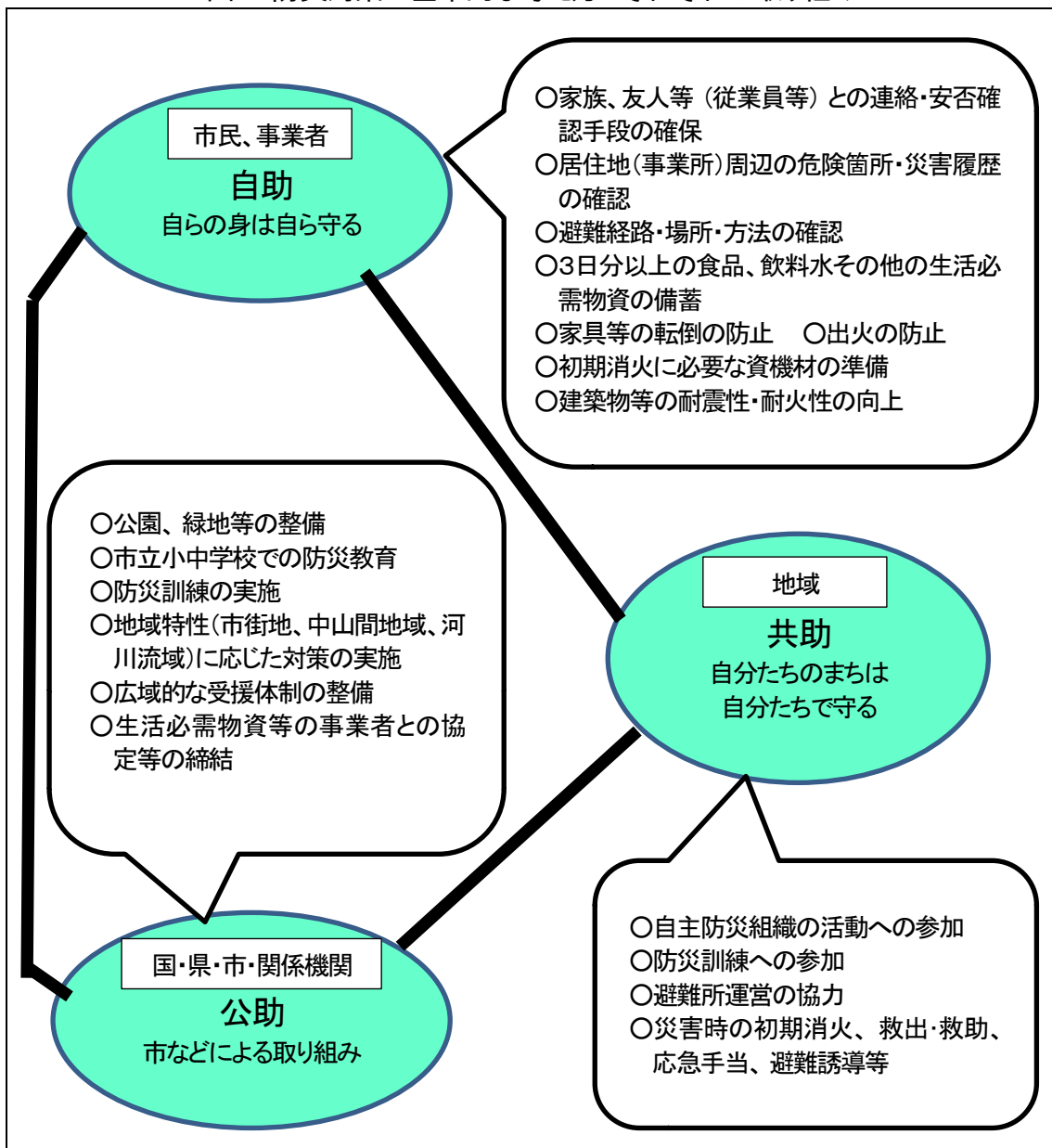
(出典:相模原市地域防災計画)

(3) 相模原市防災条例

① 相模原市防災条例の施行

相模原市は、相模原市防災条例を制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行している。
 大規模な災害に対しては、行政による対策「公助」だけではなく、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、市民一人ひとりが自発的な防災対策に取り組むことが重要である。相模原市では、「相模原市防災条例」で市や市民、事業者の責務と防災対策のあり方などを定め、この条例に基づく取り組みを進めることで、災害に強いまちづくりを推進し、災害に対する市民生活の安全・安心の向上・確保をめざしている。

図 2 防災対策の基本的な考え方とそれぞれの取り組み



(出典:相模原市防災条例の概要)

(4)相模原市地域防災計画

① 相模原市地域防災計画について

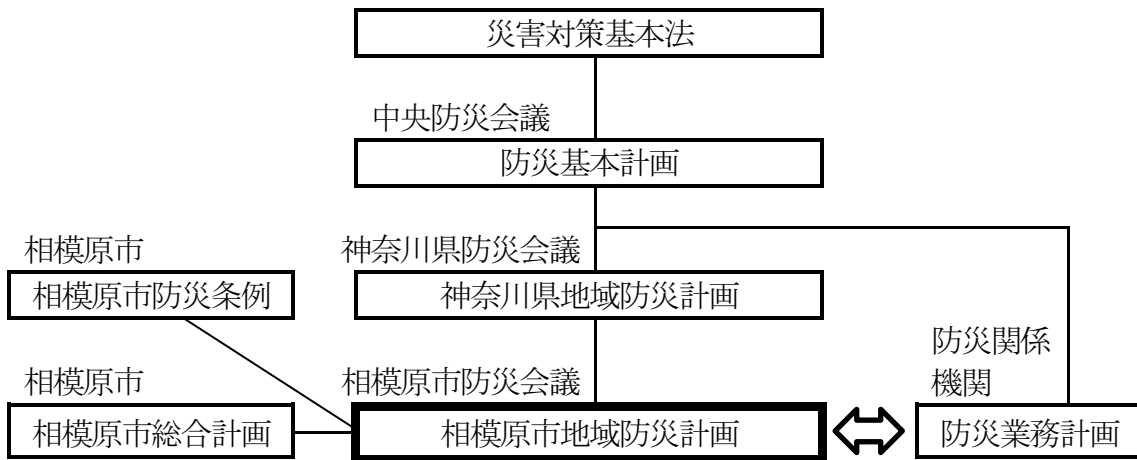
相模原市地域防災計画は、相模原市の処理すべき事務又は業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務又は業務を横断的に記載した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国(中央防災会議)の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画(水防法に基づく水防計画等)及び市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合性及び関連性を有し、また、市の定める相模原市総合計画の基本理念・施策、地域の特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

また、市各部及び防災関係機関等の作成する災害対策に係る細部計画は、本計画の基本方針に整合するとともに、必要に応じて修正を加えるなど、災害時に有効な活動が実施できるよう定められるものである。

その他、市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画(一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画)を提案した場合、相模原市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

図3 地域防災計画の位置付け



(出典:相模原市地域防災計画)

第3 実施した外部監査の概要

1. 監査対象部署と監査対象事業

(1) 監査対象事業

本年度の包括外部監査では、防災に関する事務として、危機管理局、消防局消防部、消防局警防部、都市建設局まちづくり推進部及び都市建設局下水道部の事業を監査対象とした。

監査対象とした事業は表 8 から表 12 に記載したとおりである。また、表 13 に記載したとおり、相模原市地域防災計画のうちの災害予防計画の内容を検討した。

また、表 8 から表 13 には、「第4 包括外部監査の結果及び意見」に記載している「結果」及び「意見」の項目数を記載している。

① 監査対象とした危機管理局の事業

危機管理局が実施している次表の事業を監査対象とした。

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	危機管理局職場研修費	危機管理課	—	—	—
2	防災計画等策定事業	危機管理課	796	—	1
3	防災対策普及啓発推進事業	危機管理課	8,918	3	4
4	自主防災組織等編成・訓練支援事業	危機管理課	2,495	—	2
5	避難場所等整備事業	危機管理課	109,780	3	8
6	防災資機材整備事業(危機管理課)	危機管理課	73,963	1	16
7	急傾斜地崩壊対策事業	危機管理課	7,750	—	—
8	防災意識普及啓発事業	危機管理課	3,150	—	—
9	災害救助基金積立金	危機管理課	11,357	—	—
10	一般事務費(危機管理課)	危機管理課	1,985	—	—
11	防災訓練実施事業	緊急対策課	1,883	—	—
12	防災資機材整備事業(緊急対策課)	緊急対策課	4,595	—	—
13	防災情報通信事業	緊急対策課	94,464	1	1
14	一般事務費(緊急対策課)	緊急対策課	21	—	—
15	介護人材確保定着育成事業	緊急対策課	3,625	—	—
16	児童福祉事務運営費	緊急対策課	3,024	—	—
17	児童クラブ運営費	緊急対策課	1,205	—	—
18	感染症予防対策事業	緊急対策課	8,580	—	—
19	学校環境衛生経費(小学校費)	緊急対策課	359	—	—
20	学校環境衛生経費(中学校費)	緊急対策課	62	—	—
	合計		338,019	8	32

② 監査対象とした消防局消防部の事業

消防局消防部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表9 監査対象とした事業(消防局消防部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	消防局職場研修費	消防総務課	234	—	—
2	2020 東京五輪・さがみはらプロジェクト推進事業	消防総務課	—	—	—
3	消防研修費	消防総務課	17,921	—	—
4	消防職員貸与被服購入費	消防総務課	45,616	—	—
5	消防庁舎維持管理費	消防総務課	116,685	—	1
6	一般事務費(消防総務課)※1	消防総務課	7,247	—	1
7	消防団長等報酬	消防総務課	54,487	—	2
8	消防団員貸与被服購入費	消防総務課	27,583	—	—
9	消防団活動費(消防総務課)	消防総務課	38,252	—	2
10	退職報償金等掛金	消防総務課	38,603	—	—
11	その他福利費	消防総務課	18,144	—	—
12	消防団運営交付金	消防総務課	9,698	—	2
13	消防団共済組合補助金	消防総務課	4,014	—	—
14	消防団詰所・車庫維持管理費	消防総務課	11,983	—	—
15	一般事務費(消防総務課)※2	消防総務課	6,911	—	—
16	消防庁舎維持補修費	消防総務課	97,395	—	1
17	津久井消防署整備事業	消防総務課	14,543	—	1
18	津久井消防署整備事業(債務負担行為)	消防総務課	21,285	—	1
19	消防庁舎改修事業	消防総務課	10,010	—	—
20	消防団詰所・車庫維持補修費	消防総務課	6,582	—	1
21	消防団詰所・車庫整備費	消防総務課	79,029	—	1
22	消防団詰所・車庫整備費(事故繰越分)	消防総務課	23,878	—	—
23	火災予防事業費	予防課	3,158	—	2
24	相模原市防災協会補助金	予防課	14,674	1	3
25	一般事務費(予防課)	予防課	1,485	—	—
26	危険物保安事業費	危険物保安課	574	—	—
		合計	670,000	1	17

※1 消防行政に関する一般的な事務に係る経費

※2 消防団関連の一般的な事務に係る経費

第3 実施した外部監査の概要

③ 監査対象とした消防局警防部の事業

消防局警防部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表 10 監査対象とした事業(消防局警防部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	消防活動費	警防課	31,193	—	—
2	救助活動費	警防課	16,565	—	—
3	出初め式開催費	警防課	—	—	—
4	消防車両維持管理費	警防課	88,735	—	—
5	消防車両購入費	警防課	295,658	1	—
6	一般事務費(警防課)	警防課	677	—	—
7	消防団活動費(警防課)	警防課	1,623	—	—
8	消防団車両維持管理費	警防課	15,266	—	—
9	消防団車両購入費・市単独分	警防課	130,677	—	—
10	消防水利維持管理費	警防課	54,275	—	1
11	消防水利整備費・市単独分	警防課	49,623	—	1
12	救急活動費	救急課	47,851	—	4
13	応急手当普及啓発費	救急課	4,031	—	—
14	救急高度化推進事業	救急課	2,046	—	—
15	一般事務費(救急課)	救急課	3	—	—
16	通信施設維持管理費	指令課	402,018	2	4
17	消防団通信機器維持管理費	指令課	2,543	—	—
	合計		1,142,792	3	10

④ 監査対象とした都市建設局まちづくり推進部の事業

都市建設局まちづくり推進部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表 11 監査対象とした事業(都市建設局まちづくり推進部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	令和元年東日本台風災害救助費	建築・住まい政策課	1,731	—	1
2	既存建築物等総合防災対策事業	建築・住まい政策課	250	—	—
3	既存住宅・建築物耐震化促進事業	建築・住まい政策課	30,533	—	1
4	既存建築物等総合安全対策事業	建築・住まい政策課	—	—	—
5	都市計画マスタープラン策定関連事業	都市計画課	※	—	1
6	建築審査課における防災関連事務	建築審査課	※	—	1
	合計		32,514	—	4

※ 事業費なし

⑤ 監査対象とした都市建設局下水道部の事業

都市建設局下水道部が実施している次表の事業を監査対象とした。

表 12 監査対象とした事業(都市建設局下水道部) (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額	結果	意見
1	相模原市下水道事業業務継続計画 (下水道 BCP)見直し業務委託	下水道経営課	16,500	—	1
2	雨水浸透ます設置助成金交付事業	下水道経営課	140	—	1
3	BCP用資機材の購入	下水道経営課	1,359	—	
4	浸水(内水ハザードマップ)(印刷費)	下水道経営課	199	—	
5	公共下水道管きょ耐震化事業	下水道保全課	2,434,115	—	2
6	公共下水道境川第 28 バイパス雨水幹 線整備工事(H29~R3 継続事業)	下水道整備課	1,237,734	—	2
7	公共下水道津久井雨水 2 号幹線整備 工事	津久井下水道事務所	94,803	—	1
合計			3,784,853	—	7

⑥ 相模原市地域防災計画の災害予防計画の検討

表 8 から表 12 に記載した事業のほか、相模原市地域防災計画の「総則・予防計画編 第 2 款 災害予防計画」(以下「災害予防計画」という。)の内容を検討した。その結果、次の項目について監査の意見を記載している。

表 13 検討した災害予防計画の項目

No	項目	結果	意見
1	全般的事項	—	2
2	地区防災計画	—	2
3	浸水被害対策	—	2
4	土砂災害対策	—	1
5	林野火災対策	—	1
合計		—	8

(2) 監査対象とした事業の抽出方法

表 8 から表 12 に記載した監査対象とした事業の抽出方法は次のとおりである。

① 防災に関する事務の実施主体の把握

災害予防計画に記載されている項目の実施主体を確認した。
災害予防計画の記載項目とその実施主体は次表のとおりである。

第3 実施した外部監査の概要

表 14 災害予防計画の内容

章	項目	市担当部署										
		危機管理局	消防局	都市建設局	環境経済局	財政局	教育局	健康福祉局	こども若者未来局	区役所	その他	関係各局
第1章	災害に強いまちづくり	○	○	○	○							
第2章	施設構造物・設備の安全化											
第1節	都市施設等の防災対策			○	○							
第2節	建造物等災害対策	○	○	○	○	○	○			①	○	
第3節	道路・橋りょう整備対策	○		○								
第3章	火災・危険物災害等の防止											
第1節	火災等の防止対策	○	○	○								
第2節	危険物等の災害対策		○		○			○			○	
第4章	風水害対策											
第1節	浸水被害対策	○	○	○					○			
第2節	土砂災害対策	○		○	○				○		○	
第5章	応急対策への備え											
第1節	情報伝達網の整備	○										
第2節	情報システム等の整備	○	○	○							○	
第3節	避難場所等の整備	○		○	○		○				○	
第4節	防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	②		
第5節	救助・医療体制の整備		○					○				
第6節	災害時輸送体制の整備	○		○	○	○					○	
第7節	災害時における文教・保育体制の整備						○	○				
第8節	災害時における建築物に関する対応体制の整備			○		○		○			○	
第9節	その他の災害対応体制の整備	○	○	○	○	○		○		○	③	
第10節	孤立対策	○										
第11節	帰宅困難者対策	○		○	○					○	○	
第6章	災害時要援護者支援											
第1節	災害時要援護者支援							○	○	④	○	
第2節	災害時医療体制との連携確保							○	○			
第7章	災害ボランティア対策							○	○		○	
第8章	防災行動力の向上											
第1節	防災知識の普及対策	○								○	○	
第2節	自主防災組織の育成	○	○		○			○		○	⑤	
第3節	事業所の防災活動の促進		○		○							
第4節	防災訓練の実施	○								○	○	
第9章	調査・研究	○		○				○		⑥	○	

①市長公室、②総務局、③市民局、④市民局、⑤消防団、⑥市長公室

② 監査対象部署の抽出

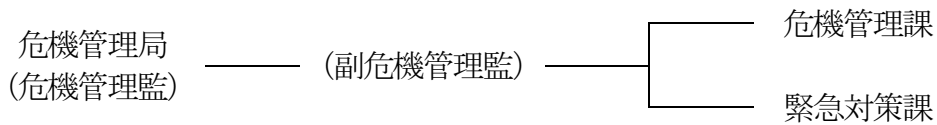
表 14 より、災害予防計画に記載されている項目の市の実施主体は、危機管理局、消防局、都市建設局、環境経済局、財政局、教育局、健康福祉局、こども・若者未来局、区役所など、市全体が対応している。

各実施主体から、危機管理局、消防局及び都市建設局を監査対象部署とした。

1) 危機管理局について

危機管理局は、危機管理課と緊急対策課から構成されている。

図 4 危機管理局の組織図(令和 3 年 4 月 1 日)

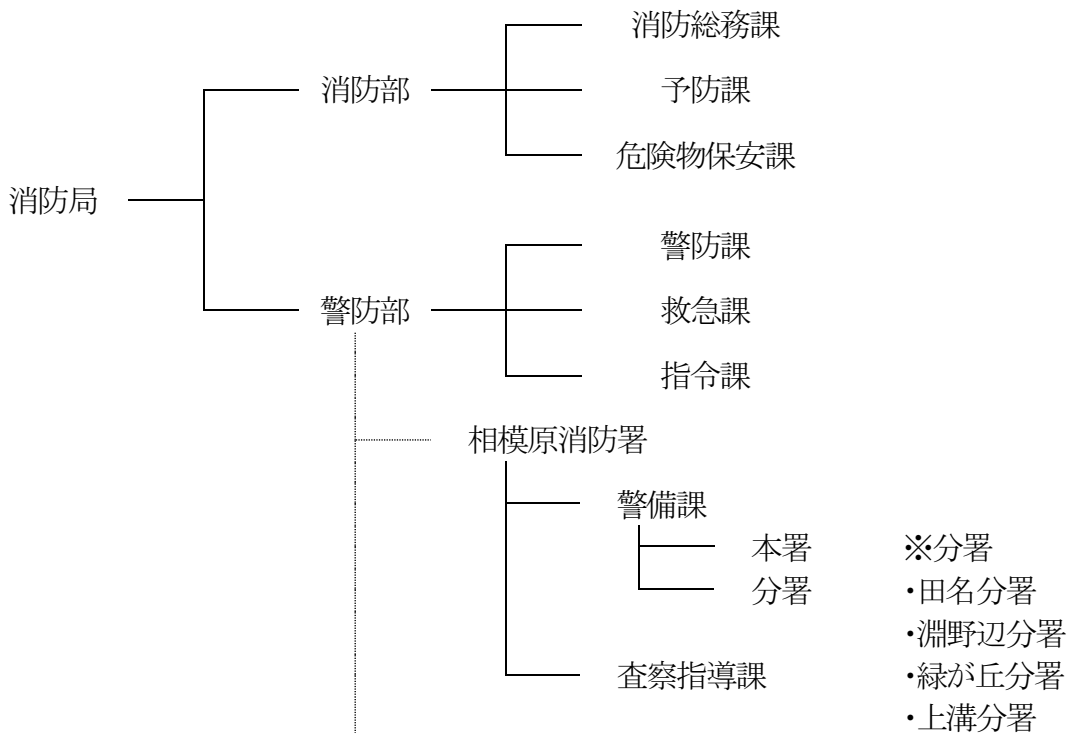


2) 消防局について

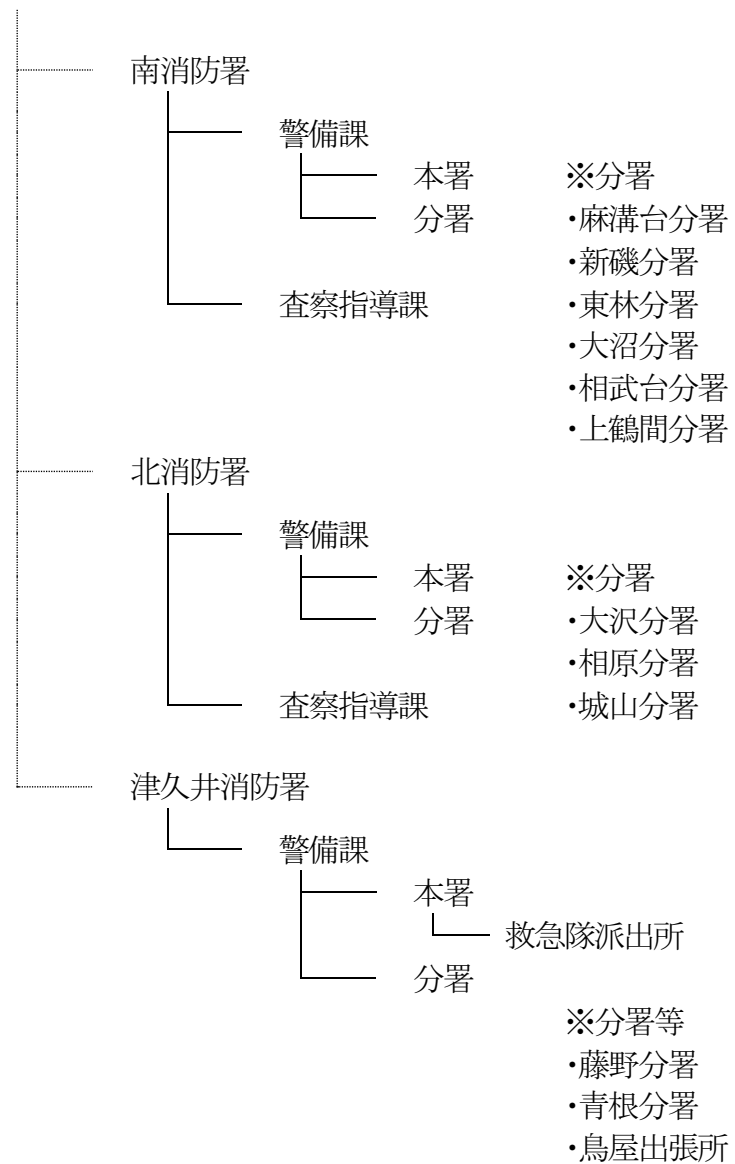
消防局は消防部及び警防部で構成されている。また、相模原消防署、南消防署、北消防署、津久井消防署の 4 消防署が設置されており、警防部に属している。

消防部は、消防総務課、予防課、危険物保安課の 3 課、警防部は、警防課、救急課、指令課の 3 課と 4 消防署で構成されている。津久井消防署を除く 3 消防署は警備課と査察指導課から構成されており、津久井消防署は警備課で構成されている。また、4 消防署の警備課には本署と分署、出張所及び派出所(以下「分署等」という。)が含まれている。令和 3 年 4 月 1 日現在、4 消防署のほかにも 15 分署、1 出張所、1 救急隊派出所が設置されている。

図 5 消防局の組織図(令和 3 年 4 月 1 日)



第3 実施した外部監査の概要



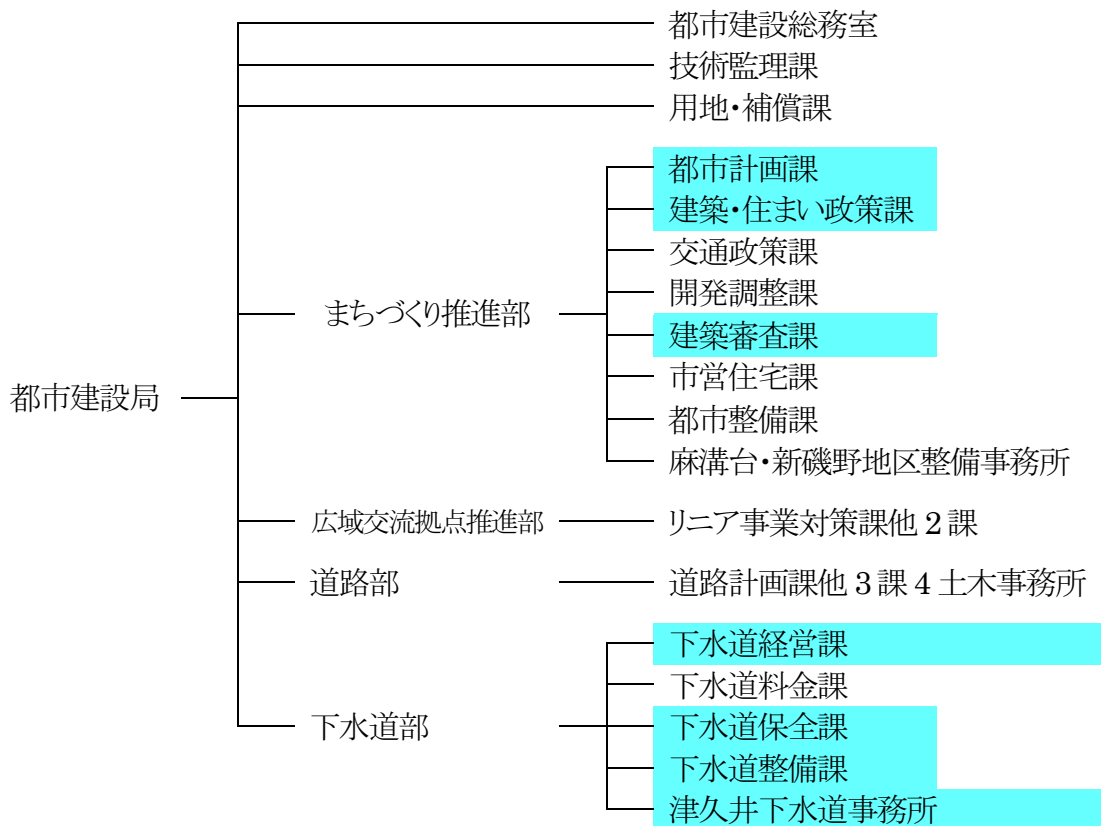
3) 都市建設局について

都市建設局の事業は多岐にわたることから、市民の生活により密接した事業として、耐震化対応を含めた建築に関する事業等を所掌するまちづくり推進部都市計画課、建築・住まい政策課及び建築審査課を監査対象部署とした。

同じく市民の生活により密接した事業として、下水道事業を所掌する下水道部下水道経営課、下水道保全課、下水道整備課及び津久井下水道事務所を監査対象部署とした。

次図の網掛けのある部署を監査対象としている。

図6 都市建設局の組織図(令和3年4月1日)



③ 監査対象事業の抽出

②の監査対象部署について、令和元年度と令和2年度の「決算額調書」を入手し、防災に関連する事業を抽出して監査対象事業とした。

(3) 実施した監査手続

① 所管部署等へのヒアリングと資料の閲覧

監査対象として抽出した事業について、所管部署等に対して、事業概要等のヒアリングを実施し、関連資料を閲覧し、必要事項等について質問等を実施した。

② 実地監査

次の施設で実地監査を実施した。

表15 実地監査を行った施設

No.	名称	所在地
1	相模原消防署	中央区

第3 実施した外部監査の概要

③ 現場視察

次の施設について現場視察を実施した。

表 16 現地視察を行った施設

No.	名称	区分	所在地
1	救援物資集積・配送センター	一般倉庫	中央区
2	緑が丘分署防災備蓄倉庫	一般倉庫	中央区
3	鹿沼公園	広域避難場所対応倉庫	中央区
4	橋本公民館	風水害時避難場所	緑区
5	三井地域センター	避難所倉庫	緑区
6	市民健康文化センター	風水害時避難場所	南区
7	南台防災備蓄倉庫	一般倉庫	南区

2. 監査対象事業の抽出方法等

(1) 令和3年度の包括外部監査の監査テーマの選定について

① 令和2年度の状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方公共団体はその対応に忙殺されたと思われるが、一方では自然災害も多数発生しており、新型コロナウイルス感染症への対応とともに自然災害への対応に追われた地方公共団体も多いと思われる。

内閣府から公表されている令和3年版防災白書によると、令和2年度は日本各地で豪雨や地震、大雪等の災害が発生しており、特に、令和2年7月豪雨や令和2年12月～令和3年1月の大雪、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震等の災害により顕著な被害が発生している。

このような状況を受け令和3年版防災白書では、「新型コロナウイルス感染症の影響下での自然災害においても、住民等に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた防災対策等を今後も維持・向上していく必要がある。」としている。

相模原市は、令和2年度は大規模な自然災害は発生していないが、令和元年度は令和元年東日本台風により死傷者が発生しているなど、大規模な自然災害の発生リスクは常に存在している。令和3年12月時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大は沈静化しているが、今後については不透明であり、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた防災対策等を維持・向上していく必要があると考える。

② 監査テーマの選定について

近年は、防災を包括外部監査の監査テーマとしている地方公共団体も多く見受けられる。

相模原市においても、様々な災害の発生が想定される昨今の状況において、市民生活の安全・安心の向上・確保をめざす取組が適切に行われているか、相模原市地域防災計画で示している公助の基本に準拠した対応を図っているかなどについて市民の関心は高いと考えられ、防災に関する事務の執行を監査テーマとして選定した。

(2) 監査の基本的視点について

防災に関する事務の執行に関して次の2点を監査の基本的視点とした。

① 防災に関する事務の法規性に問題はないか

防災に関する事務は、災害対策基本法、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

② 防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

防災に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

第3 実施した外部監査の概要

(3) 監査対象について

① 災害予防計画について

災害対策基本法第42条第1項より、市町村は、市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされており、相模原市も相模原市地域防災計画を策定し、公表している。

相模原市地域防災計画は、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施などを図るものである。監査対象部署の抽出は、相模原市地域防災計画の「総則・予防計画編」の災害予防計画の記載内容を基本として行い、必要に応じて「資料編」を参照した。

相模原市地域防災計画は、「総則・予防計画編」、「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「資料編」及び「地区防災計画編」から構成されており、「総則・予防計画編」は、総則と災害予防計画から構成されている。

「地震災害対策計画編」及び「風水害等対策計画編」は、災害応急対策及び災害復旧・復興を主な内容としている。そのため、令和2年度の防災に関する財務事務との関連性が薄いと考え、監査対象部署の抽出に当たっては検討の対象外とした。

地区防災計画は、地域住民が、居住する地区の災害リスクを把握し、その対処法を検討した上で、それぞれの地域住民が自ら作成するものである。そのため、直接の監査対象とされていない。

② 監査対象部署の抽出

災害予防計画に記載されている項目の市の実施主体は、危機管理局、消防局、都市建設局、環境経済局、財政局、教育局、健康福祉局、こども・若者未来局、区役所など、市全体が対応している。

各実施主体から、危機管理局、消防局及び都市建設局を監査対象部署としている。

危機管理局は、相模原市防災会議や相模原市地域防災計画の事務局を務めており、市の防災に関する事務において中心的な役割を担っていると考え、監査対象部署としている。

消防局は、実際に災害が発生した際に重要な役割を担うが、防災においても重要な役割を果たしていると考え、監査対象部署としている。

災害予防に関しては、施設構造物・設備の安全化、風水害対策、応急対策への備えなどが重要である。これらについては市全体で対応しているが、そのなかから都市建設局を監査対象として抽出した。ただし、都市建設局の事業は多岐にわたることから、監査対象部署を限定している。

具体的には、市民の生活に密接した事業として、耐震化対応を含めた建築に関する事業等を所掌するまちづくり推進部都市計画課、建築・住まい政策課及び建築審査課を監査対象部署とした。同じく市民の生活に密接した事業として、下水道事業を所掌する下水道部下水道経営課、下水道保全課、下水道整備課及び津久井下水道事務所を監査対象部署としている。

都市建設局は、施設構造物・設備の安全化として道路・橋りょう整備対策を実施している。道路・橋りょう整備対策も市民の生活に密接した事業であるが、平成27年度の包括外部監査で「道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について」を監査テーマとして選定

していることを踏まえ、本年度の包括外部監査では監査対象外とした。

③ 監査対象事業の抽出

危機管理局と消防局は令和2年度に実施している全ての事業を監査対象とした。

監査対象事業の抽出にあたっては、決算額など一定の基準を設け、その基準を満たしたものを監査対象事業とする方法も考えられるが、そのような基準を設定せず、令和2年度に実施している全ての事業を監査対象とした。

このことについては、防災事業の経済性、効率性及び有効性、特に有効性を検討するにあたっては、事業の目的と事業内容、その事業から得られた成果を決算額等にこだわることなく検討することが適切と考えたことによるものである。

また、これまでの包括外部監査で危機管理局と消防局は、委託契約や補助金など個別の事業が監査対象とされたことはあるが、局全体が監査対象部署とされたことがない。そのため、決算額の大小にかかわらず、すべての事業を監査対象とする意義は高いと考え、全事業を監査対象とした。

都市建設局は、監査対象部署を限定しているが、監査対象とした部署のすべての事業を監査対象とするのではなく、対象を絞り込んでいる。その抽出基準は次表のとおりである。

次表の抽出基準は災害予防計画に記載されている文言であるが、所管課が実際に実施している事業名は災害予防計画に記載されていない。包括外部監査を実施するにあたっては、実際に実施している事業をヒアリングし、それを踏まえて監査対象事業を選定している。

表 17 監査対象事業の抽出基準

監査対象部署		監査対象事業の抽出基準
危機管理局	危機管理課	令和2年度の全事業
	緊急対策課	
消防局消防部	消防総務課	令和2年度の全事業
	予防課	
	危険物保安課	
消防局警防部	警防課	令和2年度の全事業
	救急課	
	指令課	
都市建設局 まちづくり推進部	都市計画課	都市の防災性の向上に関する事業
	建築・住まい政策課	建築物の防災及び耐震に関する事業
		建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する事業
	建築審査課	建築物の防災に関する事業
都市建設局 下水道部	下水道経営課	下水道施設の防災・減災対策に関する事業
	下水道保全課	下水道施設の耐震対策に関する事業
	下水道整備課	水害に対する対策、下水道等の整備に関する事業
	津久井下水道事務所	城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の下水道

第3 実施した外部監査の概要

3. 監査の総括

(1) 監査対象事業の節科目別分類

① 危機管理局

次表は、危機管理局が令和2年度に実施した事業を節科目別に分類したものである。
需用費、委託料及び工事請負費が大きな割合を占めている。

表 18 監査対象とした危機管理局の事業の節科目別内訳 (単位:千円)

No	事業名	需用費	委託料	工事請負費	その他	合計
1	危機管理局職場研修費					—
2	防災計画等策定事業	733			63	796
3	防災対策普及啓発推進事業	2,809	6,109			8,918
4	自主防災組織等編成・訓練支援事業	956	828		710	2,495
5	避難場所等整備事業	9,322	14,618	85,082	754	109,780
6	防災資機材整備事業(危機管理課)	42,651	16,248		15,063 ※1	73,963
7	急傾斜地崩壊対策事業				7,750 ※2	7,750
8	防災意識普及啓発事業				3,150 ※2	3,150
9	災害救助基金積立金				11,357 ※3	11,357
10	一般事務費(危機管理課)	1,197			786	1,985
11	防災訓練実施事業	383			1,500	1,883
12	防災資機材整備事業(緊急対策課)	4,595				4,595
13	防災情報通信事業	10,319	59,744	4,576	19,825 ※4	94,464
14	一般事務費(緊急対策課)				21	21
15	介護人材確保定着育成事業	3,625				3,625
16	児童福祉事務運営費	3,024				3,024
17	児童クラブ運営費	1,205				1,205
18	感染症予防対策事業	8,580				8,580
19	学校環境衛生経費(小学校費)	359				359
20	学校環境衛生経費(中学校費)	62				62
	合計	89,823	97,548	89,658	60,988	338,019

※1 備品購入費 ※2 負担金、補助及び交付金等 ※3 積立金 ※4 役務費 16,594 千円等

② 消防局消防部

次表は、消防局消防部が令和2年度に実施した事業を節科目別に分類したものである。
危機管理局と同様、需用費、委託料及び工事請負費が比較的に大きな割合を占めている。
また、消防局消防部は、消防団に関する事業に関連して報酬、旅費、共済費が計上されている。
そのほか、負担金、補助及び交付金、使用料及び賃借料なども計上されている。

表 19 監査対象とした消防局消防部の事業の節科目別内訳 (単位:千円)

No	事業名	需用費	委託料	工事請負費	その他	合計
1	消防局職場研修費		200		34	234
2	2020 東京五輪・さがみぶらプロジェクト推進事業					—
3	消防研修費	251	491		17,178 ※1	17,921
4	消防職員貸与被服購入費	25,719			19,897 ※2	45,616
5	消防庁舎維持管理費	75,439	39,182		2,063	116,685

第3 実施した外部監査の概要

No	事業名	需用費	委託料	工事請負費	その他	合計
6	一般事務費(消防総務課)	3,155	1,134		2,956	7,247
7	消防団長等報酬				54,487 ※3	54,487
8	消防団員貸与被服購入費	13,138			14,445 ※4	27,583
9	消防団活動費(消防総務課)	75			38,177 ※5	38,252
10	退職報償金等掛金				38,603 ※6	38,603
11	その他福利費				18,144 ※7	18,144
12	消防団運営交付金				9,698 ※8	9,698
13	消防団共済組合補助金				4,014	4,014
14	消防団詰所・車庫維持管理費	5,908	99		5,975 ※9	11,983
15	一般事務費(消防総務課)	343			6,568 ※10	6,911
16	消防庁舎維持補修費	63,031	1,942	31,125	1,295	97,395
17	津久井消防署整備事業		14,543			14,543
18	津久井消防署整備事業(債務負担行為)		21,285			21,285
19	消防庁舎改修事業		10,010			10,010
20	消防団詰所・車庫維持補修費	6,582				6,582
21	消防団詰所・車庫整備費		16,278	62,505	245	79,029
22	消防団詰所・車庫整備費(事故繰越分)			23,859	19	23,878
23	火災予防事業費	848	2,268		41	3,158
24	相模原市防災協会補助金				14,674 ※11	14,674
25	一般事務費(予防課)	1,271			214	1,485
26	危険物保安事業費	285	80		208	574
	合計	196,050	107,515	117,490	248,943	670,000

※1 負担金、補助及び交付金 16,584 千円等 ※2 使用料及び賃借料 ※3 報酬 ※4 使用料及び賃借料
 ※5 旅費 ※6 共済費 ※7 報償費 12,682 千円、災害補償費 5,462 千円 ※8 負担金、補助及び交付金
 ※9 使用料及び賃借料等 ※10 負担金、補助及び交付金 ※11 負担金、補助及び交付金

③ 消防局警防部

次表は、消防局警防部が令和2年度に実施した事業を節科目別に分類したものである。

需用費と委託料が比較的に大きな割合を占めているのは危機管理局と消防局消防部と同様であるが、工事請負費に代わって備品購入費が大きな割合を占めている。そのほか、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金なども大きな割合を占めている。

表 20 監査対象とした消防局警防部の事業の節科目別内訳 (単位:千円)

No	事業名	需用費	委託料	備品購入費	その他	合計
1	消防活動費	9,074	198	19,252	2,668	31,193
2	救助活動費	4,012	90	11,304	1,158	16,565
3	出初め式開催費					—
4	消防車両維持管理費	76,561			12,174 ※1	88,735
5	消防車両購入費			281,007	14,650 ※2	295,658
6	一般事務費(警防課)	48			628	677
7	消防団活動費(警防課)	1,623				1,623
8	消防団車両維持管理費	11,107			4,159	15,266
9	消防団車両購入費・市単独分			130,306	371	130,677
10	消防水利維持管理費	3,406	636		50,232 ※3	54,275
11	消防水利整備費・市単独分	19			49,603 ※4	49,623

第3 実施した外部監査の概要

No	事業名	需用費	委託料	備品購入費	その他	合計
12	救急活動費	32,392	12,060		3,399	47,851
13	応急手当普及啓発費	445	3,427	158		4,031
14	救急高度化推進事業		347		1,699	2,046
15	一般事務費(救急課)				3	3
16	通信施設維持管理費	8,807	278,906	4,180	110,124 ※5	402,018
17	消防団通信機器維持管理費	1,761			782	2,543
	合計	149,261	295,666	446,209	251,656	1,142,792

※1 使用料及び賃借料 5,142 千円等 ※2 役務費 14,363 千円等

※3 使用料及び賃借料 16,245 千円、負担金、補助及び交付金 33,897 千円

※4 工事請負費 10,769 千円、負担金、補助及び交付金 38,834 千円等

※5 役務費 24,913 千円、使用料及び賃借料 84,898 千円等

④ 都市建設局まちづくり推進部

次表は、都市建設局まちづくり推進部が令和2年度に実施した事業のうち、監査対象とした事業を節科目別に分類したものである。

既存住宅・建築物耐震化促進事業に係る負担金、補助及び交付金が大割を占めている。

表 21 監査対象とした都市建設局まちづくり推進部の事業の節科目別内訳 (単位:千円)

N	事業名	委託料	負担金、補助 及び交付金	貸付金	その他	合計
1	令和元年東日本台風災害救助費	1,731				1,731
2	既存建築物等総合防災対策事業				250	250
3	既存住宅・建築物耐震化促進事業		27,213	3,320		30,533
4	既存建築物等総合安全対策事業					—
	合計	1,731	27,213	3,320	250	32,514

⑤ 都市建設局下水道部

次表は、都市建設局下水道部が令和2年度に実施した事業のうち、監査対象とした事業を節科目別に分類したものである。

工事請負費が大割を占めており、委託料が次いでいる。

表 22 監査対象とした都市建設局下水道部の事業の節科目別内訳 (単位:千円)

No	事業名	委託料	工事請負費	その他	合計
1	相模原市下水道事業業務継続計画 (下水道 BCP)見直し業務委託	16,500			16,500
2	雨水浸透ます設置助成金交付事業			140	140
3	BCP 用資機材の購入			1,359	1,359
4	浸水(内水ハザードマップ)(印刷費)			199	199
5	公共下水道管きょ耐震化事業	72,738	2,361,377		2,434,115
6	公共下水道境川第 28 バイパス雨水幹線整備 備工事(H29~R3 継続事業)		1,237,734		1,237,734
7	公共下水道津久井雨水 2 号幹線整備工事		94,803		94,803
	合計	89,238	3,693,915	1,699	3,784,853

(2) 防災に関する事務の法規性についての総括

本年度の包括外部監査において監査対象とした危機管理局、消防局、都市建設局が実施している事業は、需用費、委託料、工事請負費などが大きな割合を占めている。また、備品購入費や使用料及び賃借料も多額の金額が計上されている。これらは、性質はそれぞれ異なるが、契約事務に関連している点は共通している。そのため、本年度の包括外部監査は、契約事務の適切性が監査のポイントとなった。

監査対象とした事業の監査を実施した結果、法規性に関しては、指名競争入札の適用、再委託への対応、参考見積書の徴取など契約事務において見直すべき事項が散見された。

① 指名競争入札の適用

契約事務において見直すべき事項の一つが指名競争入札の適用についてである。

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結する。契約の締結方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条に次のように規定されている。

指名競争入札に係る地方自治法施行令の規定

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

監査対象事業のなかには、地方自治法施行令第 167 条第 1 号に該当するとして指名競争入札を実施しているが、なぜその性質又は目的が一般競争入札に適さないのか、その判断理由、根拠が不明確な事案が見受けられた。このような事案は監査の「結果」としている。

② 再委託への対応

契約事務において見直すべき事項の一つが再委託への対応である。

受託者が再委託を行う際には、市の書面による承諾が必要なことが契約書に規定されているが、その承諾が行われていない事案や、受託者が提出した申請書が不十分な内容にもかかわらず再委託を承諾している事案が見受けられた。このような事案は監査の「結果」としている。

再委託については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることが可能と解釈される契約書を用いている事案が見受けられた。また、一方では、全部又は主要な部分以外の一部の業務の再委託が可能なのかが明確にされていない契約書を用いている事案なども見受けられた。

このような事案は監査の「意見」としている。

第3 実施した外部監査の概要

③ 参考見積書の徴取

契約事務において見直すべき事項の一つが参考見積書の徴取についてである。

予定価格を設定するにあたり事業者から参考見積書を徴取することがある。参考見積書の徴取については法令等に特段の定めはなく、そのルールは地方公共団体がそれぞれ決めることになる。

相模原市は、財政局財政部契約課が作成している契約事務についてのマニュアルである「契約事務の手引き」で参考見積書の徴取のルールを定めており、2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。しかしながら、1者のみから参考見積書を徴取している事案が多数見受けられた。

「契約事務の手引き」は、契約の方法についての手順を詳細に記したものであり、遵守が厳しく求められるものではないが、契約事務を行うにあたっては守らなければならないものである。1者のみから参考見積書を徴取している事案は監査の「意見」としている。

(3) 防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性についての総括

防災に関する事務の経済性、効率性及び有効性については、事業の内容や成果が防災に資するものなのかが重要であるが、一方で、そこまで行う必要があるのか、過剰な投資ではないかなど、事業が過大とみなされる可能性もある。そのため、どこまで事業を実施すればよいのかを見極めることが難しい分野といえる。

監査対象とした事業について、明らかに過剰であり、そこまで行う必要性に疑問の残る事業や支出内容は見受けられなかった。しかしながら、防災活動用資機材や救急資器材の在庫管理や、消耗品や備品の発注等に今後の対応を見直す必要がある事項が散見された。

また、補助金を交付している公益社団法人相模原市防災協会への対応や、消防団に支出している報酬や旅費についても、事務の見直しを検討すべき事項が見受けられた。

4. 監査の結果及び意見の要約

「第4 包括外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

(1)危機管理局

項目	結果	意見
1. 防災計画等策定事業(危機管理課) ① 参考見積書の徴取について【意見-1】 相模原市地域防災計画(本編)の印刷製本費について、参考見積書を1者のみから徴取している。 参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。		○
2. 防災対策普及啓発推進事業(危機管理課) ① 個人情報等の取扱いに関する書類について【結果-1】 防災マイスター派遣業務委託について、受注者である公益社団法人相模原市防災協会から、個人情報等の取扱いに関する特記事項第10条第2項に定める個人情報等の預り証が提出されていなかった。 必要書類の提出を徹底させる必要がある。	○	
② 指名競争入札の根拠の明確化について【結果-2】 洪水ハザードマップ作成業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。	○	
③ 再委託の未承諾について【結果-3】 洪水ハザードマップ配布業務委託は、市が作成した洪水ハザードマップ等を受注者が用意する透明フィルムに封入する業務と、封入したものを対象地区内の住居及び事業所のポストへ全戸配布する業務からなる。 受注者が配布終了時に提出した配布実績報告書によると、封入業務を第三者に再委託しているが、市は再委託の承諾を行っていない。 封入業務の再委託につき、書面により承諾を行う必要がある。	○	
① 参考見積書の徴取について【意見-2】 防災ガイドブック、相模原市洪水ハザードマップ及び避難所運営マニュアルの印刷製本費について、参考見積書を1者のみから徴取している。 参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。		○
② 少額による1者随意契約の見積書の徴取先について【意見-3】 さがみはらマイ・タイムライン作成ガイドブック印刷、ハザードマップ増刷及び土砂災害ハザードマップ増刷(麻溝・新磯・相武台地区)は、購入予定価格が		○

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>1 件 10 万円以下であるため、1 者から見積書を徴すればよいと規定されている。しかしながら、いずれもタイヨー印刷(株)からの徴取となっており、特定の業者に偏っている状況である。</p> <p>「契約事務の手引き」においては、「1 者随契として発注できる少額な案件は、一般的にどの業者でも履行が可能なものは、地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないようにすること。」とされている。</p> <p>地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないように、見積書の選定先を決定する必要がある。</p> <p>③ 防災マイスター派遣業務委託の委託料の根拠について【意見-4】</p> <p>防災マイスター派遣業務委託は、受注者である公益社団法人相模原市防災協会の見積金額がそのまま契約金額となっているが、委託料の設定根拠について、市がその妥当性を検討した証跡はない。</p> <p>委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。</p> <p>④ 支払い時期の明確化について【意見-5】</p> <p>防災マイスター派遣業務委託の委託料について、ホームページ掲載・周知啓発業務の経費については、契約書に支払時期の定めがない。</p> <p>最終回(令和 3 年 3 月 31 日付)の請求により支払っていたが、履行確認ができる適切なタイミングを検討のうえ、支払時期を明確化することが望ましい。</p> <p>3. 自主防災組織等編成・訓練支援事業(危機管理課)</p> <p>① 起震車運用業務委託の委託料の根拠について【意見-6】</p> <p>起震車運用業務委託は、受注者である公益社団法人相模原市防災協会の見積金額がそのまま契約金額となっているが、委託料の設定根拠について、市がその妥当性を検討した証跡はない。</p> <p>委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。</p> <p>② 参考見積書の徴取について【意見-7】</p> <p>自主防災組織訓練用物品(初期消火訓練用水消火器)の調達について、参考見積書を 1 者のみから徴取している。</p> <p>参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い 2 者以上から徴取する必要がある。</p> <p>4. 避難場所等整備事業(危機管理課)</p> <p>① 指名競争入札の根拠の明確化について(その1)【結果-4】</p> <p>飲料水兼用貯水槽点検清掃委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。</p> <p>同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

項目	結果	意見
<p>② 指名競争入札の根拠の明確化について(その2)【結果-5】 非常用発電設備等保守点検業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○	
<p>③ 指名競争入札の根拠の明確化について(その3)【結果-6】 屋内運動場空調設備設置に係る構造検証業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○	
<p>① 予定価格の設定について(その1)【意見-8】 飲料水兼用貯水槽点検清掃委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。 見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p>② 予定価格の設定について(その2)【意見-9】 非常用発電設備等保守点検業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。 見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p>③ 予定価格の設定について(その3)【意見-10】 飲料水兼用貯水槽資機材点検等業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。 見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p>④ 予定価格の設定について(その4)【意見-11】 防災備蓄倉庫撤去処分業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。 見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	
<p>⑤ 再委託禁止条項の見直しについて(その1)【意見-12】 大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕において、非常用貯水タンク清掃・修繕が再委託されているが、再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分とすることができる。 契約書の規定では、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て</p>	○	

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>一括再委託することができるかとされているが、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。</p>		
<p>⑥ 再委託禁止条項の見直しについて(その2)【意見-13】 飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、非常用貯水タンク清掃が再委託されているが、再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分といえることができる。 契約書の規定では、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができるかとされているが、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。</p>		○
<p>⑦ 再委託禁止条項の見直しについて(その3)【意見-14】 大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕及び飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、主要といえない一部業務が再委託されている。 契約書の規定によると、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができるが、一部業務を再委託する場合の取扱いが明記されていない。業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約書に一部再委託の取扱いを明記するよう、再委託禁止条項を見直す必要がある。</p>		○
<p>⑧ 防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託のフォローアップについて【意見-15】 防災備蓄品・案内板維持管理業務委託は、避難所施設等を適正に維持管理するための点検業務である。 受注者から毎月提出される点検の実施結果のうち、フォローアップすべき事項については、毎月の実施結果報告の決裁時に、前月までのフォローアップ状況報告を添付するなどして、その顛末を明らかにしておくことが望ましい。</p>		○
<p>5. 防災資機材整備事業(危機管理課)</p>		
<p>① 指名競争入札の根拠の明確化について【結果-7】 「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、両委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。 両委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>		○
<p>① 消費期限の入力誤りについて(その1)【意見-16】 南台防災備蓄倉庫の防災備蓄品であるガソリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に不整合があった。 在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>		○
<p>② 消費期限の入力誤りについて(その2)【意見-17】 広域避難場所対応倉庫(鹿沼公園)の防災備蓄品であるガソリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に不整合があった。 在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>		○
<p>③ 防災備蓄品の在庫管理表への適時入力について【意見-18】 救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が多数存在していた。これらは、令和3年度に納品された新型コロナウイルス</p>		○

項目	結果	意見
<p>ス感染症対策用の防災備蓄品であり、配置先が決まるまで、在庫管理表に入力していないとのことであった。</p> <p>防災備蓄品の配置先が決まる前であっても、救援物資集積・配送センターに入庫された段階で、防災備蓄品の在庫管理表への入力を行う必要がある。</p> <p>④ 寄贈物品の在庫管理表への入力について【意見-19】</p> <p>救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が存在していた。これらは寄贈物品とのことであった。</p> <p>寄贈物品であっても、防災備蓄品であることには変わりないため、備品項目などを整理したうえで、在庫管理表への入力を行う必要がある。</p> <p>⑤ サバイバルフーズについて【意見-20】</p> <p>緑が丘分署防災備蓄倉庫において、同じ会社の商品であるが、消費期限までの期間が異なるサバイバルフーズがあった。旧商品の保存期間 25 年から、新商品の保存期間 10 年に短縮されたことが原因である。</p> <p>旧商品については、在庫管理表の管理外(簿外)とされていた。旧商品を在庫管理表に入力し管理するとともに、フードバンクに寄贈を打診するなどして、当該サバイバルフーズの取扱いを検討する必要がある。</p> <p>⑥ 避難所用仕切りユニットについて【意見-21】</p> <p>緑が丘分署防災備蓄倉庫において、避難所用仕切りユニットが在庫管理表の管理外(簿外)となっていた。旧城山町の防災備蓄品であるが、現行商品のように細かく仕切ることができないため、避難者ニーズにそぐわないとのことである。</p> <p>簿外となっているのは好ましくなく、保管スペースも取っていることから、処分することも含めて取扱いを検討する必要がある。</p> <p>⑦ 消費期限と在庫数の入力誤りについて【意見-22】</p> <p>三井地域センターの防災備蓄品である水(2リットル)について、在庫管理表上の消費期限及び在庫数と現物の消費期限及び在庫数に不整合があった。</p> <p>在庫管理表への消費期限及び在庫数の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p> <p>⑧ 物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力について【意見-23】</p> <p>現在、物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力は危機管理課のみ可能となっている。</p> <p>災害時に避難所運営等の現場となる区役所等においても、操作入力ができるよう、操作研修を行うなどして、体制を整備する必要がある。</p> <p>⑨ 南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その1)【意見-24】</p> <p>南台防災備蓄倉庫の視察を行ったところ、屋根の底部分が剥がれており、地上に崩れ落ちそうな状態となっていた。</p> <p>屋根の底部分が剥がれ落ちることで、けが人が出る可能性もあるなど危険であることから、落下が想定される範囲にコーンを置くなど、何らかの対策を講じる必要がある。また、小・中学校等の避難所倉庫などでは同様の事例が想定されることから、他の防災備蓄倉庫においても、同様の事例が見られた場合には、適時に対応をとる必要がある。</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>⑩ 南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その2)【意見-25】 南台防災備蓄倉庫の裏口扉付近の敷地部分に雑草が生い茂っており、足の踏み場がない状態であった。 除草作業は年1回行っているとのことだが、適宜行っておくことが望ましい。</p>		○
<p>⑪ 防災備蓄品の配置の改善について【意見-26】 救援物資集積・配送センターに毛布が5,320枚保管されている。納入年月が古いものほど奥に保管されているが、スペースの都合上、奥までたどり着くことが困難な状況である。そのため、必然的に手前に保管されている納入年月の新しいものから使用せざるを得ない。 災害時に適切に対応できるよう、防災備蓄品の配置の改善を検討することが望ましい。</p>		○
<p>⑫ 他課が所管する防災備蓄品の管理について【意見-27】 救援物資集積・配送センターに、健康福祉局の福祉避難所用資機材など、危機管理課以外の課が所管する防災備蓄品が保管されていた。各課の保管場所が不足していることから、救援物資集積・配送センターでの保管依頼を受け、保管しているとのことであった。 危機管理課所管外の防災備蓄品であるため、物資調達・輸送調整等支援システム外での管理となっている。 他課が所管する防災備蓄品の管理体制を検討することが望ましい。</p>		○
<p>⑬ 在庫管理表の入力項目について【意見-28】 救援物資集積・配送センターにおいて、同じ防災備蓄品であるにも関わらず、在庫管理表の入力方法が異なるものがあつた。 在庫管理表の入力方法を統一することが望ましい。</p>		○
<p>⑭ 保管場所の明示について【意見-29】 三井地域センターにおいて、非常用炊飯袋1,000枚の現物確認を行ったところ、他の防災備蓄品は、その箇所には何が保管されているかがわかるラベルが貼られていたが、非常用炊飯袋が保管されていた場所にはラベルが貼られていなかった。 防災備蓄品の保管場所を明確にしておく必要がある。</p>		○
<p>⑮ 業者選定について【意見-30】 「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は、それぞれ指名競争入札により業者選定を行っている。それぞれ4者を指名しているが、その4者は全く同一の業者となっている。 「契約事務の手引き」を踏まえ、業者選定にあたっては、偏った指名にならないよう留意する必要がある。</p>		○
<p>⑯ 予定価格の設定について【意見-31】 「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」について、それぞれ参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。 見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複</p>		○

項目	結果	意見
<p>数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p> <p>6. 防災情報通信事業(緊急対策課)</p> <p>① 指名競争入札の根拠の明確化について【結果-8】</p> <p>相模原市災害情報共有システム構築業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。</p> <p>同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p> <p>① 予定価格の設定について【意見-32】</p> <p>相模原市災害情報共有システム構築業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定している。予定価格は参考見積書の見積価格より増額となっているが、増額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。</p> <p>見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>	○	○

(2) 消防局消防部

項目	結果	意見
<p>1. 消防庁舎維持管理費(消防総務課)</p> <p>① 長期継続契約の導入について【意見-33】</p> <p>南消防署庁舎総合管理委託及び北消防署庁舎総合管理委託は、長期継続契約ではなく、委託業者を年度ごとに選定している。</p> <p>消防局庁舎総合管理委託等で長期継続契約を導入していることから、南消防署庁舎総合管理委託業務及び北消防署庁舎総合管理委託業務への長期継続契約導入の可否を検討する必要がある。</p> <p>2. 一般事務費(消防総務課)</p> <p>① 委託契約の事務について【意見-34】</p> <p>別契約となっているが同一の事業者から物品を購入している事案が見受けられた。</p> <p>類似した事案があるならば、それらをまとめた形で契約を行う必要がある。</p> <p>3. 消防団長等報酬(消防総務課)</p> <p>① 消防団員の確保について【意見-35】</p> <p>相模原市消防団に関する条例では消防団員の定員は1,710人だが、令和2年度の人数はこのおおよそ8割相当で、現状は、市があるべきと考えている消防団員数に及ばない状況である。</p> <p>消防団員数の増加策を検討する必要がある。</p> <p>② 消防団活動状況報告書の活動内容の記載について【意見-36】</p> <p>消防団の活動については、年2回、各分団等が「消防団活動(出動)状況報告書」を市に提出し報告している。</p> <p>報告書の活動実績を記載する欄の「その他」には具体的な内容を記載する</p>	○	○

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>こととなっているが、詳しい内容が記載されていない報告書が見受けられた。 その他の内容が不明確な場合は、具体的な内容を記載するように、該当する分団等を指導する必要がある。</p> <p>4. 消防団活動費(消防総務課)</p> <p>① 出動旅費の支給方法について【意見-37】 出動旅費は、1 人の出動 1 回につき一定額の支払という形で計算されているが、出動した消防団員に直接支払われるのではなく、分団等をとおして支払われている。 分団等に支払われた出動旅費が実際に出動した消防団員に間違いなく支払われているかどうかについて市は把握していない。今後は、各消防団員の個人口座に市が直接支払うようにし、会計事務を適切に管理する必要がある。</p> <p>② 出動旅費の金額について【意見-38】 消防団員に対する出動旅費の地方交付税算入基準額は 1 回の出動につき 7,000 円である(消防庁資料より)。しかしながら、市の支給額は、災害時でも 1 回 3,000 円であり、これを大きく下回る金額となっている。 消防団員の出動旅費について合理的な金額を検討することが望ましい。</p> <p>5. 消防団運営交付金(消防総務課)</p> <p>① 交付金の予算の設定方法について【意見-39】 消防団に交付されている消防団運営交付金に関して、各分団等においては厳密には予算がなく、要綱に基づいて計算された金額が割り振られているだけであり、それをどの支出科目に使うかは各分団等に任されている。 交付金の総額は要綱どおりに計算するとしても、それを何に使うのかを各分団等に事前に決定させ、これを市に提示してもらい、まとめることで全体の予算とする必要がある。</p> <p>② 算出根拠の消防団員数について【意見-40】 現状の消防団員数が定員に満たない分団等においては、新規消防団員獲得のために交付金を利用するよう検討することが望ましい。</p> <p>6. 消防庁舎維持補修費(消防総務課)</p> <p>① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-41】 不特定修繕にかかる需用費や、委託料に計上された業務について、参考見積書を 1 者のみから徴取している。 参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い 2 者以上から徴取する必要がある。</p> <p>7. 津久井消防署整備事業・津久井消防署整備事業(債務負担行為)(消防総務課)</p> <p>① 債務負担行為の活用による長期業務契約の一本化について【意見-42】 建設工事基本設計業務と建設工事实施設計業務に区分され、基本設計業務は、一般競争入札を実施し、実施設計業務は、基本設計業務を委託した株式会社ユニバサル設計と随意契約を締結している。 基本設計業者以外の者が実施設計業務を行うことが困難であると想定されるのであれば、長期間にわたる津久井消防署整備事業の計画当初から、基本設計業務及び実施設計業務を一本化した設計業務として一体発注し、一般</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

項目	結果	意見
<p>競争入札を実施する必要があったと思われる。</p> <p>このことについて、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約を締結することが可能であると判断される。</p> <p>8. 消防団詰所・車庫維持補修費(消防総務課)</p> <p>① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-43】</p> <p>不特定修繕にかかる需用費に計上された業務について、参考見積書を1者のみから徴取している。</p> <p>参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p> <p>9. 消防団詰所・車庫整備費(消防総務課)</p> <p>① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-44】</p> <p>測量にかかる委託料及び工事請負費に計上された業務について、参考見積書を1者のみから徴取している。</p> <p>参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p> <p>10. 火災予防事業費(予防課)</p> <p>① ファイヤースクールの取組について-日本語を母語としない児童への配慮【意見-45】</p> <p>外国人の児童に対する対応を考える必要がある。</p> <p>ファイヤースクールを実施する際には、事前に小学校等と打ち合わせを行い、日本語を母語としない児童でも確実に内容が理解できるような準備を行い実施することが望まれる。</p> <p>② 一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務について【意見-46】</p> <p>民生委員により実施するのが適切であると考ええる。</p> <p>民生委員の業務は昨今の社会情勢から多岐に渡り、困難多忙を極めていると推察される。しかしながら、一人暮らし高齢者家庭における防災の観点から考えて、こうした啓発業務は確実に最も効果が高い方法で実施する必要がある、事業の見直しの検討が望まれる。</p> <p>11. 相模原市防災協会補助金(予防課)</p> <p>① 定款に記載の事業内容について【結果-9】</p> <p>防災協会は、令和2年度に市からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染者等移送を行う「感染症まん延防止等対策事業」を実施しているが、定款第4条の事業内容には合致しないと考えられる。</p> <p>定款のあり方について、防災協会と対応を協議する必要がある。</p> <p>① 役員任期について【意見-47】</p> <p>役員任期については原則として2年であり、役員定数(理事8名、監事2名)に満たなくなる場合に重任となる旨が定款に定められている。</p> <p>役員総数の半数が3期以上の在任役員である現在の防災協会の組織は、様々な面において硬直的な体質になる可能性がある。</p> <p>役員在任期間が長期にわたることがないように適切に選任することが望ましく、市においては、防災協会と対応を協議することが望ましい。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>② 補助金交付要綱について【意見-48】 防災協会の令和2年度の収支については、公益目的事業会計及び法人会計いずれも、執行額は補助金交付額を超過している。 執行額が補助金交付額を上回っている限りは、精算を行う必要がない、という現在の要綱は、健全運営や補助金の適正化といった方向性にそぐわないと思われる。現在の要綱の見直しを検討する必要がある。</p> <p>③ 防災協会の人件費について【意見-49】 防災協会が外郭団体として持続的に成長し、存在価値を高めるためには、経営の透明性の確保や効率的かつ効果的に業務を執行する体制を確立する必要がある。 そのためにも、嘱託職員と常勤臨時職員の効率的な配置の見直しを行うこと及び事務の効率化等によって、人件費を含めた経費削減を図る必要があると考える。人件費のあり方について、防災協会と協議することが望ましい。</p>		○

(3) 消防局警防部

項目	結果	意見
<p>1. 消防車両購入費(警防課)</p> <p>① 検収書の取扱いについて【結果-10】 役務費として「令和2年度緊急情報システム移設及び車載型無線装置関連作業」として14,018,400円(税込)を支出している。 本役務の履行期限は令和3年3月31日であり、実際に令和3年3月31日までに検収を終了していたとのことである。しかしながら、相手方の求めにより、相手方の来庁日であった令和3年4月20日を検収日とした検収書を手渡している。 実際に検収を終了した日付で記名すべきであり適切ではなかった。今後このようなことがないよう留意する必要がある。</p> <p>2. 消防水利維持管理費(警防課)</p> <p>① 合意解約契約書の文言について【意見-50】 私有地に設置された消防水利に関する「土地賃貸借契約の合意解約契約書」を閲覧したところ、返納の期限が記載されていなかった。 「土地賃貸借契約の合意解約契約書」に返納の期限を記載する必要がある。</p> <p>3. 消防水利整備費・市単独分(警防課)</p> <p>① 見積書の徴取先について【意見-51】 令和2年度の防火水槽解体工事は5件であった。うち、業者選定方法として見積合せが4件、一般競争入札が1件である。 見積合せ4件のうち2件においては同一の3者による見積合せとなっている。「契約事務の手引き」に従い、一部の業者に偏った選定にならないように留意する必要がある。</p>		○

項目	結果	意見
<p>4. 救急活動費(救急課)</p>		
<p>① 仕様書における用語の定義について【意見-52】 救急資器材管理供給業務(SPD)仕様書及びその別紙等においては、救急資器材の数量に関連する用語が多く使用されている。 数量に関する用語については、明確な定義を行い、契約書・仕様書・その他の書類で混同しないように対応する必要がある。</p>		○
<p>② 定数管理報告書の規定について【意見-53】 定数物品の在庫数量及び使用量は「定数管理報告書」を使い、発注者及び受注者の双方で確認が行われている。定数管理報告書についての記載は仕様書にはなく、消防署内の運用方法の通知に記載されている。 定数管理報告書は定数物品の検査・検収及び次回の納品数量を決定する上で最も重要な書類であり、その運用方法は仕様書で明確に規定するとともに、標準様式として設定し、改定するのであれば受注者との合意のもとで決定する必要がある。</p>		○
<p>③ 定数管理報告書の記載方法について【意見-54】 定数管理報告書の記載方法等について、次の点を改善する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不足状況については、メモ書きだけでなく、別の報告書で発注者に報告し、その後の改善状況についてもフォローアップが必要である。 2) 次回納品数・回収カード数については、回収カードがない場合には「-」を記載するなど、状況を明確に表す必要がある。 3) 次回納品数・回収カード数については合計欄を設け、合計額と受注者が回収したカード枚数が等しいことを確認し、書類の記載誤りやカードの回収漏れ等を未然に防ぐ仕組みが求められる。 4) 令和3年9月分の定数管理報告書は確認日の記載が漏れている。日付は漏れなく記載する必要がある。 		○
<p>④ 資器材カードの発行管理について【意見-55】 定数物品については、資器材カードを使用して、消費及び発注の手続を行っている。 現在のカードは付番が行われていない。カードには付番を行い、紛失による再発行や記載内容の変更等が生じた場合には、発注者と受注者で合意のもとで新たなカードを発行する運用とする必要がある。</p>		○
<p>5. 通信施設維持管理費(指令課)</p>		
<p>① 再委託の承諾について【結果-11】 消防情報管理システムの保守委託について受託者は、再委託承認申請書を市に提出し、市も承諾している。 申請書に、(4)再委託先において取り扱う情報、(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法の記載がない。 個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を網羅的に記載した申請書に基づき承諾を行う必要がある。</p>	○	

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>② 受注者の代表者の記載について【結果-12】 消防情報管理システムの保守委託契約について、業務委託契約書及び請求書の代表者名と、再委託承認申請書、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び連絡体制に関する報告、個人情報の取扱いに係る作業場所に関する報告及び秘密保持に関する誓約書受領報告書の代表者名が異なっている。 業務委託契約書に記載の受注者情報と異なる情報が記載された書面があるときは、市はその原因を受注者に確認するとともに、記載内容を統一し、変更が生じた場合には受注者からその報告を受け、変更後の正しい内容に修正する必要がある。</p> <p>① 再委託金額の確認について【意見-56】 消防情報管理システムの保守委託契約は、1者随意契約により日本電気株式会社 相模支店と委託契約を締結しているが、当該委託業務の重要な一部は10者に再委託されている。 1者随意契約で再委託が行われる場合、再委託金額の妥当性を十分に検証することなく、再委託を行うことを承諾してしまう可能性がある。1者随意契約で再委託を行う場合には、可能な限り見積書を入手する等など、再委託金額の妥当性を確認することが望ましい。</p> <p>② 年度末間際の支出について【意見-57】 年度末間際の3月後半になってからの消耗品(需用費)の購入が少なからず見受けられる。 3月後半の消耗品の購入は、外観的には、必要に応じたものなのか、予算を消化するためのものかの区別が非常に難しい。また、年度末間際の時間的な余裕がない中での執行となるため、おおよそ不要な物品の購入を誘発しかねない。 3月後半になっての需用費の執行はできる限り避けることが望ましい。</p> <p>③ 分割発注について【意見-58】 ポータブルハードディスクを令和3年1月19日と2月2日の2回に分けて購入している。 計画的に必要な総数を決め、複数者から見積書を入手していれば、より安く購入できた可能性がある。 消耗品は最小の経費で購入できるよう計画的に発注する必要がある。</p> <p>④ 10万円未満の取引について【意見-59】 物品等修繕料は全部で27件の支出があったが、そのうち12件が90,000円以上100,000円未満の取引である。 契約規則では、物品等修繕料で予定価格が10万円以下のときは、見積書の徴取を省略できると規定されており、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる余地がある。 これらの価格帯の物品等修繕を行うときは、可能な限り同時に行い、契約の分散を抑え、複数者から見積を入手する必要がある。</p>	○	○

(4) 都市建設局まちづくり推進部

項目	結果	意見
<p>1. 令和元年東日本台風災害救助費(建築・住まい政策課)</p> <p>① 修理業者の選定について【意見-60】</p> <p>市は、応急修理を行う際の手続として、被災者に施工業者リストを配布することとしている。応急修理は、令和元年度に6件、令和2年度に4件実施されているが、施工業者リストから選定された事業者はなかった。</p> <p>施工業者リストから選定されなかった原因を分析し、登録事業者の追加も視野に入れ、いつ発生するか予測できない災害に対して準備を行う必要がある。</p>		○
<p>2. 既存住宅・建築物耐震化促進事業(建築・住まい政策課)</p> <p>① 沿道建築物耐震化率について【意見-61】</p> <p>市が特に重要な路線として指定した路線の沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断が義務化され、市がその結果を公表することとなった。対象建築物は62棟で、令和2年度における耐震化率は22.58%である。</p> <p>対象建築物の所有者に毎年アンケート調査を実施し、状況の把握に努めているが、耐震化が計画通りに進まない場合には、所有者が必要と考える補助金の額等についても調査内容に加え、より詳細な現状分析を行い、補助金額や補助対象の拡充など、耐震化率改善のための実効性のある対応を推進していくことが望まれる。</p>		○
<p>3. 都市計画マスタープラン策定関連事業(都市計画課)</p> <p>① 地域防災計画等の防災関連計画と都市計画課との関係について【意見-62】</p> <p>相模原市都市防災基本計画は、都市計画マスタープランが令和2年3月に策定(改定)されたことから、見直しの可否を検討することが望ましい。</p> <p>相模原市市街地復興マニュアルも見直しの可否を検討することが望ましい。</p>		○
<p>4. 建築審査課における防災関連事務(建築審査課)</p> <p>① 応急危険度判定活動マニュアルの改定履歴について【意見-63】</p> <p>応急危険度判定活動マニュアルは、見直しから相当年数が経過したこともあり、見直しの可否を検討することが望ましい。</p>		○

(5) 都市建設局下水道部

項目	結果	意見
<p>1. 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)見直し業務委託(下水道経営課)</p> <p>① 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)について【意見-64】</p> <p>相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)(令和3年4月改定)を確認したところ、やや、被害想定とハードウェアに重きを置いた計画のように思われた。</p> <p>被災後の下水道BCP期間内における具体的な行動内容について、より具体的な被災状況を想定した計画を立案する必要がある。</p>		○

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>2. 雨水浸透ます設置助成金交付事業(下水道経営課)</p> <p>① 雨水浸透ます設置助成金交付事業について【意見-65】</p> <p>雨水浸透ますの設置を助成する本事業の助成件数は、直近5年間で28件と少ない。</p> <p>今後の事業展開を検討し、普及余地がまだ残されている場合には、事業が拡大されるよう、方法を検討することが望ましい。</p>		○
<p>3. 公共下水道管きょ耐震化事業(下水道保全課)</p> <p>① 公共下水道管きょ耐震化事業の進捗について【意見-66】</p> <p>管きょ耐震化事業の現在の進捗率は、計画対象管きょの10%である。</p> <p>事業費の確保の面もあることながら、雨天の影響などによる外的影響についてはやむを得ないところであり、当初計画スケジュールについては、見直しが必要になるものとする。</p> <p>② 被害例との対比について【意見-67】</p> <p>過去の地震による下水管被害比率を、市の下水管総延長約3,000kmに当てはめた場合、事前対策を行うことにも限界があるように思われる。</p> <p>他の自治体の対応例を教訓に、被災後の応急対応・復旧対応への人的物的準備と訓練に比重を移していくことも一つの方法と考えられ、対応を検討することが望ましい。</p>		○
<p>4. 公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(H29～R3 継続事業)(下水道整備課)</p> <p>① 相模原市緊急雨水対策事業実施計画の進捗について【意見-68】</p> <p>相模原市緊急雨水対策事業実施計画の計画期間が令和6年度までとなっていることから、計画期間内に接続管工事を完了し、事業効果が着実に発現されるよう、引き続き工事の進捗を図っていく必要がある。</p> <p>② 境川の特性と雨水管整備について【意見-69】</p> <p>整備を進めている公共下水道境川第28バイパス雨水幹線は、構造上、貯留が可能であり、境川の負担を一時的に緩和させる機能を有しているが容量に上限がある。</p> <p>引き続き、境川の特性を踏まえ、高い費用対効果の発現とともに、円滑な事業進捗が図られるよう対応していく必要がある。</p>		○
<p>5. 公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)(津久井下水道事務所)</p> <p>① 工事の計画と実際の対応について【意見-70】</p> <p>公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)の事業費は、総額7.1億円で予定されていたところ、全体の支出額は9.5億円と見込まれているため、既に2.4億円の予定額超過が見込まれることとなった。</p> <p>一般に、工事については、当初の想定通りに進まないケースがあり、本件もその一例である。防災事業に関する大規模な工事を進めていく場合の事業リスクの一例として、本件を今後の事業計画に活かすことが望ましい。</p>		○

(6)「相模原市地域防災計画・災害予防計画」

項目	結果	意見
1. 全般的事項		
① 災害予防計画と事業の整合性について【意見-71】 相模原市地域防災計画の災害予防計画に記載されている項目と、市が実際に行っている事業との結びつきについて、市民も容易に情報を入手できるような情報開示を行うことが望ましい。		○
② 「検討する」とされている項目について【意見-72】 災害予防計画には、「検討する」とされている項目が見受けられる。 「検討する」とされている項目について進捗状況を確認し、対応済みの項目があれば災害予防計画に適切に反映させる必要がある。		○
2. 地区防災計画		
① 地区防災計画の見直しについて【意見-73】 令和3年11月17日現在、相模原市では、市内を22地区に区分し、各地区がそれぞれ地区防災計画を策定している。 引き続き、地区の現状に応じた地区防災計画の改訂が着実に進展するよう継続的な支援をしていくことが望ましい。		○
② 地区防災計画の資料編の記載内容について【意見-74】 各地区の地区防災計画の資料編には、地区防災計画の策定主体となっている協議会の委員名簿、一時避難場所、広域避難場所、ライフライン等の連絡先などが記載されているが、その記載内容は地区ごとに違いがみられる。 地区防災計画は、地域住民が自ら定めて作成するものであるが、資料編に記載する情報については、記載例を示すなどの対応を図ることが望ましい。		○
3. 浸水被害対策		
① 河川の整備に関する記載について【意見-75】 都道府県は、「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を公表するとされており、神奈川県も対応を図っている。 鳩川の準用河川区間および八瀬川は、「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)に基づいて改修計画を進めているが、「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)を基準に河川の整備を進めることが困難なのであれば、そのこととその理由などを相模原市地域防災計画等で明確にしておくことが望ましい。		○
② 公共下水道雨水管の整備に関する記載について【意見-76】 公共下水道雨水管の整備については、「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」を策定し、浸水被害の解消を目指している。 相模原市地域防災計画は、「改定・相模原市雨水対策基本計画」や「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に言及していないが、事業の基本となる計画は、相模原市地域防災計画に言及しておくことが望ましい。		○

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
4. 土砂災害対策 ① 住民からの情報収集の方法について【意見-77】 住民からの情報収集の具体的方法や仕組みを市民に周知するための対応を検討する必要がある。		○
5. 林野火災対策 ① 林野火災の予防対策について【意見-78】 市は森林面積が大きな割合を占めており、森林火災(林野火災)への対応は、周辺の市町村と比較しても重要性が高いと考える。林野火災の予防対策について、災害予防計画で言及しておくことが望ましい。		○

第4 包括外部監査の結果及び意見

I. 危機管理局

1. 防災計画等策定事業(危機管理課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	1,963	313	1,287	884
執行決算額	1,753	60	796	—
不用額	209	252	490	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
報酬	50	37	63	—
報償費	—	22	—	—
旅費	—	—	—	—
需用費	1,703	—	733	意見-1
合計	1,753	60	796	—

② 事業概要

1)相模原市防災会議

令和元年東日本台風及び他市町村における災害の教訓等を踏まえ、相模原市地域防災計画を修正するため、相模原市防災会議(以下「防災会議」という。)を開催している。

防災会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月28日から5月18日まで書面開催とした。

防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置している。防災会議の組織及び所掌事務は、相模原市防災会議条例に定められており、その内容は次のとおりである。

相模原市防災会議条例より抜粋

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相模原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項について、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

防災会議は、会長(市長)及び委員をもって組織されている(防災会議条例第3条)。

委員の総数は50人以内(同第6項)とされており、令和2年4月1日時点で次のとおり、45名の委員が委嘱されている。

第4 包括外部監査の結果及び意見

委員構成(令和2年4月1日時点)

市長、副市長 3名、教育長、消防局長、危機管理監、区長 3名、議会局長	計 11名
指定地方行政機関の委員	5名
神奈川県知事の部内の職員	3名
神奈川県警察の警察官	5名
消防団長	1名
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員または職員	13名
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	4名
その他市長が特に必要と認める者	3名

防災会議委員の報酬は、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定められており、日額 12,600 円となっている。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例より抜粋

(報酬の額)			
第2条			
2 前項の規定により定める特別職職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。			
別表第1(第2条関係)			
番号	職名	報酬額	
12	附属機関の委員、臨時委員及び専門委員(9の項から前項までに規定する委員を除く。)	日額	12,600円。ただし、社会福祉審議会の委員及び臨時委員が社会福祉法施行令第3条第1項の調査審議を行う場合にあつては、19,000円

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 参考見積書の徴取について【意見－1】

本事業の需用費は、相模原市地域防災計画(本編)の印刷製本費である。200冊、733,700円でタイヨー印刷株式会社に発注している。

当該物品は、需用費のうちの印刷製本費に該当し、かつ購入予定価格が1件10万円を超えているため、物品規則第7条第1項第2号に規定する総括調達物品に該当し、物品規則第11条第1項より契約課への契約依頼案件となっている。

「契約事務の手引き」より、契約課へ契約依頼を行うにあたり、所管課は参考見積書を徴取する必要があるが、本事業で所管課は、タイヨー印刷株式会社1者から参考見積書を徴取しており、予定価格は当該参考見積書の価格と同額に設定している。

一般に、参考見積書を1者のみから徴取している場合、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなり、その後の競争入札ないし見積合せにおいて

他者より有利な立場となりうる。実際に、本事業でも参考見積書を徴取したタイヨー印刷株式会社が落札し、契約締結に至っている。

参考見積書を1者のみから徴取することの問題点を避けるために、参考見積書は複数者から徴取することが望ましく、「契約事務の手引き」も2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。

「契約事務の手引き」は、契約の方法についての手順を詳細に記したものであり、契約規則や物品規則ほど遵守が厳しく求められるものではない。しかしながら、注意点として挙げている以上は守らなければならないものである。

参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。

物品規則より抜粋

(物品の区分)

第7条 物品の区分は、次に掲げるとおりとする。

(2) 総括調達物品 相模原市予算規則別表第1の節の区分のうち、次に掲げる費目から購入経費を支出するもの。ただし、共通物品を除く。

- ア 需用費の細節の区分中、消耗品費、印刷製本費及び医薬材料費
- イ 備品購入費

2 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、各課調達物品とする。

(2) 印刷製本費中、次に掲げるもの

オアからエまでに定めるもののほか、支出予定価格が1件10万円以下のもの
(購入手続)

第11条 総括調達物品の購入は、予算主管課長が、物品購入依頼票兼払出請求票により契約課長に依頼しなければならない。(以下省略)

2. 防災対策普及啓発推進事業(危機管理課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	16,003	11,742	11,282	29,342
執行決算額	3,810	11,577	8,918	—
翌年度繰越額	12,000	—	—	—
不用額	192	164	2,363	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
報償費	309	—	—	—
旅費	10	—	—	—
需用費	2,786	1,261	2,809	意見-2、3
委託料	704	10,285	6,109	結果-1~3 意見-4、5
使用料及び賃借料	—	30	—	—
合計	3,810	11,577	8,918	—

② 事業概要

1)防災ガイドブック

日ごろから市民一人ひとりが災害への備えや心構えについて考え、発災後の行動について適切な行動がとれるようにするために作成しているものであり、令和2年度は転入者への配布用として、防災ガイドブックを増刷した。

名称	内容
防災ガイドブック	地震・風水害等の災害に対する基本的な知識や対策に関する市民向けの防災手引書

2)マイ・タイムライン作成ガイドブック

台風が近づいているときや大雨の時に「いつ・どこに・どのように」避難をするのか、一人ひとりがあらかじめ決めておく「防災行動計画」であるマイ・タイムラインの作成を促すために作成しているものであり、令和2年度は窓口配布用に増刷した。

名称	内容
マイ・タイムライン作成ガイドブック	風水害や防災情報について基本的な知識やマイ・タイムラインの作成方法を記載

3)洪水ハザードマップ

河川(相模川・境川・鳩川・道保川・串川・道志川)が氾濫した場合の浸水範囲と避難方法等に係る情報を、市民にわかりやすく提供するため、洪水ハザードマップにより、居住する地域に内在する危険性を周知し、被害を最小限にとどめるものであり、令和2年度は「串川・道志川」の改定版を作成した。

名称	内容
洪水ハザードマップ	浸水想定区域、風水害時避難場所、避難時危険箇所、情報の伝達方法、避難時の心得等を記載

4)土砂災害ハザードマップ

土砂災害による人的被害を防止するため、ハザードマップにより、土砂災害の恐れのある区域及び円滑な警戒避難に必要な情報等を住民に周知し、被害を最小限にとどめるものであり、令和2年度は「麻溝・新磯・相武台・青山」を増刷した。

名称	内容
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、風水害時避難場所、災害情報の入手、災害情報の種類と行動、避難の心得等を記載

5)避難所運営マニュアル

避難所を運営するにあたっての必要事項を記載した「避難所運営マニュアル」を関係課の意見や避難所運営協議会会長へのアンケート結果、令和元年東日本台風の対応を踏まえた車中泊避難者への対応、ペット対策、女性をはじめ多様な視点からの避難所運営のほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ改訂した。

名称	内容
避難所運営マニュアル	準備・説明編、避難所開設活用マニュアルシート集、様式集、新型コロナウイルス感染症対策編等を記載

6)さがみはら防災マイスター

自助・共助を中心とした防災知識の普及啓発を進めるための地域人材を育成する「さがみはら防災スクール」を平成25年度に創設し、認定特定非営利活動法人日本防災士機構の指定する講座に市の実情を反映した独自の講座を加えたカリキュラムで構成するもので、受講後に防災士の資格を取得した者に対し、専門的な防災知識を持った者として、独自に「さがみはら防災マイスター」(以下「防災マイスター」という。)として認証し、地域での普及啓発に取り組んでいる。

また、防災マイスターが地域で活動するに際し、防災・減災の取組に関する最新の知識を身につけ、スキルアップを図るための防災マイスタースキルアップ研修を開催しているほか、防災マイスター派遣業務として、地域団体(市内在住・在勤・在学の原則10名以上の団体)からの依頼に基づき、防災に関する普及啓発を行っている。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

① 個人情報等の取扱いに関する書類について【結果－1】

防災マイスター派遣業務委託について、受注者である公益社団法人相模原市防災協会は、市の定める個人情報保護条例及び関係法令等に基づき、個人情報等の取扱いに関する特記事項を遵守しなければならない。

個人情報等の取扱いに関する特記事項では、作業責任者等の届出や作業場所の特定、秘密保持に関する誓約書の提出などについて定められており、受注者から必要書類の提出を受けている。しかしながら、その一部が提出されていなかった。具体的には、個人情報等の取扱いに関する特記事項第10条第2項に定める個人情報等の預り証が提出されていなかった。

市は、必要書類の提出を徹底させる必要がある。

個人情報等の取扱いに関する特記事項より抜粋

(受渡し)

第10条 受注者は、発注者受注者間の個人情報等の受渡しに関しては、書面により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報等の預り証を提出しなければならない。

② 指名競争入札の根拠の明確化について【結果－2】

洪水ハザードマップ作成業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。契約方法を指名競争入札とした根拠として、地方自治法施行令第167条第1号該当としている。

しかしながら、洪水ハザードマップ作成業務委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。

市は、洪水ハザードマップ作成業務委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないかと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。

地方自治法施行令より抜粋

(指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

③ 再委託の未承諾について【結果－3】

洪水ハザードマップ配布業務委託の概要は次のとおりである。

件名	洪水ハザードマップ配布業務委託
契約金額	919,433円(単価97円(税抜き))
契約期間	令和2年8月17日から令和2年10月30日まで
受注者	株式会社JPメディアダイレクト

洪水ハザードマップ配布業務委託は、市が作成した洪水ハザードマップ等を受注者が用意する透明フィルムに封入する業務(以下「封入業務」という。)と、封入したものを対象地区内の住居及び事業所のポストへ全戸配布する業務(以下「配布業務」という。)からなる。

受注者が配布終了時に提出した配布実績報告書によると、受注者とは別の事業者である株式会社アテナメーリング事業部が記載されていた。株式会社アテナの会社ホームページによると、株式会社アテナは、DM 発送代行サービスや同封・同梱サービスなどのメーリングサービスを行っている。

配布実績報告書によると、株式会社アテナメーリング事業部が資材を受領し作業を行っていることから、封入業務を第三者に再委託している状況である。しかしながら、市は再委託の承諾を行っていない。

契約書第7条により、第三者に再委託する場合には、市の書面による承諾が必要である。当該委託業務は、封入業務と配布業務からなり、どちらの業務も主要な部分であるといえる。

市は封入業務の再委託につき、書面により承諾を行う必要がある。

契約書より抜粋

(一括再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約について委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 監査の意見

① 参考見積書の徴取について【意見－2】

「① 参考見積書の徴取について【意見－1】」と同様の事案である。

防災対策普及啓発推進事業においては、防災ガイドブック等各種印刷物を次表のとおり発注している。

表 23 発注内容

	件名等	受注者	金額(円)
ア	防災ガイドブック	タイヨー印刷(株)	496,100
イ	さがみはらマイ・タイムライン作成ガイドブック印刷	タイヨー印刷(株)	98,500
ウ	相模原市洪水ハザードマップ印刷	タイヨー印刷(株)	1,139,754
エ	ハザードマップ増刷	タイヨー印刷(株)	99,030
オ	土砂災害ハザードマップ増刷	タイヨー印刷(株)	97,000
カ	土砂災害ハザードマップ増刷(麻溝・新磯・相武台地区)	タイヨー印刷(株)	50,000
キ	洪水ハザードマップ増刷	(有)中央コピー	38,500
ク	避難所運営マニュアル	タイヨー印刷(株)	752,400

上表のア、ウ、クは購入予定価格が1件10万円を超え、物品規則第7条第1項第2号に該当する総括調達物品であるため、契約課への契約依頼案件となっている。

契約課へ契約依頼を行うにあたり、所管課は参考見積書を徴取しなければならないが、それぞれ、タイヨー印刷株式会社1者のみから徴取しており、予定価格は当該参考見積書

第4 包括外部監査の結果及び意見

の価格と同額に設定している。

一般に、参考見積書を1者のみから徴取している場合、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなり、その後の競争入札ないし見積合せにおいて他者より有利な立場となりうる。実際に、上表のア、ウ、クでも参考見積書を徴取したタイヨー印刷株式会社が落札し、契約締結に至っている。

参考見積書を1者のみから徴取することの問題点を避けるために、参考見積書は複数者から徴取することが望ましく、「契約事務の手引き」も2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。

参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。

② 少額による1者随意契約の見積書の徴取先について【意見－3】

防災対策普及啓発推進事業においては、防災ガイドブック等各種印刷物を次表のとおり発注している。

表 24 発注内容

	件名等	受注者	金額(円)
ア	防災ガイドブック	タイヨー印刷(株)	496,100
イ	さがみはらマイ・タイムライン作成ガイドブック印刷	タイヨー印刷(株)	98,500
ウ	相模原市洪水ハザードマップ印刷	タイヨー印刷(株)	1,139,754
エ	ハザードマップ増刷	タイヨー印刷(株)	99,030
オ	土砂災害ハザードマップ増刷	タイヨー印刷(株)	97,000
カ	土砂災害ハザードマップ増刷(麻溝・新磯・相武台地区)	タイヨー印刷(株)	50,000
キ	洪水ハザードマップ増刷	(有)中央コピー	38,500
ク	避難所運営マニュアル	タイヨー印刷(株)	752,400

上表のイ、エ、オ、カ、キは購入予定価格が1件10万円以下であるため、契約規則第26条及び第27条第1項但し書き第3号の規定により、少額による1者随意契約で、1者から見積書を徴すればよいと規定されている。

上表のイ、エ、カにおいては、上記受注者のみから見積書を徴取しており、この点では問題はない。しかしながら、いずれもタイヨー印刷(株)からの徴取となっており、特定の業者に偏っている状況である。

「契約事務の手引き」においては、「1者随契として発注できる少額な案件は、一般的にどの業者でも履行が可能なものは、地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないようにすること。」とされている。

ウの相模原市洪水ハザードマップ印刷においては、タイヨー印刷(株)以外にも3者が見積合せに参加していることなどを踏まえると、履行可能な業者はそれなりにいると思われる。

少額による1者随意契約にあたっては、地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないように、見積書の選定先を決定する必要がある。

契約規則より抜粋

(随意契約によることができる額)	
第 26 条	政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
(2)	財産の買入れ 160 万円
(随意契約の方法)	
第 27 条	契約の締結を随意契約の方法によって行う場合においては、2 人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、1 人の見積書の徴取で足りるものとする。
(3)	予定価格が 10 万円以下のとき。

③ 防災マイスター派遣業務委託の委託料の根拠について【意見－ 4】

防災マイスター派遣業務委託の概要は次のとおりである。

件名	さがみはら防災マイスター派遣業務委託
契約金額	717,091 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
受注者	公益社団法人相模原市防災協会

委託料は 717,091 円で、その内訳は契約書第 4 条に次のとおり定められている。

契約書より抜粋

(委託料)	
第 4 条	相談・受付業務・資機材搬送・回収業務の委託については、さがみはら防災マイスター派遣1件につき、10,186 円を乗じた金額とする(上限を 60 回までとする)。
2	ホームページ掲載・周知啓発業務として、40,741 円を支払うものとする。
3	この委託業務に必要な経費として、諸経費 65,190 円を支払うものとする。

受注者である公益社団法人相模原市防災協会((以下「防災協会」という。))から提出された見積書の内訳は次表のとおりである。

このとおり、契約書第 4 条に定める委託料は、防災協会から提出された見積書の内訳と完全に同一であり、見積金額がそのまま契約金額となっている。

委託料の設定根拠については、市がその妥当性を十分に検討する必要があるが、検討した証跡はない。具体的には、ホームページ掲載・周知啓発業務が一式 40,741 円となっているが、この金額の根拠は明らかでない。相談・受付・資機材搬送・回収業務の単価 10,186 円についても、その根拠は明らかでない。諸経費は 10%となっているが、10%とした根拠も明らかでない。

市は、委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 25 防災協会見積書の内訳(抜粋)

件名	単位	単価(円)	小計(円)
ホームページ掲載・周知啓発業務	一式		40,741
相談・受付・資機材搬送・回収業務	60件	10,186	611,160
諸経費	一式		65,190
合計		717,091	

④ 支払い時期の明確化について【意見－5】

防災マイスター派遣業務委託の委託料の請求及び支払いについては、契約書第5条に次のとおり定められている。

契約書より抜粋

(委託料の請求及び支払い)

第5条 受注者は、その月の委託業務に関し仕様書に定める実施結果報告書を発注者に提出し、当該業務の履行の確認を得た後、前条の規定に基づき、発注者に請求するものとする。ただし、前条第3項の必要な経費の支払いについては、初回分に併せて請求するものとする。

すなわち、前記に示した契約書第4条各項の経費のうち、第1項の相談・受付・資機材搬送・回収業務の経費については毎月、第3項の諸経費は初回(4月)に支払うこととなっているが、第2項のホームページ掲載・周知啓発業務の経費については、支払時期の定めがない。

令和2年度のホームページ掲載・周知啓発業務の経費は、最終回(令和3年3月31日付)の請求により支払っていたが、履行確認ができる適切なタイミングを検討のうえ、支払時期を明確化することが望ましい。

3. 自主防災組織等編成・訓練支援事業(危機管理課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	5,014	5,114	5,666	5,435
執行決算額	4,361	4,024	2,495	—
不用額	652	1,089	3,170	—

※平成30年度・令和元年度は「自主防災組織等活動支援事業」として実施。

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	1,388	1,020	956	—
委託料	2,972	2,550	828	意見-6
備品購入費	—	453	710	意見-7
合計	4,361	4,024	2,495	—

② 事業概要

1) 自主防災組織の育成

地震災害の発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るためには、市や防災関係機関が災害対策を推進することはもとより、市民一人ひとりの自発的かつ適切な行動が不可欠である。

そこで、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の取組を支援するために自治会などで編成された自主防災組織に対し、災害時における自主防災活動が円滑に行われるよう、防災行動力の向上を図るための防災訓練の実施に必要な訓練用消耗品や防災専門員の活動服などを支給している。

2) 起震車訓練

防災訓練の実施の際に、起震装置で地震の揺れを疑似体験することにより、地震時の市民の災害対応力や防災意識向上の一助とするため、申請した団体が行う訓練に対して起震車及び指導員を派遣している。

なお、起震車の運用は、市消防職員又は市の委託先である防災協会が行う(相模原市起震車運用要領第3条)。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 起震車運用業務委託の委託料の根拠について【意見－6】

起震車運用業務委託の概要は次のとおりである。

件名	起震車運用業務委託
契約金額	3,543,732 円
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
受注者	公益社団法人相模原市防災協会

委託料は3,543,732 円で、その内訳は契約書第4条に次のとおり定められている。

契約書より抜粋

(委託料)
第4条 委託料は、起震車運用業務1回(4時間につき一回とする)に29,199円を乗じて積算した金額とする(上限を105回までとする)。
2 この委託業務に必要な経費として、車両リース料、訓練保険料及び諸経費の合計477,837円を支払うものとする。

また、防災協会から提出された見積書の内訳は次表のとおりである。

表 26 防災協会から提出された見積書の抜粋

件名	単位	単価(円)	小計(円)
起震車運用業務 ①	105 回	29,199	3,065,895
小計		3,065,895	
車両リース料 ②	一式		125,000
保険料 ③	一式		30,680
諸経費 (①+②+③)×0.1	一式		322,157
小計			477,837
合計			3,543,732

このとおり、契約書第4条に定める委託料は、防災協会から提出された見積内訳と完全に同一であり、見積金額がそのまま契約金額となっている。

委託料の設定根拠については、市がその妥当性を十分に検討する必要があるが、検討した証跡はない。具体的には、車両リース料が一式125,000円、保険料が一式30,680円となっているが、この金額の根拠は明らかでない。諸経費は10%となっているが、10%とした根拠も明らかでない。

市は、委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。

② 参考見積書の徴取について【意見－7】

「① 参考見積書の徴取について【意見－1】」と同様の事案である。

自主防災組織等編成・訓練事業においては、自主防災組織訓練用物品を次表のとおり発注している。

表 27 発注内容

	件名等	受注者	金額(円)
ア	自主防災組織訓練用物品(初期消火訓練用水消火器)	東京消設株式会社	273,600
イ	自主防災組織訓練用物品(煙体験ハウス・スモークマシン等)	有限会社ススム消防設備	473,000

ア、イとも購入予定価格が1件10万円を超え、物品規則第7条第1項第2号に該当する総括調達物品であるため、契約課への契約依頼案件となっている。

契約課へ契約依頼を行うにあたり、参考見積書を徴取しなければならないが、アについては、東京消設株式会社1者のみから徴取しており、予定価格は当該参考見積書の価格と同額に設定している。

一般に、参考見積書を1者のみから徴取している場合、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなり、その後の競争入札ないし見積合せにおいて他者より有利な立場となりうる。実際に、上表のアでも参考見積書を徴取した東京消設株式会社が落札し、契約締結に至っている。

参考見積書を1者のみから徴取することの問題点を避けるために、参考見積書は複数者から徴取することが望ましく、「契約事務の手引き」も2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。

参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。

第4 包括外部監査の結果及び意見

4. 避難場所等整備事業(危機管理課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	20,055	39,237	267,928	31,473
執行決算額	19,398	37,045	109,780	—
翌年度繰越額	—	—	154,917	—
不用額	656	2,191	3,229	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	7,197	7,111	9,322	意見-12
役務費	186	176	168	—
委託料	11,611	29,067	14,618	結果-4~6 意見-8~11 意見-13~15
使用料及び賃借料	296	296	296	—
工事請負費	—	—	85,082	—
備品購入費	—	294	165	—
公課費	106	99	125	—
合計	19,398	37,045	109,780	—

② 事業概要

1)避難場所等の維持管理

災害に備えて、避難場所等の施設や設備を整備し、維持管理を行っている。主な設備は以下2)~4)のとおりである。

2)非常用発電設備

市立小・中学校等の避難所において、停電が発生した場合に備えて、非常用発電設備を105基整備している。

3)飲料水兼用貯水槽

主に100 m³のタンクが埋設されており、平常時は水道管からタンクに分岐し、水が常時循環している。災害時には、水道圧力が一定以下に低下すると遮断弁が作動し、タンク内の水が使用できる飲料水兼用貯水槽を小・中学校等の地下等に22基設置している。

4)空調設備設置工事

分散避難を目的とした避難所(市内6箇所の小中学校屋内運動場)への空調設備設置工事に係る空調室内機の吊り込みに関する安全な構造についての検証を令和2年度に実施している。

(2) 監査の結果

① 指名競争入札の根拠の明確化について(その1)【結果－4】

飲料水兼用貯水槽点検清掃委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。
契約方法を指名競争入札とした根拠として、地方自治法施行令第167条第1号該当としている。

しかしながら、飲料水兼用貯水槽点検清掃委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。

市は、飲料水兼用貯水槽点検清掃委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないかと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。

地方自治法施行令より抜粋

(指名競争入札)
第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

② 指名競争入札の根拠の明確化について(その2)【結果－5】

非常用発電設備等保守点検業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。
契約方法を指名競争入札とした根拠として、地方自治法施行令第167条第1号該当としている。

しかしながら、非常用発電設備等保守点検業務委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。

市は、非常用発電設備等保守点検業務委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないかと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。

③ 指名競争入札の根拠の明確化について(その3)【結果－6】

屋内運動場空調設備設置に係る構造検証業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。契約方法を指名競争入札とした根拠として、地方自治法施行令第167条第1号該当としている。

しかしながら、屋内運動場空調設備設置に係る構造検証業務委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。

市は、屋内運動場空調設備設置に係る構造検証業務委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないかと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。

(3) 監査の意見

① 予定価格の設定について(その1)【意見－8】

飲料水兼用貯水槽点検清掃委託は、株式会社小池設備1者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。しかしながら、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。

第4 包括外部監査の結果及び意見

また、指名競争入札により業者選定を行っているが、参考見積書を提出した株式会社小池設備が受注している。これは、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなるため、その後の指名競争入札において、他者より有利な立場となりうることを表していると考ええる。

見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。

契約事務の手引きより抜粋

予定価格は、取引の実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して定めます。見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定してください。

※ 何の根拠もなく前年度の契約金額を予定価格とすることは、適正な価格とはいえませんので、十分注意して設定してください。

② 予定価格の設定について(その2)【意見－9】

非常用発電設備等保守点検業務委託は、株式会社三栄防災1者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。しかしながら、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。

また、指名競争入札により業者選定を行っているが、参考見積書を提出した株式会社三栄防災が受注している。これは、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなるため、その後の指名競争入札において、他者より有利な立場となりうることを表していると考ええる。

見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。

③ 予定価格の設定について(その3)【意見－10】

飲料水兼用貯水槽資機材点検等業務委託は、県北管工事協同組合1者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。しかしながら、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。

また、見積合せにより業者選定を行っているが、参考見積書を提出した県北管工事協同組合が受注している。これは、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなるため、その後の見積合せにおいて、他者より有利な立場となりうることを表していると考ええる。

見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。

④ 予定価格の設定について(その4)【意見－11】

防災備蓄倉庫撤去処分業務委託は、山崎産業株式会社1者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。しかしながら、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。

また、見積合せにより業者選定を行っているが、参考見積書を提出した山崎産業株式会社が受注している。これは、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなるため、その後の見積合せにおいて、他者より有利な立場となりうることを表していると考える。

見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。

⑤ 再委託禁止条項の見直しについて(その1)【意見－12】

大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕において、株式会社小池設備が受注し、次表のとおり業務が再委託されている。

表 28 再委託の内容

再委託業者名	再委託業務内容
有限会社ビルメンマツモト	非常用貯水タンク清掃・修繕(市立大沢小学校内)
株式会社ビーアイズ	交通整理及び警備(市立大沢小学校内)

大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕仕様書によると、業務内容は「飲料水兼用貯水槽の給水口・消火栓設備取付口バルブ修繕、鋼管製品及びダクタイル管製品における点検、清掃を実施する。」となっている。すなわち、飲料水兼用貯水槽の補修、点検、清掃が当該委託業務の主な内容である。

この点、有限会社ビルメンマツモトに再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分といえることができる。

再委託については、契約書第7条で次のとおり規定されている。

契約書より抜粋

(一括再委託の禁止)
 第7条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

この規定に従うと、有限会社ビルメンマツモトに対する再委託については、あらかじめ市の書面による承諾が必要であるため、令和3年2月8日付で再委託承認申請がなされ、2月9日付で再委託の承諾を行っている。

この点、契約書の規定に従っており、手続き上の問題はないといえるが、当該委託業務の主要な部分を再委託するということは、受注者に十分な履行体制が整っていないことの証左ともいえ、そもそも受注者に当該業務を委託することが適切ではなかった可能性もある。

このように、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。

⑥ 再委託禁止条項の見直しについて(その2)【意見－13】

飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、株式会社小池設備が受注し、次表のとおり業務が再委託されている。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 29 再委託の内容

再委託業者名	再委託業務内容
有限会社ビルメンマツモト	非常用貯水タンク清掃工(市立北相中学校内その他 1 箇所)
株式会社ビーアイズ	交通整理及び警備(市立北相中学校内その他 1 箇所)

飲料水兼用貯水槽点検清掃委託仕様書によると、業務内容は「飲料水兼用貯水槽の鋼管製品及びダクタイル管製品における点検、清掃を実施する。」となっている。すなわち、飲料水兼用貯水槽の点検、清掃が当該委託業務の主な内容である。

この点、有限会社ビルメンマツモトに再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分といえることができる。再委託については、契約書第7条で次のとおり規定されている。

契約書より抜粋

(一括再委託の禁止)
 第7条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

この規定に従うと、有限会社ビルメンマツモトに対する再委託については、あらかじめ市の書面による承諾が必要であるため令和2年7月3日付で再委託承認申請がなされ、7月3日付で再委託の承諾を行っている。

この点、契約書の規定に従っており、手続き上の問題はないといえるが、当該委託業務の主要な部分を再委託するということは、受注者に十分な履行体制が整っていないことの証左ともいえ、そもそも受注者に当該業務を委託することが適切ではなかった可能性もある。

このように、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。

⑦ 再委託禁止条項の見直しについて(その3)【意見－14】

「大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕」及び「飲料水兼用貯水槽点検清掃委託」において、業務の一部が再委託されている。

再委託の禁止については、契約書第7条で次のとおり規定されている。

契約書より抜粋

(一括再委託の禁止)
 第7条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

この規定によると、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができるが、一部を再委託する場合の取扱いが明記されていない。

両委託とも、交通整理及び警備を再委託しているが、これは委託業務の一部といえるため、当該規定によれば、市の再委託の承諾は不要ということになる。しかしながら、市の再委託の承諾を求める趣旨は、委託業務の履行体制を把握することで、適正な業務執行を図るものである。たとえば、「6. 防災情報通信事業」の相模原市災害情報共有システム構築業

務委託では、再委託の禁止について、契約書第4条で次のとおり規定されている。

相模原市災害情報共有システム構築業務委託契約書より抜粋

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て委託業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、受注者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

この規定によると、全部又は主要な部分の一括再委託は禁止であるが、一部であれば市の承認を得ることで再委託が可能であるということになる。このように、一部再委託についての取扱いが明記されている。

業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約書に一部再委託の取扱いを明記するよう、再委託禁止条項を見直す必要がある。

⑧ 防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託のフォローアップについて【意見－15】

防災備蓄品・案内板維持管理業務委託は、避難所施設、防災倉庫防災備蓄品、広域避難場所案内板及び広域避難場所誘導標識を適正に維持管理するための点検業務である。

件名	防災備蓄品・案内板維持管理業務委託
契約金額	3,360,011 円
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
受注者	公益社団法人相模原市防災協会

点検の実施結果は、「防災備蓄品・案内板等維持管理業務の実施結果(〇月分)について(報告)」により把握している。受注者から毎月提出される点検の実施結果のうち、フォローアップすべき事項については、「防災備蓄品・案内板等維持管理業務の実施結果について」として担当者がまとめており、そこには「〇月分特記事項」として、不足数などを記載している。

特記事項には、たとえば「不足分は確認後補充を行う」とあるが、その後、補充を行ったか否かのフォロー状況は記載されておらず不明であった。原則、次月までの間に補充するようにしており、補充を行ったときは物資調達・輸送調整等支援システムに入力し更新することであった。しかしながら、補充した事実やシステム入力更新内容については、決裁を受けておらず、補充済みか未了かは把握できない。

フォローアップについては、受注者から毎月提出される点検の実施結果報告の決裁時に、前月までのフォローアップ状況報告を添付するなどして、その顛末を明らかにしておくことが望ましい。

5. 防災資機材整備事業(危機管理課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	18,398	18,001	87,801	36,628
執行決算額	18,393	17,898	73,963	—
不用額	4	102	13,837	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	18,393	17,898	42,651	—
委託料	—	—	16,248	結果-7 意見-30、31
備品購入費	—	—	15,063	—
合計	18,393	17,898	73,963	—

② 事業概要

1)防災資機材の整備

災害時における市民のための食料及び生活資機材の防災活動用資機材の整備を図り、11 箇所の一般倉庫への集中備蓄、105 箇所の避難所倉庫及び 25 箇所の広域避難場所対応倉庫等への分散備蓄を行っている。

一般倉庫に集中的に食料、資機材を備蓄し、必要に応じて避難所、広域避難場所等へ搬送し、避難所倉庫には小・中学校等の避難所に避難した人が当面必要とする食料、資機材を備蓄し、広域避難場所対応倉庫には、広域避難場所に避難した人が必要とする資機材を備蓄している。また、令和2年度は、令和元年東日本台風に伴い使用した資機材の再整備及び新型コロナウイルス感染症対策物品の整備も行っている。

2)物資調達・輸送調整等支援システム

物資調達・輸送調整等支援システムは、平成30年7月豪雨災害における政府の物資支援において、避難所への物資到達状況の把握や避難所ニーズの集約が困難であったことなどが課題とされ、国・自治体・避難所の担当者が、これらの情報を一元的に管理・共有できるシステムの構築が必要とされたことから、令和元年度に国が開発したシステムである。

当該システムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもので、都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報(ニーズ、調達・輸送状況等)を国・都道府県・市町村で共有できるように開発された。

これまでは、電話・FAX等のやり取りが中心で、物資ニーズや物資輸送状況の迅速な全体把握や関係者間の情報共有が困難であり、また在庫が把握できず必要な物資量がわか

らないという課題があったが、システム導入により、避難所物資ニーズのリアルタイムな把握共有が可能となり、ニーズに対するミスマッチの解消につながるとともに、物資の要請・輸送に係る情報を一元的に管理できることとなった。また、自治体における平時の避難所及び物資拠点の管理、備蓄物資の管理・情報共有に活用でき、災害時の初動対応を迅速化することが可能となるというメリットがある。

3) 相模原市救援物資集積・配送センター

市は、防災備蓄の充実や市が被災した際の生活必需品等の救援物資を効率的に受け入れるため、円滑な物資の集積・配送を可能とする機能を兼ね備えた防災備蓄倉庫「相模原市救援物資集積・配送センター」(以下「救援物資集積・配送センター」という。)を平成 27 年度に整備、平成 28 年 4 月 1 日から運用を開始し、災害対策の強化を図っている。

救援物資集積・配送センターの概要は次のとおりである。

名称	相模原市救援物資集積・配送センター
所在地	相模原市中央区小町通 2-2-19
面積	敷地面積:2,019.56 m ² 延床面積:1,310.17 m ²
構造	鉄骨造 地上 2 階 耐火建築物
付帯設備	非常用発電設備、少量危険物庫、太陽光パネル、防火水槽(100トン)
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・大型トラックによる物資の搬入を可能とする構造 ・フォークリフトによる物資の移動を可能とする構造 ・停電時の対応を可能とするため非常用発電設備を設置



4) 防災備蓄倉庫の現地視察

防災備蓄品の整備・管理状況を確認するため、令和 3 年 9 月 21 日(火)、22 日(水)に防災備蓄倉庫の現地視察を実施した。現地視察の対象倉庫は次表のとおりである。救援物資集積・配送センター及び各区 2 か所の防災備蓄倉庫の現地視察を実施するとともに、在庫管理表に基づき、現物確認等を行った。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 30 現地視察を行った施設

No.	名称	区分	所在地
1	救援物資集積・配送センター	一般倉庫	中央区
2	緑が丘分署防災備蓄倉庫	一般倉庫	中央区
3	鹿沼公園	広域避難場所対応倉庫	中央区
4	橋本公民館	風水害時避難場所	緑区
5	三井地域センター	避難所倉庫	緑区
6	市民健康文化センター	風水害時避難場所	南区
7	南台防災備蓄倉庫	一般倉庫	南区

(2) 監査の結果

① 指名競争入札の根拠の明確化について【結果－7】

「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は指名競争入札により業者選定を行っている。契約方法を指名競争入札とした根拠として、地方自治法施行令第167条第1号該当としている。

しかしながら、「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。

市は、「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適しないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。

地方自治法施行令より抜粋

(指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(3) 監査の意見

① 消費期限の入力誤りについて(その1)【意見－16】

南台防災備蓄倉庫の防災備蓄品であるガソリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に次表のとおり、不整合があった。

在庫管理表への消費期限の入力誤りであるため、正しく入力する必要がある。

表 31 消費期限についての在庫管理票と現物との不整合

小項目	在庫管理表上の消費期限	現物の消費期限
ガソリン	2022年2月28日	2022年2月18日
ガソリン	2023年2月28日	2023年2月4日
ガソリン	2024年2月28日	2024年2月8日

② 消費期限の入力誤りについて(その2)【意見－17】

広域避難場所対応倉庫(鹿沼公園)の防災備蓄品であるガソリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に次表のとおり、不整合があった。特に、2024年2月期限のものは、2年後の2026年2月期限と大きく異なっていた。

在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。

表 32 消費期限についての在庫管理票と現物との不整合

小項目	在庫管理表上の消費期限	現物の消費期限
ガソリン	2022年2月28日	2022年2月12日
ガソリン	2023年2月28日	2023年2月6日
ガソリン	2026年2月28日	2024年2月8日

③ 防災備蓄品の在庫管理表への適時入力について【意見－18】

救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が多数存在していた(写真の奥の棚に整理されていない防災備蓄品のすべて)。

これらは、令和3年度に納品された新型コロナウイルス感染症対策用の防災備蓄品であり、配置先が決まるまで、在庫管理表に入力していないとのことであった。

すなわち、在庫管理表の管理外(簿外)となっている防災備蓄品が多数ある状態になっている。在庫管理表は、物資調達・輸送調整等支援システムに入力することにより作成されるが、簿外となっている状態ということは、物資調達・輸送調整等支援システムの機能を十分に活用できない状態にあるといえる。

そもそも、物資調達・輸送調整等支援システムは、避難所等における物資の在庫情報を一元的に管理し、平時より避難所や物資拠点の在庫等の情報を把握することにより、災害発生時の初動対応を円滑化することを目的にしている。この点、簿外状態では、在庫情報を一元的に管理できないし、各所で在庫の情報を適切に把握することができない。

防災備蓄品の配置先が決まる前であっても、救援物資集積・配送センターに入庫された段階で、その在庫の事実を反映させる必要がある。市は、防災備蓄品の在庫管理表への適時入力を行う必要がある。



第4 包括外部監査の結果及び意見

④ 寄贈物品の在庫管理表への入力について【意見－19】

救援物資集積・配送センターにおいて、③のほかにも、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が存在していた。これらは寄贈物品とのことであった。

寄贈物品であっても防災備蓄品であることには変わらないため、備品項目などを整理したうえで、在庫管理表への入力を行う必要がある。

⑤ サバイバルフーズについて【意見－20】

緑が丘分署防災備蓄倉庫において、消費期限までの期間が異なるサバイバルフーズがあった。同じ会社の商品であるが、旧商品の保存期間 25 年から、新商品の保存期間 10 年に短縮されたことが原因である。

具体的には、旧商品が 2013 年 10 月納品、2038 年 9 月消費期限、新商品が 2014 年 10 月納品、2023 年 9 月消費期限となっており、納品が 1 年違いであるのも関わらず、消費期限が全く異なっている。

このため、旧商品については、在庫管理表の管理外(簿外)とされていた。旧商品が新商品と同じ保存期間 10 年と仮定すると、来年 2022 年 9 月に消費期限を迎えることとなる。

旧商品を在庫管理表に入力し管理するとともに、フードバンクに寄贈を打診するなどして、当該サバイバルフーズの取扱いを検討する必要がある。

⑥ 避難所用仕切りユニットについて【意見－21】

緑が丘分署防災備蓄倉庫において、写真のとおり、避難所用仕切りユニットが 1 列占有していたが、在庫管理表の管理外(簿外)となっていた。

この避難所用仕切りユニットは、旧城山町の防災備蓄品であるが、現行商品のように細かく仕切ることができないため、避難者ニーズにそぐわないとのことである。

簿外となっているのは好ましくなく、保管スペースも取っていることから、当該避難所用仕切りユニットについて、処分することも含めて取扱いを検討する必要がある。



⑦ 消費期限と在庫数の入力誤りについて【意見－ 22】

三井地域センターの防災備蓄品である水(2 リットル)について、在庫管理表上の消費期限及び在庫数と現物の消費期限及び在庫数に次表のとおり、不整合があった。

在庫管理表への消費期限及び在庫数の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。

表 33 消費期限と在庫数の入力誤り

小項目	在庫管理表		現物	
	消費期限	在庫数	消費期限	在庫数
水(2リットル)	2029年3月31日	12	2029年8月	2
			2032年8月	10

⑧ 物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力について【意見－ 23】

物資調達・輸送調整等支援システムは、避難所及び物資拠点状況管理、物資支援要請、物資在庫管理、調達・輸送状況管理を行うことができ、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としている。

特に、物資支援要請では、避難所からの物資ニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに対するミスマッチを解消する機能を発揮することが求められている。すなわち、必要な物資の支援要請を、避難所が直接できることが重要である。しかしながら、現在、物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力は危機管理課のみ可能となっている。

市地域防災計画によると、災害時に、避難所の運営を中心的に行うのは各区役所(地域振興課やまちづくりセンター)であるし、食料供給対策や生活必需物資供給対策を中心的に行うのは環境経済局(経済部)である。

災害時に避難所運営等の現場となる区役所等においても、物資調達・輸送調整等支援システムの操作入力ができるよう、操作研修を行うなどして、体制を整備する必要がある。

⑨ 南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その1)【意見－ 24】

南台防災備蓄倉庫の視察を行ったところ、屋根の庇部分が剥がれており、地上に崩れ落ちそうな状態となっていた(写真参照)。

危機管理課によると、南台防災備蓄倉庫は南台公園の敷地内にあることから、建物に壁打ちやボールあてをされることが損傷の原因である。壁打ち・ボールあて禁止の看板を掲げているものの、なかなか防ぐ手立てがない状況にあるとのことであった。

しかしながら、屋根の庇部分が剥がれ落ちることで、けが人が出る可能性もあるなど危険であることから、落下が想定される範囲にコーンを置くなど、何らかの対策を講じる必要がある。また、小・中学校等の避難所倉庫などでは同様の事例が想定されることから、他の防災備蓄倉庫においても、同様の事例が見られた場合には、適時に対応をとる必要がある。

第4 包括外部監査の結果及び意見



⑩ 南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その2)【意見－25】

南台防災備蓄倉庫の裏口扉付近の敷地部分に雑草が生い茂っており、足の踏み場がない状態であった(写真参照)。裏口からは、防災備蓄品の搬入搬出を行うことは想定されていないが、非常用発電設備が設置されており、敷地内での活動に支障がないようにしておく必要がある。除草作業は年1回行っているとのことだが、適宜除草作業を行っておくことが望ましい。



⑪ 防災備蓄品の配置の改善について【意見－26】

救援物資集積・配送センターにおいて、毛布が5,320枚(令和3年8月11日時点)保管されている。保管状況は写真のとおりであり、2階部分の毛布の箱は奥まで積まれていた。納入年月が古いものほど奥に保管されているが、スペースの都合上、奥までたどり着くことが

困難な状況である。そのため、必然的に手前に保管されている納入年月の新しいものから使用せざるを得ない。

毛布に消費期限はないとはいえ、古い状態のものが残っていくことは望ましくないと考える。市は、災害時に適切に対応できるよう、防災備蓄品の配置の改善を検討することが望ましい。



⑫ 他課が所管する防災備蓄品の管理について【意見－27】

救援物資集積・配送センターに、健康福祉局の福祉避難所用資機材など、危機管理課以外の課が所管する防災備蓄品が保管されていた。各課の保管場所が不足していることから、救援物資集積・配送センターでの保管依頼を受け、保管しているとのことであった。

危機管理課所管外の防災備蓄品であるため、当然ながら、物資調達・輸送調整等支援システム外での管理となっている。他課の責任の下、在庫管理等を適切に行うことも必要であるが、物資調達・輸送調整等支援システムによる一元的管理とすることも有用であると考え。

他課が所管する防災備蓄品の管理体制を検討することが望ましい。

⑬ 在庫管理表の入力項目について【意見－28】

救援物資集積・配送センターにおいて、同じ防災備蓄品であるにも関わらず、在庫管理表の入力方法が異なるものがあつた。たとえば、次表のとおりであつた。

在庫管理表の入力方法を統一することが望ましい。

表 34 在庫管理表の入力項目

大項目	中項目	小項目	物資詳細
生活用品	ペーパー類・生理用品	大人用おむつ(L)	テープ止め
生活用品	ペーパー類・生理用品	その他(ペーパー類・生理用品)	大人用おむつ LLテープ止め

第4 包括外部監査の結果及び意見

⑭ 保管場所の明示について【意見－ 29】

三井地域センターにおいて、非常用炊飯袋 1,000 枚の現物確認を行ったところ、探し出すのに時間を要した。他の防災備蓄品は、その箇所には何が保管されているかがわかるラベルが貼られていたが、非常用炊飯袋が保管されていた場所にはラベルが貼られていなかったため時間を要したものである。

災害時に必要な備蓄品を取り出すことができるように、防災備蓄品の保管場所を明確にしておく必要がある。

⑮ 業者選定について【意見－ 30】

「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は、それぞれ指名競争入札により業者選定を行っている。それぞれ 4 者を指名しているが、その 4 者は全く同一の業者となっている。

「契約事務の手引き」は、下記のとおり示されていることから、業者選定にあたっては、偏った指名にならないよう留意する必要がある。

契約事務の手引きより抜粋

業者選定について(指名競争入札の場合)

業者選定にあたり、公平性、公正性を考慮し、市内業者で履行可能なものは、できる限り市内業者を指名するようにしてください。

新規の登録業者も含め、できるだけ多くの業者に入札参加の機会を与えるように選定してください。毎年、同じ業者を選定してしまうと談合等の恐れもありますので、偏った指名にならないよう適正に行ってください。

⑯ 予定価格の設定について【意見－ 31】

「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」は、それぞれ河本総合防災株式会社 1 者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。しかしながら、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。

また、それぞれ指名競争入札により業者選定を行っているが、両方とも参考見積書を提出した河本総合防災株式会社が受注している。これは、参考見積書を提出した 1 者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなるため、その後の指名競争入札において、他者より有利な立場となりうることを表していると考ええる。

見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。

契約事務の手引きより抜粋

予定価格は、取引の実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して定めます。見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定してください。

※ 何の根拠もなく前年度の契約金額を予定価格とすることは、適正な価格とはいえませんので、十分注意して設定してください。

6. 防災情報通信事業(緊急対策課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	107,410	97,160	116,932	88,829
執行決算額	103,186	91,691	94,464	—
翌年度繰越額	—	—	12,268	—
不用額	4,223	5,468	10,199	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
報償費	481	482	480	—
需用費	12,743	12,515	10,319	—
役務費	15,929	15,091	16,594	—
委託料	68,152	55,014	59,744	結果—8 意見—32
使用料及び賃借料	793	1,495	1,534	—
工事請負費	3,959	5,941	4,576	—
備品購入費	378	418	400	—
負担金、補助及び交付金	748	731	815	—
合計	103,186	91,691	94,464	—

② 事業概要

1)災害時における市民への情報発信

ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)

令和3年4月1日現在の設置状況は559基。

イ さがみはらメールマガジン「防災」

市民に、災害の予測につながる気象情報等をメールで配信。

ウ tvk(テレビ神奈川)データ放送

tvkデータ放送を活用し、ひばり放送の内容や防災情報を文字情報で提供(平成23年8月運用開始)。

エ ひばり放送テレホンサービス

市民へのひばり放送の内容を電話で確認できるサービス(平成15年9月運用開始)。

オ ツイッター

避難等に関する情報や災害情報等を発信(平成25年9月運用開始)。

カ 防災アプリ

スマートフォン向けアプリ「Yahoo!防災情報」を活用し、防災情報等を発信(平成29年3月開始)、また、多言語(英語、中国語、韓国語)に対応したスマートフォン向けアプリ「災害時ナビ」(平成30年9月開始)で避難情報等を発信。

第4 包括外部監査の結果及び意見

キ エフエムさがみによる緊急放送

ひばり放送で流す J アラートの配信情報等をエフエムさがみの通常放送の中に緊急に割り込んで放送(平成 10 年 6 月開始)。

2) 庁内の情報伝達手段

ア デジタル地域防災無線

災害時に電話通信等が途絶した場合に備え、市災害対策本部と防災関係機関(ライフライン関係機関、学校等)をつなぐ防災無線ネットワーク。

イ スマートフォン

現地対策班や避難所などの通信手段の多様化を目的に、スマートフォンを配備。

ウ 震度情報システム

地震発生時、市内 14 箇所に設置された震度計のうち 13 箇所の震度計データを消防指令センターの中央監視装置に集約し、震度を表示するシステム。

エ 災害情報共有システム

災害の初動期において、「被害の全体像の把握」と「応急対策の検討」を行い減災につなげるため、必要な情報を迅速に収集し、庁内で共有するためのシステム。

庁内にサーバを設置しないシステムであるため、対災害性が高く、携帯電話やスマートフォンにも対応しており、インターネット環境があればどこからでも情報登録、閲覧が可能。

オ 被災者支援システム

災害時に被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給、仮設住宅の入居等、被災者の支援を迅速かつ効率的に実施するためのシステム。

(2) 監査の結果

① 指名競争入札の根拠の明確化について【結果－ 8】

相模原市災害情報共有システム構築業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。契約方法を指名競争入札とした根拠として、地方自治法施行令第 167 条第 1 号該当としている。

市は、相模原市災害情報共有システム構築業務委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。

地方自治法施行令より抜粋

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(3) 監査の意見

① 予定価格の設定について【意見－ 32】

相模原市災害情報共有システム構築業務委託は、ESRI ジャパン株式会社 1 者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。予定価格は参考見積書の見積価格より

363,000 円増額となっているが、市は、増額理由や見積単価の妥当性につき検証した証拠がない。

また、指名競争入札により業者選定を行っているが、参考見積書を提出した ESRI ジャパン株式会社が受注している。これは、参考見積書を提出した 1 者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなるため、その後の指名競争入札において、他者より有利な立場となりうることを表していると考ええる。

見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。

契約事務の手引きより抜粋

予定価格は、取引の実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して定めます。見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定してください。

※ 何の根拠もなく前年度の契約金額を予定価格とすることは、適正な価格とはいえませんので、十分注意して設定してください。

第4 包括外部監査の結果及び意見

Ⅱ. 消防局消防部

1. 消防庁舎維持管理費(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	118,097	127,409	128,546	128,030
執行決算額	117,203	121,966	116,685	—
不用額	893	5,442	11,860	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	80,489	81,532	75,439	—
役務費	1,257	1,384	1,564	—
委託料	34,595	38,517	39,182	意見-33
使用料及び賃借料	591	533	498	—
負担金、補助及び交付金	269	—	—	—
合計	117,203	121,966	116,685	—

② 事業概要

1)事業概要

本事業は、消防署所の建物及び設備の維持管理を行うためのものである。
主な支出内容は次表のとおりである。

表 35 主な支出内容

項目	内容
燃料費	灯油、プロパンガス
光熱水費	電気、都市ガス、上下水道
役務費	地下タンク漏洩検査手数料 他
委託料	消防局庁舎総合管理委託、南消防署庁舎総合管理委託、北消防署庁舎総合管理委託、津久井消防署庁舎清掃業務委託、産業廃棄物処理委託(グリストラップ)、消防設備保守点検委託、消防分署等清掃等業務委託 他
使用料及び賃借料	浄化槽使用料、テレビ受信料

2)対象施設

本事業で維持管理の対象となるのは次の23施設である。

表 36 維持管理の対象となる施設

施設名		施設数		
相模原消防局		1	1	※ 市は、相模原消防局、消防指令センター及び相模原消防署(本署)を1施設としてとらえている。そのため、維持管理の対象となるのは23施設となる。
消防指令センター		1		
相模原消防署	本署	1	4	
	分署	4		
南消防署		7	7	
北消防署		4	4	
津久井消防署		5	5	
下溝防災消防訓練場		1	1	
三井防災消防訓練場		1	1	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 長期継続契約の導入について【意見－33】

本事業では、「② 事業概要 1) 事業概要」に記載したとおり、消防署等の庁舎建物の総合管理や清掃等の委託事業を行っている。

その中で、消防局庁舎総合管理委託(令和2年度契約額 11,448 千円)、津久井消防署庁舎清掃業務委託(令和2年度契約額 1,575 千円)及び消防分署等清掃等業務委託(令和2年度契約額 5,723 千円)は、長期継続契約にて事業を行っているが、他方、南消防署庁舎総合管理委託及び北消防署庁舎総合管理委託は、長期継続契約ではなく、委託業者を年度ごとに選定している。

業務内容について消防局庁舎総合管理委託と南消防署庁舎総合管理委託及び北消防署庁舎総合管理委託を比較すると次表のとおりである。

表 37 庁舎総合管理委託の業務内容

	消防局庁舎総合管理委託	南消防署庁舎総合管理委託	北消防署庁舎総合管理委託
清掃業務	(1) 日常清掃 (2) 不定期清掃 (3) 定期清掃 (4) 特別清掃(サッシ・天井器具)	(1) 日常清掃 (2) 不定期清掃 (3) 定期清掃 (4) 特別清掃	(1) 日常清掃 (2) 不定期清掃 (3) 定期清掃 (4) 特別清掃
設備業務	(1～3) 常駐設備管理業務 (日常巡視等)	(1) 空調設備保守点検	(1) 小規模受水槽管理状況検査
	(4) 空気調和設備の運転、保守点検及び調整	(2) 小規模受水槽管理状況検査	(2) 害虫等生息巡視調査
	(5) エレベーター保守点検	(3) 害虫等生息巡視調査	
	(6) 駐車場管制装置点検		
	(7) 環境衛生監理業務		

(出典:各委託契約における業務月額表)

第4 包括外部監査の結果及び意見

上表に記載のとおり、業務内容としてはほぼ同じであることから、消防局庁舎総合管理委託では長期継続契約を行っているのに対し、南消防署庁舎総合管理委託及び北消防署庁舎総合管理委託では長期継続契約を導入できない理由は見出せない。

また、契約金額については、南消防署庁舎総合管理委託が 4,549 千円であり、北消防署庁舎総合管理委託が 2,837 千円である。津久井消防署庁舎清掃業務委託は、これらより低い 1,575 千円であることから、金額の多寡が導入できない理由にはならない。

なお、南消防署庁舎総合管理委託 4,549 千円と北消防署庁舎総合管理委託 2,837 千円は、いずれも 4 月分(随意契約)の契約金額と 5 月から翌 3 月分の契約金額の合計である。

既に消防局庁舎総合管理委託等で長期継続契約を導入している以上、市は、長期継続契約を導入するメリットとデメリットを理解していると思われる。

改めて、南消防署庁舎総合管理委託業務及び北消防署庁舎総合管理委託業務への長期継続契約導入の可否を検討する必要がある。

地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例より抜粋

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に規定する契約(以下「長期継続契約」という。)のうち、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき条例で定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 機器又は車両の賃貸借に係る契約
- (2) 庁舎等管理業務のうち、警備、清掃、設備運転監視又は案内業務の委託に係る契約
- (3) 前 2 号に掲げる契約以外の契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして市長が特に認めるもの

2. 一般事務費(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	8,281	9,836	9,585	11,500
執行決算額	7,082	8,673	7,247	—
不用額	1,198	1,162	2,337	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
旅費	741	853	192	—
交際費	23	21	10	—
需用費	2,463	3,853	3,155	—
委託料	1,062	1,057	1,134	意見-34
使用料及び賃借料	133	126	144	—
備品購入費	908	1,008	1,005	—
負担金、補助及び交付金	1,748	1,753	1,604	—
合計	7,082	8,673	7,247	—

② 事業概要

1)事業概要

本事業は、消防行政に関する一般的な事務にかかる経費を支出するものである。
主な支出内容は次表のとおりである。

表 38 主な支出内容

項目	内容
旅費	普通旅費
交際費	祝電・弔電等
需用費	消耗品費(文房具等)、印刷製本費(消防年報) 他
委託料	事務作業等委託料(庁舎見学案内業務委託、試験問題作成委託、採用広報啓発物品)
使用料及び賃借料	有料道路通行料、駐車場代
備品購入費	消防庁舎用備品
負担金、補助及び交付金	全国消防長会負担金、神奈川県消防長会負担金、全国消防協会負担金、消防慰霊碑管理委員会負担金 他

2)支出額

最近5年間における支出額は次表のとおりである。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 39 最近5年間の支出額

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支出額(円)	9,064,034	7,566,537	7,082,728	8,673,427	7,247,124

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 委託契約の事務について【意見－ 34】

本事業の委託料に次の事案が見られた。

表 40 別契約となっているが同一の事業者から購入している事案

日付	案件名	金額
令和 3 年 3 月 26 日	採用広報啓発物品 (A4 クリアファイル)	99,528 円
令和 3 年 3 月 26 日	採用広報啓発物品 (不織布バッグ)	99,990 円

上表の物品購入は別契約となっているが、同一の事業者から購入している。

契約規則第 26 条及び第 27 条第 1 項但し書き第 3 号の規定により、予定価格が 10 万円以下の場合、1 者からの見積書の徴取で足りるとされている。このこともあり、このように二つの契約にしているようにも見受けられる。しかしながら、複数の事案をまとめて一の契約とし見積合せ等を行うことで、トータルの契約金額を下げる可能性が高まることは言うまでもない。類似した事案があるならば、それらをまとめた形で契約を行う必要がある。

3. 消防団長等報酬(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	61,046	60,696	60,696	57,196
執行決算額	58,757	57,781	54,487	—
不用額	2,289	2,915	6,208	—

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
報酬	58,757	57,781	54,487	意見—35、36
合計	58,757	57,781	54,487	—

② 事業概要

1)消防団について

消防団は、その地域に「住んでいる」人、または「働いている」人によって構成される市町村の消防機関である。一人ひとりがそれぞれの仕事をもちながら、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という「心」で消火活動や救助活動だけでなく、災害を起こさないための火災予防や防災啓発など、様々な活動を行っている。

市内には、消防団の詰所や車庫が112箇所あり、消防団の車両として指令車を1台、ポンプ車を25台、積載車を91台準備している。

2)事業概要

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、消防団員に報酬を支給する。この報酬は、消防団員全員に支払われる年額の報酬である。

条例より抜粋

(報酬の額)

第2条 特別職職員に支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内で定めるものとし、常勤の職員及び他の報酬を受ける特別職職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払わなければならない。

(略)

2 前項の規定により定める特別職職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

3)支給額

条例における別表第1は次表のとおりである。なお、関連箇所のみ抜粋である。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 41 支給額

職名	年額(円)	職名	年額(円)
団長	127,000	副分団長	56,100
方面隊長	115,500	部長	46,800
副方面隊長	89,400	副部長	38,000
分団長	73,200	団員	35,000

4) 支給実績

最近5年間における支給実績は次表のとおりである。

表 42 支給実績

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数(人)	1,563	1,558	1,540	1,512	1,412
支給額(円)	59,593,304	59,131,553	58,757,040	57,781,200	54,487,544

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 消防団員の確保について【意見－ 35】

本事業は消防団員に対してその職名に応じた報酬を支払うものである。報酬の額は、年額にして 35,000 円から 127,000 円ほどであるが、全消防団員に対する固定的な報酬として支給されている。

一方、近年における相模原市の消防団員数の推移は次表のとおりである。

表 43 相模原市の消防団員数と人口の推移

区分	団員数		市内人口(各年 4 月 1 日現在)	
	人数(人)	前年比増減	人数(人)	前年比増減
平成 28 年度	1,526	—	721,078	—
平成 29 年度	1,516	▲0.66%	720,986	▲0.01%
平成 30 年度	1,505	▲0.73%	722,334	0.19%
令和元年度	1,489	▲1.06%	721,910	▲0.06%
令和 2 年度	1,383	▲7.12%	722,252	0.05%

(出典:市提出資料、市 HP(人口と世帯数の推移))

上表のとおり相模原市の消防団員数は年々減少している。市内の人口にあまり変化がないことから、市内人口の推移とはほぼ関係なく減少傾向である。

表中の人数は実際の消防団員数であるが、相模原市消防団に関する条例では消防団員の定員は 1,710 人とされている。令和 2 年度の人数はこのおおよそ 8 割相当である。結論として、現状は、市があるべきと考えている消防団員数に及ばない状況である。

そこで、今後、消防団員数の増加策を検討する必要がある。

市では、現状でも広く PR を行っており、市のホームページ、各種ポスターや印刷物の広報宣伝を通じて勧誘を行っている。さらに、入団者の年齢制限をなくし、また市の職員なども登録できるようにしている。

消防団員を増やすには、消防団の活動そのものと負担の程度といった点を詳らかにして、市民に理解してもらう必要がある。これらが不明瞭だとまず入口から敬遠してしまう人も多いと考える。したがって、この点を端的に市民に広めるべく努めて欲しい。

その上で、様々なメリットを主張することも重要である。本事業のような報酬や退職金制度があることなどをアピールすることも重要であるが、それ以外にも、消火器、消火栓はもちろん、AED の使い方や土嚢の作り方、防災関連資格の取得、地域内の危険地域などの知識が得られることも PR に加えたいところである。

また、現実問題として、会社などに勤めている人よりも自営業の人や非営利法人(公益法人、NPO 法人、学校法人など)に勤めている人の方が消防団員であることのメリットを感じてもらいやすいと考えられる。特にその地域で新規に自営業を開業しようという人には消防団への加入が、その方の事業の宣伝になることもある。これらの方と関連がある国民健康保険や市民税などを取り扱う部署に対しては、消防団を PR できるような用意も検討することが望ましい。

② 消防団活動状況報告書の活動内容の記載について【意見－36】

消防団の活動については、年2回(4月から8月分、9月から3月分)、各分団等が「消防団活動(出動)状況報告書」(以下「報告書」という。)を市に提出し報告している。内容としては、各消防団員の主な活動実績を簡単に記載するものである。

この活動実績を記載する欄には、「災害」、「訓練」、「整備」、「広報活動」、「警備」、「その他」があり、該当する箇所にチェックするのだが、「その他」だけは具体的な内容を記載するようになっている。しかしながら、「その他」の欄に詳しい内容が記載されていない分団等の報告書が見受けられた。

本事業の報酬は、原則として全ての消防団員に対して支給されるものである。したがって、その年度において何ら活動実績がない消防団員に対しても支給される可能性がある。

本報告書は分団等の責任者名で市に報告されるものであるため、活動実績のない消防団員はここで把握されることとなり、その意味では本報告書は重要である。

市においては、その他の内容が不明確な場合は、具体的な内容を記載するように、該当する分団等を指導する必要がある。

第4 包括外部監査の結果及び意見

4. 消防団活動費(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	51,961	53,550	57,075	51,578
執行決算額	51,960	52,865	38,252	—
不用額	1	685	18,823	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
旅費	51,888	52,792	38,177	意見-37、38
需用費	72	73	75	—
合計	51,960	52,865	38,252	—

② 事業概要

1)事業概要

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、消防団員に費用弁償を支給するものである。

この費用弁償は、活動した消防団員にその活動に応じて支払われるもので、位置づけとしては旅費(以下「出動旅費」という。)の扱いになる。

また、本事業では、台風等の発生による長時間の災害対応に備え、非常用食糧を配布している。

条例より抜粋

(費用弁償)
第5条 特別職職員が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。
2から10 省略
11 前各項に定めるもののほか、特別職職員の勤務に応じ費用弁償として別表第2に定める額を支給する。

2)支給額

条例における別表第2は次表のとおりである。なお、関連箇所のみ抜粋である。

表44 支給額

勤務内容		支給額	
消防団の役員及び団員	水火災等の災害に出動したとき	1回の出動につき	3,000円
	訓練、整備、警戒等に出動したとき	日額	2,500円

3) 支給実績

最近5年間における支給実績は次表のとおりである。

表 45 費用弁償の支給実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者数(人)	18,304	18,667	19,826	20,420	14,628
支給額(円)	47,803,000	48,824,000	51,888,500	52,792,500	38,177,000

表 46 非常用食糧購入実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
購入額(円)	90,000	72,000	72,000	73,000	75,000

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 出勤旅費の支給方法について【意見－37】

出勤旅費は、上述した条例別表第2に記載されているとおり、1人の出勤1回につき一定額の支払という形で計算されている。しかしながら、市がこの出勤旅費を支払うに際しては、当該出勤した消防団員に直接支払われるのではなく、分団等をとおして支払われている。すなわち、分団等の口座に対して支払われた出勤旅費を分団長等が各消防団員に支払うという事務が行われている。

出勤した消防団員に対し、出勤旅費が適切に支払われるべく管理することは市の責務であるが、分団等に支払われた出勤旅費が実際に出勤した消防団員に間違いなく支払われているかどうかについて市は把握していない。今後は、各消防団員の個人口座に市が直接支払うようにし、会計事務を適切に管理する必要がある。

令和3年4月13日に、「消防団員の報酬等の基準」(以下「報酬基準」という。)が消防庁から公表されているが、その中でもこの点について触れられているため、次に示す。

報酬基準より抜粋

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

(第1から4省略)

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

これについては、次のような解説が付されている。

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。団(分団・部等を含む。以下同じ。)経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人

第4 包括外部監査の結果及び意見

に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

なお、先に記載した「3. 消防団長等報酬」は消防団員に支払われる年額の固定報酬であるが、こちらについては、各消防団員の個人口座に振り込まれている。したがって、出動旅費についても個人口座に振り込む事務に障害はないはずであるから、早々に実施することが望ましい。

② 出動旅費の金額について【意見－38】

条例別表第2では、災害時の出動は1回につき3,000円、訓練、整備、警戒等に出動したときには1日につき2,500円を支払うとされているが、この金額について、上述した報酬基準では次のように記載されている。

報酬基準より抜粋

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

(第1から2 省略)

第3 出動報酬の額は、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様(訓練や警戒等)や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

(第4から5 省略)

そもそも、この消防団員に対する出動旅費の地方交付税算入基準額は1回の出動につき7,000円である(消防庁資料より)。しかしながら、市の支給額は、災害時でも1回3,000円であり、これを大きく下回る金額となっている。現実問題として、災害時に危険な業務と向き合う市民に支払われる報酬が3,000円であるとして、これが適当な金額といえるかは疑問の余地がある。上記の報酬基準が通知された経緯もそのような理由からと推察され、それゆえ、8,000円という具体的な金額が明示されたと考えられる。

また、市としては、この出動旅費については、従来あくまでも費用弁償、すなわち旅費という扱いであったため低い金額に抑えていた。しかしながら、確かに訓練、整備、警戒等に出動する際には公共交通機関を利用する場合もあり、交通費が発生する場合もあるが、災害出動の場合には、交通費が発生する可能性は極めて低く、旅費相当であるという前提は現実的ではない。この点も、上記の通知の中では、「出動報酬」という単語を用いており、報酬的な意味合いがあることを否定していない。

この報酬基準は、その効力発生について令和4年度からとされている。市としても、今後、消防団員の出動旅費について合理的な金額を検討することが望ましい。

5. 消防団運営交付金(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	11,348	9,698	9,698	11,678
執行決算額	11,348	9,698	9,698	—
不用額	—	—	—	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
負担金、補助及び交付金	11,348	9,698	9,698	意見-39、40
合計	11,348	9,698	9,698	—

② 事業概要

1)事業概要

消防団の効率的な運営及び円滑な活動を推進するため、会議、訓練、研修、活動上必要な消耗品、備品、施設の維持管理にかかる経費及び神奈川県消防操法大会出場にかかる経費に対し、運営交付金を交付する。

相模原市消防団運営交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に記載されている対象経費は次のとおりである。

要綱より抜粋

(交付金の対象経費)

第2条 交付金の対象となる経費は、消防団を運営するために必要な経費とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防団が開催する会議に係る経費
- (2) 消防団の事務の執行に必要な経費
- (3) 消防団が実施する訓練及び研修に係る経費
- (4) 消防団活動上、必要な消耗品及び備品の購入に係る経費
- (5) 消防団の施設、車両等の維持管理に係る経費
- (6) 消防団員加入促進に係る経費
- (7) 神奈川県・全国消防操法大会出場に係る経費
- (8) その他市長が必要と認める経費

2)交付額

要綱第3条に定められている交付対象と交付額は次表のとおりである。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 47 交付対象と交付額

交付対象	交付額
団本部、方面隊本部及び分団本部	1 本部当たり 86,400 円
消防団員	1 人当たり 3,600 円
神奈川県消防操法大会に出場するチーム	1 チーム当たり 660,000 円
全国消防操法大会に出場するチーム	出場することが決定したとき、市長が定める額

3) 交付実績

最近 5 年間における交付実績は次表のとおりである。

表 48 交付金の交付実績

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数(人)	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
交付額(円)	11,678,400	9,698,400	11,348,400	9,698,400	9,698,400

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 交付金の予算の設定方法について【意見－ 39】

令和 2 年度における消防団運営交付金(以下「交付金」という。)の収支にかかるとる予算と決算を対比すると次のようなものであった。

表 49 消防団運営交付金の収支予算と収支決算 (単位:円)

収入科目	決算額 A	予算額 B	予算決算差額 (B-A)	説明
消防団運営交付金	9,698,400	9,698,400	0	市交付金
収入合計	9,698,400	9,698,400	0	

支出科目	決算額 A	予算額 B	予算決算差額 (B-A)	説明
会議費	227,386	957,600	730,214	
事務費	683,301	550,000	▲133,301	
訓練研修費	843,633	2,700,000	1,856,367	
消耗品費	6,625,291	4,060,800	▲2,564,491	
管理費	1,881,115	1,430,000	▲451,115	
県操法大会	0	0	0	
その他	0	0	0	
支出合計	10,260,726	9,698,400	▲562,326	各分団で負担

(出典:令和 2 年度収支決算書)

消防団の効率的な運営及び円滑な活動を推進するため、会議、訓練、研修、活動上必要な消耗品、備品、施設の維持管理にかかる経費及び神奈川県消防操法大会出場にかかる経費に対し、市は交付金を交付している。

消防団に交付されている交付金に関して、上表の予算と決算の差異について考察すると、会議費と訓練研修費が減少し、それによる余剰分で消耗品を購入したということになる。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響で当初予定していた会議や訓練が予定どおり開催できず、財源が余ってしまう状態になったものと考えられる。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品、たとえば、マスクや消毒液なども突如購入せざるを得なくなったと考えられるが、それらが上記消耗品費の金額ベースで占める割合はそれほど高くなかったと見受けられるが、衣類や手袋、機器類の購入が多く見受けられた。

表中の支出科目ごとの予算は前年度ベースの金額を設定したもので、各分団等の予算を積み上げたものではない。したがって、各分団等においては厳密には予算がなく、要綱に基づいて計算された金額が割り振られているだけであり、それをどの支出科目に使うかは各分団等に任されている。このことは、表中の支出科目ごとの予算金額の意味を曖昧にし、少なくとも予算が支出統制としての役割を果たしていないため、余ったお金を消耗品費で使い切るという素地を作っている。

このことから、交付金の総額は要綱どおりに計算するとしても、それを何に使うのかは各分団等に事前に決定させ、これを市に提示してもらい、まとめることで全体の予算とする必要がある。無論、この予算と決算に差異があった場合、実績報告にて内容を詳らかにする責任を各分団等に負わせることも必要である。

② 算出根拠の消防団員数について【意見－40】

「② 事業概要 3) 交付実績」の項に記載したとおり、過去5年間の交付金の対象人数はいずれも1,710人であり、これは条例において定められている市全体の消防団員の定員である。一方、上述した要綱第3条に定められている交付金の算定根拠には消防団員の人数も含まれている。市では、この人数として消防団員の実数(令和2年度1,383人)ではなく、この定員1,710人を用いることとしている。

要綱には、実数を使うか、定員を使うかは明示されていない。したがって、現状はルールに違背しているということはないのだが、この交付金は消防団の運営のためのものであり、その金額の算定根拠に消防団員数が含まれているのだから、消防団の人的規模に比例した支出を想定していることは明らかであり、その意味では実数とすることが望ましい。

しかしながら、市にとって必要な消防団員数は定員数、すなわち1,710人であることも事実である。消防団は定員を充足することで本来の力を発揮するのであるから、まずは、実数を定員に近づける努力をすることが市に求められると考える。

上述した要綱における交付金の対象経費には「消防団員加入促進に係る経費」も含まれている。現状の消防団員数が定員に満たない分団等においては、新規消防団員獲得のために交付金を利用するよう検討することが望ましい。

6. 消防庁舎維持補修費(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	32,161	28,730	110,004	17,012
執行決算額	31,686	28,687	97,395	—
不用額	474	42	12,608	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	28,749	28,687	63,031	
役務費	—	—	37	
委託料	—	—	1,942	意見-41
工事請負費	2,937	—	31,125	
備品購入費	—	—	1,258	
合計	31,686	28,687	97,395	—

② 事業概要

消防署所の建物及び設備の機能を維持するための修繕に要した費用である。

主たる事業は次表のとおりであり、その他は階段通路誘導灯や外階段の修繕といった少額の多数件にわたる修繕費用である。

表 50 主たる事業

(単位:千円)

事業名	支出金額
消防指令センター高圧真空遮断器等更新修繕	4,086
消防指令センター空調設備更新工事	12,210
相模原本署救急隊仮眠室増設修繕関係	17,501
消防車両車庫・危険物倉庫棟建設工事設計業務委託	32,378

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-41】

次表は、不特定修繕にかかる需用費や、委託料に計上された業務であり、随意契約における見積合せを行う際に、事前に参考見積を徴して作成した予定価格と実際の契約金額等を比較したものである。

表 51 予定価格と契約金額の比較

(単位:円)

契約業務	予定価格		契 約	
	算定業者	予定価格	契約先	契約金額 他社の見積金額
相模原市本署緑石切下げ補修	(株)カナコー	896,500	(株)カナコー	800,000
				935,000
南消防署新磯分署発電機室吸排気ファン修繕	(株)野崎電気	1,448,700	(株)野崎電気	1,419,000
				1,540,000
				1,672,000
相模原消防署緑ヶ丘分署オーバースライディングドア修繕	文化シャッター(株)	459,250	文化シャッター(株)	440,000
				539,000
				670,000
下溝防災消防訓練場訓練棟屋根修繕	(株)久野工務店	1,758,284	(株)久野工務店	1,758,284
				1,952,896
相模原南消防署 自家発鉛蓄電池交換修繕	(株)川原テクノサービス	562,320	(株)川原テクノサービス	562,320
				600,000
北消防署1階事務室空調機修繕	わきざき電能サービス(株)	674,300	わきざき電能サービス(株)	674,300
				737,000
				825,000
消防用設備等不良箇所修繕	(株)岡本商会	1,331,000	(株)岡本商会	1,331,000
				1,419,000
				1者無効
消防局2階更衣室改修修繕	富士システム(株)	1,348,600	富士システム(株)	1,320,000
				1,595,000
				1,540,000
南消防署麻溝台分署2階仮眠室エアコン更新修繕	和知電機	1,296,768	和知電機	1,039,500
				1,065,900
				1,083,500
城山分署非常用発電設備起動用蓄電池他交換修繕	わきざき電能サービス(株)	1,169,300	わきざき電能サービス(株)	1,169,300
				1,309,000
				1,320,000
				1,375,000
南消防署新磯分署発電機室吸排気ファン修繕	(株)野崎電気	1,448,700	(株)野崎電気	1,419,000
				1,672,000
				1,540,000
消防指令センター2階仮眠室空調機更新修繕	関東商事(株)	1,552,100	関東商事(株)	1,496,000
				1,672,000
				1,595,000

これらは、金額が少額な工事案件であり、随意契約によっている。

随意契約の方法は、次のとおり定められている。

契約規則より抜粋

(随意契約によることができる額)

第26条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円

第4 包括外部監査の結果及び意見

- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

(随意契約の方法)

第 27 条 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合においては、2 人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、1 人の見積書の徴取で足りるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
 - (2) 災害の発生等により緊急を要するとき。
 - (3) 予定価格が 10 万円以下のとき。
 - (4) 第 3 号に掲げるもののほか、市長が 2 人以上から見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 官報及び新聞のほか、法令等で価格が定められているとき。
 - (2) 需用費の物品等修繕料で予定価格が 10 万円以下のとき。
 - (3) 需用費の施設修繕料で予定価格が 30 万円以下のとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が見積書の徴取を省略できると認めるとき。

随意契約の手順について質問したところ、次の手順で契約業者を選定しているとのことである。

- 1) 任意の 1 者から見積書をとり、その見積価額を予定価格として予算承認伺いを提出
- 2) 原則として 3 者以上を選定し、見積合せを実施
- 3) 見積合せで最低価格の見積金額を設定した業者を選定し、契約を締結

1) について、契約規則では、随意契約における予定価格の作成に関しての定めはないが、見積合せを行うにあたって予定価格を算定する必要があることから、任意で選定した 1 者から参考見積書を徴取している。

予定価格算定のために参考見積書を徴取する理由については、限られた予算の中で数多くの不特定修繕などの契約締結をしなければならないことから、契約規則で定められていなくとも、予定価格をもって予算承認伺いを提出しなければならない。しかしながら、予定価格の見積算定は困難であることから、業者から参考見積書を入手する必要がある、とのことである。

2) について、契約規則では 2 人以上からの入手で良いとされている見積合せに関して、原則として 3 者以上から見積書を入手している理由については、「契約事務の手引き」において見積合せにおける見積書を入手する際の注意点として、「辞退する業者もいるので 3 者以上が望ましい」と記載されていることが挙げられる。

3) について、上表の工事案件はすべて、1) で参考見積書を徴取した業者を見積合せを実施する業者に含めている。

一般に、参考見積書を 1 者のみから徴取している場合、参考見積書を提出した 1 者のみ

が予定価格を高い精度で推測しうることとなり、その後の競争入札ないし見積合せにおいて他者より有利な立場となりうる。実際に、上表の工事案件はすべて、参考見積書を徴取した業者が最低価格を提示し契約締結業者となっている。

このことについては、随意契約では一般競争入札における最低制限価格制度がないことから、参考見積書を提出した業者は、自らが提出した参考見積書金額を予定価格の上限価格と考え、それよりも可能な限り低い金額で見積金額を提示すれば、契約を締結できるとの判断を下すことが可能なことが大きな理由と考える。

こうしたことから、予定価格算定のための参考見積書を1者のみから徴取し、その業者を含めて実施している現在の随意契約における見積合せの方法は、公平性が担保されているとはいえない。

参考見積書を1者のみから徴取することの問題点を避けるために、参考見積書は複数者から徴取することが望ましく、「契約事務の手引き」も2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。

参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。

「契約事務の手引き」より抜粋

(1) 入札、契約を行う前の注意点

見積書を事前に徴する場合 業者から事前に参考見積等を徴する場合には、特定の業者に偏らないよう注意してください。また、複数者から徴するようにしてください。

第4 包括外部監査の結果及び意見

7. 津久井消防署整備事業・津久井消防署整備事業(債務負担行為) (消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移(津久井消防署整備事業)

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	—	29,755	23,523	93,848
執行決算額	—	6,232	14,543	—
翌年度繰越額	—	23,523	—	—
不用額	—	—	8,979	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
委託料	—	6,232	14,543	意見-42
合計	—	6,232	14,543	—

項目	内容
業務委託の名称	津久井消防署建設工事基本設計業務委託
地名	相模原市緑区寸沢嵐 3455-1 外
構造・規模	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造 含む)
面積	敷地面積 3,269.04 m ² 総延べ面積 2,771.23 m ² 本体庁舎 2,441.832 m ² 訓練塔 197.143 m ² 車庫棟 132.250 m ²
耐震安全性の分類	官庁施設の総合耐震基準(平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による、耐震安全性の分類 (ア)構造体 I類 (イ)建築非構造部材 A類 (ウ)建築設備 甲類
履行期間	令和元年11月11日～令和2年6月30日
検査完了	令和2年7月6日
受注者	株式会社ユニバァサル設計(相模原市南区)
契約金額	20,775,150円

契約金額については、令和元年度に前払金 6,232,000円を支出し、令和2年度に14,543,150円を支出している。

② 事業費の推移(津久井消防署整備事業(債務負担行為))

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	—	—	21,480	50,310
執行決算額	—	—	21,285	—
不用額	—	—	195	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
委託料	—	—	21,285	意見-42
合計	—	—	21,285	—

項目	内容
業務委託の名称	津久井消防署建設工事実施設計業務委託
地名	相模原市緑区寸沢嵐 3455-1 外
履行期間	令和2年9月7日から令和3年9月13日まで
受注者	株式会社ユニバサル設計(相模原市南区)
契約金額	70,950,000円

令和2年度は契約金額のうち30%の前払金21,285,000円を支出している。

③ 事業概要

津久井消防署整備事業において、建設工事基本設計業務及び建設工事実施設計業務を委託している。当該事業の目的や設計方針においては、相模原市が作成した設計説明書に次のとおり記載されている。

1. 整備の目的

津久井消防署は昭和48年3月建築につき、施設の老朽化が進んでいる。また他の庁舎と比較して狭あいであること、国道412号線のカーブ途中にあるため、災害出場時の出入りが困難であることなどの難点が生じていた。このような状況のもと、山岳救助及び湖における水難救助等の災害時においても迅速かつ的確に対処するため、延べ面積を増やし、所管区域のほぼ中心に位置する緑区寸沢嵐地区に移転整備する。

2. 設計方針

本設計業務委託では、津久井地域、相模湖地域及び藤野地域の防災拠点としてふさわしい設計計画を策定する。

具体的な方針

ア) 敷地形状にあった建物形態を検討し、近隣住宅地に圧迫感がないよう、道路・隣地境界線から計画施設を一定程度離して配置・車両入出庫動線の配慮を行う。

イ) 適正な諸室面積計画で建物を極力コンパクトな形態とするとともに、将来的な可変性に配慮する。

ウ) 緑地帯の確保 近隣との緩衝帯として擁壁上等に効果的な植栽を配置する計画とす

第4 包括外部監査の結果及び意見

る。敷地平野部の空地をより広く確保させるため河川際の利用などを図る。

エ)円滑な出動の対応を検討する。

オ)一般動線と緊急出場動線の分離を図る。

カ)防災拠点としての機能・耐震安全性を有するものとする。

キ)ユニバーサルデザインに配慮をした計画とする。

ク)省エネルギー、省資源に努め、環境に配慮した施設計画とする。(自然換気・採光、太陽光発電等)

ケ)集中豪雨、記録的豪雪等を想定した施設・外構計画、隣地傾斜面からの雨水による河川の影響を考慮する。記録的豪雪が今後もあり得るとして、施設の継続的な活用が可能な整備を検討する。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 債務負担行為の活用による長期業務契約の一本化について【意見－ 42】

津久井消防署整備事業では、設計業務を建設工事基本設計業務(以下「基本設計業務」という。)と建設工事実施設計業務(以下「実施設計業務」という。)に区分して発注している。基本設計業務と実施設計業務の概要は次表のとおりである。

表 52 発注内容

区分	契約金額	契約先	契約先選定方法
基本設計業務	20,775,150 円	株式会社ユニバーサル設計	一般競争入札
実施設計業務	70,950,000 円	株式会社ユニバーサル設計	随意契約

基本設計業務は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めて行う条件付き一般競争入札(地方自治法第 234 条第 1 項)にて入札を実施している。

11 者が応札(うち 1 者が辞退)、3 者は最低制限価格未満の入札であったため失格となり、残り 7 者から価格が低かった事業者に決定している。予定価格 29,678,000 円に対する落札金額の比率である落札率は 70%であり、競争性が発揮され公正性も確保されているものと判断できる。

実施設計業務は、基本設計業務を委託した株式会社ユニバーサル設計と随意契約を締結しており、予定価格 71,599,000 円に近似する金額での契約金額となっている。

実施設計業務を随意契約とした理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項にあるとおり、「性質又は目的が競争入札に適さない」としている。すなわち基本設計で提案された技術をより詳細に具体化し、実際に工事を施工するための発注図面を作成するのが実施設計業務であり、基本設計業務で提案した消防局が求める緊急出動や訓練等の様々な固有の条件、機能などを的確に反映した技術を工事施工者に対して正確に伝達するために、適正な品質管理を図る上でも基本設計業者と実施設計業者が同一であることは必要不可欠である、とのことである。

しかしながら、本来、実施設計業務においても競争入札により公平性と競争性の確保を

行うことが求められる。あるいは、基本設計業者以外の者が実施設計業務を行うことが困難であると想定されるのであれば、長期間にわたる津久井消防署整備事業の計画当初から、基本設計業務及び実施設計業務を一本化した設計業務として一体発注し、一般競争入札を実施する必要があったと思われる。

長期にわたる設計業務一体発注に関しては、地方自治法における「単年度主義」及び「会計年度独立の原則」という制約がある。

<p>地方自治法第 208 条</p> <p>1. 普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。(単年度主義)</p> <p>2. 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。(会計年度独立の原則)</p>

ただし、自治体が行う支出には、複数年にわたる契約を締結する必要のあるものもあるもので、その場合は、「債務負担行為」として定めておくことが求められている。

<p>地方自治法第 214 条</p> <p>歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。</p>

地方自治法第 214 条における「…普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」

裏返せば、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約を締結することが可能と判断される。

ここで国土交通省が推進している取組を紹介する。国土交通省は公共工事の年度内における集中化を回避することにより工事品質の確保を図り、働き方改革の推進や公共工事の入札及び契約の適正化を促進することができるとして、地方公共団体における施工時期平準化の推進に取り組んでいる。

以下、国土交通省が令和 2 年 4 月に公表した「地方公共団体における平準化の推進～さしすせそ事例集(第 4 版)」から記すこととする。

表 53 これまでの経緯

年月	内容
平成 26 年 6 月	公共工事の品質の確保の促進に関する法律(以下「品確法」という)において、発注者の責務として「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定
平成 27 年 1 月	品確法第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(以下「運用指針」という)において、発注者に対し、施工時期の平準化に努めることを規定
令和元年 6 月	改正品確法において、発注者の責務として「公共工事等の実施の時期の平準化」を規定 改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以

第4 包括外部監査の結果及び意見

年月	内容
	下「入契法」という)において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化
令和元年10月	改正品確法の理念を現場で実現するため、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を改正し、施工時期の平準化に向けた債務負担行為の活用等による、翌年度にわたる工期設定等を明記
令和元年10月	改正入契法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を改正し、債務負担行為の積極的な活用をはじめ、平準化の更なる取組を明記。それを踏まえ、総務省と連名で都道府県、市区町村に対し取組を要請
令和2年1月	改正品確法に基づき、発注者共通の指針である運用指針を改定し、平準化の取組強化を位置づけ

施工時期の平準化による効果としては、以下を挙げている。

表 54 施工時期の平準化による効果

年月	内容
建設業者(受注者)にとって	年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化 人材や資機材の実働日数の向上や効率的な運用 稼働率の向上による機械保有等の促進
技能者にとって	繁忙期への工事集中を回避することによる長時間労働の是正や休日の確保等の処遇改善 仕事量が安定することによる日給月給で働く技能労働者の安定的な雇用の確保、給与の安定
発注者にとって	入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保 中長期的な公共工事の担い手の確保 繁閑の差が解消されることによる発注担当職員等の事務作業の負担軽減
行政(地域)にとって	建設業者の経営安定化により、地域の社会資本の品質確保が見込まれる 建設機械の保有が促進されることによる災害への対応力の向上 年度末の工事集中の回避

また、平準化を進めるにあたっては、次表の「さしすせそ」の取組が有効であると考えられている。

表 55 「さしすせそ」の取組

さ「債務負担行為の活用」
債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期(4月～6月)においても工事の施工が可能となり、施工時期の平準化につながる。 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定すること

<p>により、複数年にわたる契約が締結されるが、工期が12か月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能となる。</p> <p>ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、台風など洪水が起りやすい出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になる。</p> <p>※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為のこと</p>
<p>し「柔軟な工期の設定」(余裕期間制度の活用)</p> <p>余裕期間制度の活用により、たとえば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれる。</p>
<p>す「速やかな繰越手続」</p> <p>悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになる。</p>
<p>せ「積算の前倒し」</p> <p>発注前年度のうちに、設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができる。</p>
<p>そ「早期執行のための目標設定」(執行率等の設定、発注見通しの公表)</p> <p>年度末に工期末が集中しないよう上半期(特に4～6月)の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注を目指す。</p> <p>発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれる。</p>

上表における「債務負担行為の活用」では、「通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結される」との記載がある。このことから地方自治法における「単年度主義」及び「会計年度独立の原則」という制約の中でも債務負担行為を活用することによって、複数年にわたる契約締結が一般的に認められると認識される。

したがって、債務負担行為を設定することにより、当該事業においては2本立てとなっている設計業務(基本設計業務及び実施設計業務)を1本化し、一般競争入札による業者選定を行うことは可能と思われる。

次表は国土交通省 令和2年4月公表の「地方公共団体における平準化の推進～さしすせそ事例集(第4版)」に掲載されている「指定都市による平準化の取組状況」である。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 56 指定都市による平準化の取組状況

都市名	(さ)債務負担行為の活用		(し)柔軟な工期設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期一年未満工事における債務負担行為の設定	ゼロ債務負担行為の設定					
札幌市	1.2%	12.2%	0.9%	その他	○	○	0.79
仙台市	2.3%	1.7%	2.7%	×	○	×	0.66
さいたま市	×	9.5%	×	11~12月初承認	○	○	0.63
千葉市	×	7.6%	0.0%	×	○	○	0.42
横浜市	×	1.1%	1.1%	×	○	○	0.75
川崎市	1.6%	0.0%	0.0%	その他	○	×	0.67
相模原市	×	—	—	その他	×	×	0.45
新潟市	3.3%	1.2%	×	その他	×	×	0.69
静岡市	1.1%	5.4%	4.3%	4~10月初承認	×	○	0.70
浜松市	0.7%	8.7%	1.6%	11~12月初承認	○	○	0.46
名古屋市	6.4%	7.5%	0.2%	4~10月初承認	○	×	0.71
京都市	4.0%	0.6%	0.0%	11~12月初承認	○	○	0.65
大阪市	0.0%	0.3%	0.0%	×	×	○	0.64
堺市	3.4%	12.5%	×	その他	○	×	0.65
神戸市	2.4%	2.7%	3.3%	11~12月初承認	○	○	0.61
岡山市	0.8%	5.0%	×	4~10月初承認	○	×	0.69
広島市	4.8%	2.0%	3.1%	×	×	×	0.80
北九州市	1.4%	0.8%	0.0%	11~12月初承認	○	○	0.61
福岡市	2.4%	6.9%	×	その他	×	○	0.59
熊本市	×	0.3%	17.6%	×	×	×	0.75

※(さ)~(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年 11 月 1 日時点)より算出

※(さ)~(す)の設定状況、(せ)については平成 30 年度実績

※平準化率の定義:4~6 月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1 件当たり 500 万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年 5 月 18 日)

※(さ)(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「—」と表示

この表から判明するのは、債務負担行為の活用のみならず、国土交通省が推進している平準化の推進に取り組んでいる地方公共団体が見受けられることである。

債務負担行為の設定により長期間に及ぶ業務契約を一本化し、一般競争入札により業者を選定することで、競争性と公正性を確保する必要がある。加えて、国土交通省が推進している平準化の推進への取組を加速することが望まれる。

8. 消防団詰所・車庫維持補修費(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	6,230	11,759	8,051	4,042
執行決算額	5,714	10,658	6,582	—
不用額	515	1,100	1,468	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	4,914	6,758	6,582	意見-43
工事請負費	800	3,900	—	
合計	5,714	10,658	6,582	—

② 事業概要

消防団施設の建物及び設備の機能を維持するため、修繕等を実施している。金額の比較的大きい支出内容は次表のとおりであり、その他は少額の消耗品購入である。

表 57 主な支出内容

(単位:円)

支出内容		金額
津久井方面隊第2分団第2部	舗装修繕	968,000
津久井方面隊第1分団第2部	基礎部修繕	150,000
中央方面隊第2分団第5部	空調機修繕	275,000
津久井方面隊第3分団第3部	車庫修繕用防水用シート 5×8m	66,000
藤野方面隊牧野分団第1部	詰所階段手摺修繕	297,000
中央方面隊第3分団第5部	階段塗装修繕	299,527
津久井方面隊第7分団第2部	シャッター修繕	297,550

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-43】

「① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見-41】」と同様の事案である。

次表は、不特定修繕にかかる需用費に計上された業務であり、随意契約における見積合せを行う際に、事前に参考見積を徴して作成した予定価格と実際の契約金額等を比較したものである。

見積合せを行うにあたって予定価格を算定する必要があることから、株式会社櫻内工務

第4 包括外部監査の結果及び意見

店1者から参考見積書を徴取している。

一般に、参考見積書を1者のみから徴取している場合、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなり、その後の競争入札ないし見積合せにおいて他者より有利な立場となりうる。実際に、本事業でも参考見積書を徴取した株式会社櫻内工務店が契約締結に至っている。

参考見積書を1者のみから徴取することの問題点を避けるために、参考見積書は複数者から徴取することが望ましく、「契約事務の手引き」も2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。

参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。

表 58 主な支出内容

(単位:円)

契約業務	予定価格		契約	
	算定業者	予定価格	契約先	契約金額 他社の見積金額
津久井方面隊第2分団 第2部詰所 車庫補修修繕	(株)櫻内工務店	1,086,800	(株)櫻内工務店	968,000
				1,045,000
				1,100,000

9. 消防団詰所・車庫整備費(消防総務課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	36,611	53,888	98,090	90,310
執行決算額	34,738	24,460	79,029	—
翌年度繰越額	—	23,878	—	—
不用額	1,872	5,549	19,060	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
役務費	30	21	84	—
委託料	972	5,956	16,278	意見-44
使用料及び賃借料	—	—	28	—
工事請負費	33,606	18,326	62,505	意見-44
負担金、補助及び交付金	129	157	132	—
合計	34,738	24,460	79,029	—

② 事業概要

老朽化した消防団詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点施設を整備している。主たる事業は次表のとおりである。

表 59 主たる事業

(単位:千円)

事業名	支出額
旧藤野方面隊牧野分団第3部詰所・車庫解体工事に伴う近隣家屋事前事後調査業務委託	1,100
旧藤野方面隊牧野分団第3部詰所・車庫他解体工事	5,060
中央方面第1分団第3部詰所・車庫改築工事に伴う近隣家屋事前事後調査業務	1,199
中央方面隊第1分団第3部詰所・車庫解体工事	1,980
中央方面隊第1分団第3部詰所・車庫外1か所 改築改修設計業務	6,613
中央方面隊第1分団第3部詰所・車庫建設工事	32,120
中央方面隊第4分団第3部詰所・車庫改築設計業務	2,915
津久井方面隊第2分団第2部 火の見櫓解体工事	924
津久井方面隊第2分団第2部詰所・車庫大規模改修工事	22,421
津久井方面隊第6分団第3部詰所・車庫測量業務	744
北方面隊第3分団第2部詰所・車庫測量業務	2,402
北方面隊第5分団第1部詰所・車庫用地測量等業務	1,306

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 随意契約における参考見積書の徴取について【意見－44】

「①随意契約における参考見積書の徴取について【意見-41】」と同様の事案である。

次表は測量にかかる委託料及び工事請負費に計上された業務であり、随意契約における見積合せを行う際に、事前に参考見積を徴して作成した予定価格と実際の契約金額等を比較したものである。

見積合せを行うにあたって予定価格を算定する必要があることから、それぞれ1者から参考見積書を徴取している。

一般に、参考見積書を1者のみから徴取している場合、参考見積書を提出した1者のみが予定価格を高い精度で推測しうることとなり、その後の競争入札ないし見積合せにおいて他者より有利な立場となりうる。実際に、次表の各事業でも参考見積書を徴取した事業者が契約締結に至っている。

参考見積書を1者のみから徴取することの問題点を避けるために、参考見積書は複数者から徴取することが望ましく、「契約事務の手引き」も2者以上から参考見積書を徴取することを要請している。

参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。

表 60 予定価格と契約金額の比較

(単位:円)

契約業務	予定価格		契約	
	算定業者	予定価格	契約先	契約金額 他社の見積金額
中央方面隊第1分団 第3部詰所・車庫解体工事	(株)高城解体	2,497,000	(株)高城解体	1,980,000
				2,805,000
				2,365,000
津久井方面隊第2分団 第2部 火の見櫓解体工事	(株)高城解体	1,023,000	(株)高城解体	924,000
				1,210,000
津久井方面隊第6分団 第3部詰所・車庫測量業務委託	(一社)相模原市公共 嘱託登記土地家屋調査士協会	784,405	(一社)相模原市公共 嘱託登記土地家屋調査士協会	743,600
				770,000

10. 火災予防事業費(予防課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	6,103	6,636	6,277	5,553
執行決算額	5,751	5,470	3,158	—
不用額	351	1,165	3,118	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	908	912	848	意見-45
委託料	4,842	4,233	2,268	意見-46
備品購入費	—	324	41	—
合計	5,751	5,470	3,158	—

② 事業概要

火災の発生件数及び火災による人的、物的被害の減少を図るため、火災予防思想の普及啓発、住宅防火対策の普及促進及び児童に対する防火教育を推進する事業である。

需用費には、「少年・少女ファイヤースクール」(以下「ファイヤースクール」という。)のテキスト印刷製本費 390 千円が含まれている。

ファイヤースクールとは、基本的には小学3年生を対象に「自分で自分の身を守る子どもになる」ことを目的に掲げ、火災の知識や身を守る能力を習得させるために平成23年度から実施している防火教育の取組をいう。

委託料の内訳は次表のとおりであり、いずれも委託先は防災協会である。

表 61 委託料の内訳

(単位:円)

内容	契約金額	支出金額
自衛消防訓練起震車等運用業務	3,679,401	1,561,426
一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務	1,611,280	706,915
合計	5,290,681	2,268,341

自衛消防訓練起震車等運用業務は、一般企業や小学校、大学などにおける消防訓練のうち、震度体験訓練及び煙体験訓練の指導のために起震車などの訓練用資機材を搬送、設置、操作など運用に必要な一切の業務を委託する業務である。

起震車による震度体験や煙体験は、日常経験することができない大きな揺れや煙を体験できる訓練として、被験者にとって高い実効性があると判断される。当該業務を通して、消防や防災に係る訓練指導が確実に行われていると認められ、委託業務としての効果は高いと考えられる。

第4 包括外部監査の結果及び意見

契約金額は、起震車運用業務を 100 件、訓練準備業務を 20 件実施することを想定して契約締結している。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響による消防訓練の中止を受けて、実績は、起震車運用業務が 28 件、訓練準備事業が 19 件であったことから、計画未達により 2,117,975 円が更正により精算されている。

一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務は、災害時に要援護者となる一人暮らし高齢者等が居住する家庭を訪問し、建物の状況、火気の取扱い、火気器具・設備の使用状況、防災機器・防災製品の設置・維持の状況等を記録し、その家庭における火災発生の危険性、防火対策等の助言を行い、あわせて住宅防火対策に関する広報を行う一切の業務である。

具体的には、調査員が 2 人 1 組になって一人暮らし高齢者宅を訪問し、火気使用器具やたばこの習慣、ローソク線香の使用の有無、防災機器等の設置状況並びに住宅用火災警報器の維持管理状況などを聞き取り調査している。

「住宅用火災警報器を必要設置箇所全てに設置し、定期的に点検してください」、「住宅用火災警報器を定期的に点検してください」といった助言を行ったことが指導事項として、訪問実施票に記録されている。

次表は、令和 2 年度における月次の実施結果報告を集約したものである。

「拒否」列の「うち実施不能」は監査人が列を設定した。

表 62 月次の実施結果報告の集約

(単位:件)

項目	実施件数	防火啓発及び状況調査	拒否		合計
				うち実施不能	
9月	11	2	1	0	14
10月	19	1	5	2	25
11月	9	3	5	4	17
12月	6	1	2	0	9
年度合計	45	7	13	6	65

受注者である防災協会は、市が提供する実施対象者一覧をもとに、一人暮らし高齢者を訪問する。居住者と面会でき、火気使用状況の有無など聞き取り調査を実施できた場合のみ「実施件数」欄にカウントしている。

不在のため 2 度訪問した結果、居住の様子は認められるものの 2 度目も不在で接触できなかった場合は、防火啓発リーフレット(以下「指定チラシ」という)を投函することで、防火啓発及び状況調査を実施したとして当該「防火啓発及び状況調査」欄にカウントしている。

また、同様に居住者と接触が出来なかった場合であるが、隣人の話などにより入院や老人ホーム入居により、居住の事実が認められなかった場合及び居住者と接触できたが、応対を拒否された場合は「拒否」欄にカウントしている。

受注者である防災協会が記入した訪問実施票を閲覧したところ、「訪問中の介護職員を介して、家族不在のため応答拒否との回答あり。介護職員に趣旨説明し指定チラシを手渡した」、「本人体調不良のため応対拒否のため趣旨を説明し、指定チラシを投函した」といったコメントが記載されているものがいくつか見受けられた。こうした応対拒否件数は居住者と接触できた 52 件中 7 件である。

なお、当該業務契約は、防火啓発訪問業務を年間 200 件実施することを想定して契約締結していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年 4 月～8 月及び令和 3 年 1 月～3 月は訪問活動を中止したため、「令和 2 年度 防火啓発訪問業務実施結果 月別集計表」の総合計 65 件に基づき、高齢者家庭等防火啓発訪問業務負担行為更正額積算表を作成し、135 件計画未達により 904,365 円(1 件当たり単価 6,699 円×135 件)が更正により精算されている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① ファイヤースクールの取組について-日本語を母語としない児童への配慮【意見- 45】

ファイヤースクールは、市に所在する市立・私立小学校に消防職員が出向き、基本的には小学校 3 年生を対象に授業時間 2 コマを持ち時間として開催されている。

平成 23 年度から令和 2 年度まで 10 年にわたって開催した結果、開催した学校数は延べ 568 校、受講児童数は延べ 50,802 人に上っている。

テキストはカラー刷りの表紙を含めた 20 ページと適度な分量であり、随所に自分の頭で考えて書き込みを行うような工夫や、「もし部屋のドアがあつくて、部屋に窓がなかったら」という非常事態の対処法がイラスト入りで分かりやすく書かれており、とても役立つテキストと思われる。さらに最後のページには、「おうちの方へ」と保護者向けの注意事項も記載されており、小学校によっては保護者も参加して受講することもあるとのことである。また、児童にはこのファイヤースクールでの内容を保護者に報告するように呼び掛けている。

児童のみならず保護者に対しても、防火防災の心構えを伝える取組として、このファイヤースクールは大変有意義であると思われる。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発令により、実施を計画していたものの大半が中止となったため、市内小学校等の総数 74 校のうち 38 校の実施であった。そのため令和 2 年度に中止となった学校においては、本来 3 年生で受講すべきであった 4 年生も対象として開催し、未受講児童が生じないよう、調整することとしている。

このファイヤースクールは、「自分で自分の身を守る子どもになる」という目標を掲げ、非常に有意義な取組であるがゆえに、確実にこの取組を行われることが求められる。具体的には外国人の児童に対する対応を考える必要がある。

現在、相模原市には次表のとおり、様々な国の外国人が多数暮らしている。

表 63 市区町村別主要国・地域別外国人数(令和 2 年 1 月 1 日現在) (単位:人)

項目	全合計	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	インド	ネパール	ブラジル
相模原市	15,811	4,434	2,132	2,036	1,699	736	426	376

その他、アメリカ・タイ・台湾・インドネシア・ペルー
(出典 神奈川県国際文化観光局国際課調べ)

この人数は住民基本台帳に登録されている人数であるが、こうした多くの外国人、すなわち日本語を母語としない児童にも、この「自分で自分の身を守る子どもになる」目標が確実に

第4 包括外部監査の結果及び意見

伝わると共に、防火防災の意識が根付くように取り組む必要がある。

相模原市では、外国人児童・生徒が学校生活を送るうえの、日本の義務教育に関する基本的なきまりや知識・手続き、学校生活の概要の理解を図るために、「外国人児童・生徒の手引き」を現在スペイン語・ポルトガル語・ラオス語・ベトナム語・中国語・韓国語・カンボジア語・タガログ語・タイ語・英語の10か国語で作成している。

ファイヤースクールのテキストは自らの命を守るため、また火事を起こさないために大切なことが記載されているものであると考える。「外国人児童・生徒の手引き」と同様に、現在の外国人児童の状況に応じて、多言語に翻訳されたものを順次作成するか、あるいはテキストの日本語の箇所を該当する言語で理解することができるような補足資料を作成することが望まれる。

なぜならば、このテキストには「おうちの方へ」と保護者向けの注意事項も記載されており、児童にはこのファイヤースクールでの内容を保護者に報告するように呼び掛けていることから、日本語の習得が不十分な保護者にも、この防火防災に関する内容を理解してもらえるようにする必要があるからである。費用も労力も必要とするが、テキストの多言語化あるいは、多言語による補足資料を早期に用意することが望まれる。

なお、多言語に翻訳されたものや補足資料を作成するには時間を要することから、用意が整うまでの期間は、日本語の理解がスムーズに行えない外国人児童のために、日本語指導等協力者の派遣など、母語が話せる協力者を介して受講することができるような工夫が必要である。

このようにファイヤースクールを実施する際には、事前に小学校等と打ち合わせを行い、日本語を母語としない児童でも確実に内容が理解できるような準備を行い実施することが望まれる。

② 一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務について【意見－46】

一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務における実績の回数は、訪問した総件数を使っており、不在や転居のため、居住者と接触ができなかった件数も含めている。

当該業務に関しては、一人暮らし高齢者宅を訪問し、防火等に関する状況調査及び防火啓発活動を行うものであるから、不在や転居により居住者と接触できなかった場合にも、一律的に1件あたり6,699円の単価を乗じて請求がなされる現在の業務委託契約は適切な契約内容といえないと判断する。

転居などの理由により、本来の居住者と接触できなかった場合には、指定チラシの投函さえも実施できていないことから、単なる訪問事業に過ぎないことになる。

また、2度目の訪問の際も不在のため、状況調査が実施できず指定チラシを投函している場合も考慮すべきである。

契約単価を訪問のみの場合、聞き取り調査を実施できた場合、啓発活動ができた場合とパターン分けし、設定することを検討する必要がある。

あるいは、それが難しいのであれば、不在により接触できない可能性などを考慮して、1件当たりの訪問単価の見直しを行うことが望まれる。

当該事業の業務委託契約書によると、業務委託料の計算根拠として防火啓発訪問業務1件当たりの委託料は6,699円とし、その算定根拠の大半は人件費5,296円である。この人

件費は時間単価 2,648 円の者が 2 名にて 1 時間実施という計算である。

しかしながら、訪問実施票に記載してある訪問に要した時間は、居住者の応対があり聞き取り調査を実施していても 1 件あたり 5 分程度であることから、車での移動時間を含めても、この人件費見積りは多額であると考ええる。

なお、月次の実施報告には指導実績の件数報告があるが、暖房器具や調理器具に付随する安全装置の有無、たばこの習慣の有無、消火器の設置の有無、住宅用火災警報器の有無や作動確認実施の有無などの質問を行い、「火災警報器の作動確認を直近半年間行っていない」との回答に対しては「定期的に点検してください」と伝えることで、指導実績としている。

加えて応対拒否を行う高齢者が多い。応対拒否に関しては、昨今、自宅を訪問しての詐欺事件が頻発していることから、やむを得ないことと考えるが、こうした応対拒否の高齢者に対しては、指定チラシを投函することで代えている。

これらの状況を鑑みると、当該防火啓発訪問業務の実効性について疑念が生じる。

一人暮らしの高齢者に対しては、居住地区の民生委員が定期的に訪問し、声かけ・安否確認などの見守りを実施していることから、顔なじみである民生委員であれば、応対拒否されることは少ないと推測される。

民生委員は、通常月 1 回は一人暮らしの高齢者宅を訪問し、声かけをおこなっている。民生委員向けに消防署で防災防火講習を年 1 度でも実施し、指定チラシなどの配布を委託し、時には住宅用火災警報器の定期点検の呼びかけを依頼する方が実効性は高いと考える。

加えて防災の観点で考えると、一人暮らしの高齢者が地震発生時の家具転倒により下敷きになってしまう事故があることから、転倒防止器具の設置などに対する働きかけも必要であると考ええる。このように生活により一層立ち入る側面も必要となることから、民生委員により実施するのが適切であると考ええる。

過去には、民生委員が消防局員と同行してこうした啓発活動を実施したが、民生委員との実施時間の調整などが困難で、継続できなかったとのことである。

民生委員の業務は昨今の社会情勢から多岐に渡り、困難多忙を極めていると推察される。しかしながら、一人暮らし高齢者家庭における防災の観点から考えて、こうした啓発業務は確実に最も効果が高い方法で実施する必要があると思われる。

以上のとおり、総合的に判断して、事業の見直しの検討が望まれる。

第4 包括外部監査の結果及び意見

11. 相模原市防災協会補助金(予防課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	14,674	14,674	14,674	14,674
執行決算額	14,674	14,674	14,674	—
不用額	—	—	—	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
負担金、補助及び交付金	14,674	14,674	14,674	結果-9 意見-47~49
合計	14,674	14,674	14,674	—

② 事業概要

市民と行政が一体となった防火防災活動の充実を図るため、防災協会の運営費の一部を助成している。

防災協会は火災、地震等による災害から相模原市民の生活を守るため、市民及び事業所関係者の防災に係る意識、知識及び行動力の向上並びに防災体制の強化促進に資する事業を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的として、平成9年4月24日に社団法人として設立された。

その後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の規定に基づき、平成24年4月1日に神奈川県知事から公益社団法人として認定され、現在に至っている。

防災協会が行っている事業内容及び直近3か年の決算の概況は次表のとおりである。

表 64 防災協会が行っている事業

事業		受託先(空欄は自主事業)	
公益目的事業	防災講習等事業	危険物取扱者試験受験準備講習	(一社)神奈川県危険物安全協会連合会との共催
		事業所防災研修及び講習	
		自主防災組織訓練指導等業務	市(危機管理局危機管理課)
		防災マイスター派遣業務	市(危機管理局危機管理課)
		自衛消防訓練起震車等運用業務	市(消防局消防部予防課)
		応急手当普及啓発業務	市(消防局警防部救急課)
		防火防災管理講習	(一財)日本防火・防災協会
		自衛消防業務講習	(一財)日本消防設備安全センター
		防火対象物点検資格者講習	(一財)日本消防設備安全センター
		防災管理点検資格者講習	(一財)日本消防設備安全センター
社会福祉施設等防火実務研修会事業			

第4 包括外部監査の結果及び意見

事業		受託先(空欄は自主事業)
	消防局等庁舎見学案内事業	市(消防局消防部消防総務課)
	一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務	市(消防局消防部予防課)
	防災調査事業	市(危機管理局危機管理課)
	防災意識高揚事業	
	防災普及啓発事業	
	自衛消防隊消火競技会事業	
	防災講演会事業	
事業 その他	防災表彰事業	
	感染症まん延防止等対策事業(※)	市(健康福祉局保健衛生部疾病対策課)

※令和2年度に初めて市から受託した新型コロナウイルス感染者等移送業務である。

表 65 防災協会の直近3か年の決算の概況 (単位:千円)

科目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
正味財産増減計算書	経常収益	63,032	57,985	67,325	
	会費	4,738	4,634	5,050	
	受託事業等収益	43,443	38,531	45,365	
	受取補助金等	14,714	14,714	16,714	
	雑収益	136	105	195	
	経常費用	65,734	64,557	56,385	
	公益目的事業費	50,304	49,276	28,910	
	収益(その他)事業費	458	411	12,169	
	管理費	14,972	14,869	15,305	
	当期経常増減額	▲2,702	▲6,572	10,940	
	収益合計	63,032	57,985	67,325	
	費用合計	65,734	64,557	56,385	
	人件費	50,492	49,081	44,789	
	役員報酬	4,686	4,688	4,233	
給料手当	39,084	37,517	34,501		
福利厚生費	6,721	6,875	6,054		
当期一般正味財産増減	▲2,702	▲6,572	10,940		
貸借対照表	資産	流動資産	13,035	6,727	18,018
		固定資産	800	595	391
		資産合計	13,835	7,322	18,410
	負債	流動負債	4,148	4,207	4,353
		固定負債	—	—	—
		負債合計	4,148	4,207	4,353
	正味財産	当期正味財産増加額	▲2,702	▲6,572	10,940
		正味財産合計	9,687	3,115	14,056
負債・正味財産合計		13,835	7,322	18,410	

第4 包括外部監査の結果及び意見

科目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市の援助 受入状況 市費	補助金	14,674	14,674	14,674
	事業費	3,354	3,354	3,354
	管理費	11,320	11,320	11,320
	委託料	18,868	16,890	23,894
指標	自己資本比率	70.0%	42.5%	76.3%
	管理費比率	22.7%	23.0%	27.1%
	人件費比率	80.1%	84.6%	66.5%
	市への財政依存度	53.2%	54.4%	57.2%

※指標について

名称と算式	説明
自己資本比率 (自己資本/資産合計)×100	資産合計に占める正味財産の割合から、団体運営の安全性を評価している。一般的には50%以上であることが望ましい。
管理費比率 (管理費/経常支出)×100	支出に占める管理費の割合から、団体運営の効率性を評価している。前年度比減が望ましい。
人件費比率 (人件費/経常収益)×100	収入に対する人件費(役員、職員にかかる給料手当、福利厚生費など)の割合から団体運営の効率性・弾力性を評価している。前年度比減が望ましい。
市への財政依存度 (補助金+委託料)/収益合計×100	収入に占める市からの補助金と受託収入の割合から、財政依存度を示す。低いほど、団体運営上の自立度合いが高く望ましい。

平成 30 年度、令和元年度の 2 期連続して当期経常増減額は赤字であり、自己資本比率も悪化していたが、令和 2 年度はその他事業として感染症まん延防止等対策事業の収入が 13,463 千円あったことに加え、経済産業省からの持続化給付金 2,000 千円及び神奈川県危険物安全協会連合会からの助成金 40 千円の獲得等により増収であった。

一方、従来からの受託事業等に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止や縮小を余儀なくされたことから縮小となり、こうした事業の運営費用が減少した。また、令和 2 年度は嘱託職員を 8 名から 6 名に削減したことから人件費も減少した。この結果、一転して増収増益となり、自己資本比率も改善している。

なお人件費比率は、嘱託職員の削減に加え、増収の影響もあり改善したものの、依然として高い傾向にある。市への財政依存は 50%を超えており、自立度合いは低いと判断せざるを得ない。

(2) 監査の結果

① 定款に記載の事業内容について【結果－9】

防災協会の定款では、防災協会の目的及び事業内容が次のように定められている。

<p>(目的)</p> <p>第 3 条 協会は、火災、地震等による災害から相模原市民の生活を守るため、市民及び事業所関係者の防災に係る意識、知識及び行動力の向上並びに防災体制の強化促進に資する事業を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
--

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 防災に関する意識及び知識の普及啓発
- (2) 防災に関する指導育成及び防災体制の強化

2 前項の事業は神奈川県内において行うものとする。

防災協会は前述のとおり、令和2年度に市からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染者等移送を行う「感染症まん延防止等対策事業」を実施している。当該事業は、相模原市民の生活を守るため社会公共の安全及び福祉の向上に寄与するという定款第3条に記載されている目的に合致しているものである。しかしながら、定款第4条の事業内容には合致しないと考えられ、定款を変更する必要がある。

たとえば「(3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業」として追加することによって、事業内容に関連性のある事業を、定款の変更をせずに事業展開していくことが可能であることから、このように事業内容に追加することも一つの方法である。

市においては、定款のあり方について、防災協会と対応を協議する必要がある。

(3) 監査の意見

① 役員任期について【意見－47】

役員任期は原則として2年であり、役員定数(理事8名、監事2名)に満たなくなる場合に重任となる旨が定款に定められている。

令和2年度末(令和3年3月31日)時点での役員在任年数は次表のとおりである。

表 66 防災協会の役員在任年数 (単位:人)

在任年数		2年以内	2年超～4年	4年超～6年	6年超～8年	8年超～
人数	理事	3	2	1	4	
	監事		1			1

理事に関しては、定数8名を超えているものの、連続して3期以上就任している役員が5名である。また監事のうち1名は在任年数が令和2年度末時点において18年である。

在任期間が長期にわたると慣れあいも生じ、独立性を保持して業務を執行しているという外観を損ねると言わざるを得ない。

このように役員総数の半数が3期以上の在任役員である現在の防災協会の組織は、様々な面において硬直的な体質になる可能性がある。

こうしたことを踏まえ、役員在任期間が長期にわたることがないように適切に選任することが望ましく、市においては、防災協会と対応を協議することが望ましい。

② 補助金交付要綱について【意見－48】

令和2年度における補助金の交付状況は次表のとおりである。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 67 補助金の交付状況 (単位:円)

補助金交付額		14,674,000
内訳	公益目的事業会計	3,354,000
	法人会計	11,320,000

		申請時の予算 補助金概要調 書関係資料より	執行額 補助金精算額 内訳書より	補助金交付額
自主事業運営費合計 (公益目的事業会計)		15,002,616	7,878,989	3,354,000
内訳	防災講習等事業自主事業計	1,214,328	201,868	
	防災調査事業	20,000	51,969	
	防災意識高揚事業	1,738,972	1,610,913	
	防災普及啓発事業	700,000	0	
	自衛消防隊消火競技会事業	662,209	0	
	防災講演会事業	579,469	24,420	
共通費		10,087,638	5,989,819	
管理費合計 (法人会計)		11,767,000	13,233,165	11,320,000
内訳	役員報酬	1,876,000	1,693,488	
	給料手当	8,176,000	9,778,478	
	福利厚生費	1,715,000	1,761,199	
予算・執行額に占める補助金の比率				
公益目的事業会計		22.3%	42.5%	
法人会計		96.2%	85.5%	

補助金の交付額及び精算については、要綱で次のとおり定められている。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の精算)

第7条 協会は、補助金対象事業等を完了し、又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、速やかに補助対象事業等に係る経費の執行の内訳を明らかにした精算書により市長に報告しなければならない。

2 協会は、前項の精算書により報告した補助金対象事業等に係る経費の執行額が交付した補助金の額に満たない時は、市長の指示に従いその差額を返還しなければならない。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、実施を中止した講習会や訓練等が数多く発生したため、公益目的事業会計における自主事業運営費の実績は7,878千円と、予算15,002千円の52%程度の支出であった。

他方、法人会計における管理費合計は予算11,767千円に対して、実績は13,233千円と増額となっている。

公益目的事業会計及び法人会計いずれも、実績である執行額は補助金交付額を超過している。要綱では、執行額が補助金交付額に満たない場合に限り返還することと定められていることから、精算すなわち返金は行われていない。

市は、平成 23 年度に、外郭団体の抜本的な改革の方向性を示した「相模原市外郭団体に係る改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を策定し、外郭団体の効率化及び経営改善に取り組んでおり、防災協会は、改革プランの対象団体とされている。

改革プランは、団体の健全経営や自立化の促進、補助金の適正化を求めているが、執行額が補助金交付額を上回っている限りは精算を行う必要がない、という現在の要綱は、健全運営や補助金の適正化といった方向性にそぐわないと思われる。

防災協会に対する補助金はこの直近 3 か年金額が変わっておらず、また長期にわたって毎年度補助金が支出され続けており、補助金が既得権的になっているとみなされかねない。防災協会は市からの受託事業も多いことから財政依存度は高い状態が継続している。

これら補助金等の既得権化・常態化を見直し、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方をあらためて明確にする意識が必要である。本来は自立した団体として賄うべきところを補助金の受領で補えることができることから、インセンティブが働かず自立を阻害しているとも考えられるからである。

経費の執行額が補助金を上回っている限りは返還を行わなくても良い、という現在の要綱の見直しを検討する必要がある。

③ 防災協会の人件費について【意見－49】

防災協会の人件費については、平成 29 年度の包括外部監査において、次の指摘及びそれに対する団体・所管課の見解が示されている。

(概要)

防災協会の経常費用に占める人件費割合は 5 割を超えており(平成 28 年度 60.3%、平成 27 年度 58.9%)、類似の防災協会と比較して高い傾向にある。特に管理費に占める人件費の割合も他より高く 6 割近い(平成 28 年度 57.4%、平成 27 年度 66.5%)

(問題点)

改革プラン「第 5 章 取組方針 2 指導の視点(1)自主的、効率的な財政運営 エ」では、「管理経費の総支出額に占める割合は、過大なものとならないようにし、可能な限り 2 分の 1 以下とする。また、人件費の管理経費に占める割合についても、適正な範囲に留めて、運営を圧迫することがないようにする。」とある。管理経費は 3 割程度で問題はないが、管理経費に占める人件費割合が適正な範囲かは疑問である。

また、基本調書等によると、常勤役員平均報酬年額が平成 28 年度から平成 29 年度へ約 3 割増加しているが、収益の伸びはそれほどではないことから業務内容に見合っているのか疑問である。

(団体の見解)

管理経費については、事業及び管理運営の精査により、適正な目標水準を定めていくべきものと考えます。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(所管課の見解)

管理経費については、事業及び管理運営の精査により、適正な目標水準を定めていくものと考えます。

上記の所管課の見解は、管理経費については言及しているものの人件費については触れていない。

令和2年度においても、管理経費の総支出額(経常費用)に占める割合は27%と問題はないが、管理経費に占める人件費の割合は86%と平成28年当時よりも増して、高い比率となっている。改革プランでは「人件費の管理経費に占める割合についても、適正な範囲に留めて、運営を圧迫することがないようにする。」とあるが、この点に関しても逆行する状況になっている。

現在の人件費総額が獲得収益に対して妥当であるかどうか、すなわち前述の人件費比率((人件費/経常収益)×100)を鑑みると、令和2年度は66.5%である。

参考までに、類似団体のHPに掲載されていた令和2年度決算書から算出した人件費比率と入手できる財務情報に基づく直近の財務状況は次表のとおりである。

表 68 防災協会の類似団体の財務情報 (単位:千円)

上段:当期一般正味財産増減額 下段:正味財産期末残高

団体名	人件費比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公益社団法人 仙台市防災安全協会	46%	675 68,028	1,916 69,944	596 70,540	447 70,987
公益社団法人 さいたま市防火安全協会	43%	—	—	▲929 14,654	▲52 14,604
公益財団法人 千葉市防災普及公社	81%	▲2,413 238,666	▲6,198 232,321	▲3,276 229,044	▲13,497 215,547
公益財団法人 川崎市消防防災指導公社	79%	▲7,036 799,799	▲2,571 748,950	▲2,150 700,251	▲2,430 659,365
公益財団法人 札幌市防災協会	102%	7,697 122,887	▲31,013 91,874	▲12,032 79,841	▲18,483 61,358

類似団体と比較すると、一概に防災協会の人件費比率が高いとは言えないが、人件費比率が高い団体は、連続して赤字の業績であり、自己資本に相当する正味財産期末残高が確実に減少し、財務状況が悪化している。

防災協会が外郭団体として持続的に成長し、存在価値を高めるためには、経営の透明性の確保や効率的かつ効果的に業務を執行する体制を確立する必要がある。

そのためにも、嘱託職員と常勤臨時職員の効率的な配置の見直しを行うこと及び事務の効率化等によって、人件費を含めた経費削減を図る必要があると考える。

市においては、人件費のあり方について、防災協会と協議することが望ましい。

Ⅲ. 消防局警防部

1. 消防車両購入費(警防課)

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	409,381	385,093	312,506	494,514
執行決算額	389,636	354,850	295,658	—
不用額	19,744	30,242	16,847	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
役務費	10,162	18,637	14,363	結果-10
使用料及び賃借料	—	2,244	—	—
備品購入費	379,293	333,539	281,007	—
公課費	180	430	287	—
合計	389,636	354,850	295,658	—

② 事業概要

1) 消防車両の整備について

消防本部及び消防署においては、消防車両すなわち消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救急自動車、救助工作車、消防ヘリコプター等が整備されている。その整備基準は消防庁告示「消防力の整備指針」(平成31年3月29日改正)に定められている。

「消防力の整備指針」には、消防車両の種類ごとに次のような整備基準が定められている。

表 69 消防車両の整備基準の概略

種類	基準
動力消防ポンプ	市街地の区域内の人口について消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数
はしご自動車	中高層建築物の数
化学消防車	危険物の製造所等及び原子炉設置事業所等の数、規模、種類等を勘案した数
救急自動車	人口を基準に、昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数

(出典:「消防力の整備指針」)

相模原市消防局も「消防力の整備指針」に準拠して消防車両の更新計画を策定し、これに基づいて更新を進めている。令和2年度には次の9台を更新しており、すべて一般競争入札により購入している。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 70 令和 2 年度に更新した消防車両

種類	台数(台)
消防ポンプ自動車	2
人員搬送車	2
高規格救急自動車	5
合計	9

(出典:決算額調書)

令和 3 年 4 月 1 日現在、消防車両の配置数は次表のとおりとなっている。

表 71 消防車両の配置数

種別	内容	台数(台)
消防車	消防ポンプ車、タンク車、小型消防車	26
特殊車	はしご車、化学車、救急車等	48
その他の車両	指揮車、指令車、広報車等	85
合計		159
救命ボート	—	14
震災用小型動力ポンプ	—	52

(出典:年報「相模原市の消防 2021」)

耐用年数を過ぎた消防車や救急車については、リサイクル支援として、公益財団法人日本消防協会や一般社団法人日本外交協会等からの要請により、平成 12 年度からコロンビアやエチオピアなど 30 カ国に合計 59 台を寄贈している。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、寄贈は行われていない。

(2) 監査の結果

① 検収書の取扱いについて【結果－10】

役務費として「令和 2 年度緊急情報システム移設及び車載型無線装置関連作業」として 14,018,400 円(税込)を支出している。これは、旧車両から新車両へ、緊急情報システム(車両動態管理装置)、車載型無線装置等を移設する作業に係るものである。消防車両の更新に伴い、必要となる作業である。

本役務の履行期限は令和 3 年 3 月 31 日であり、実際に令和 3 年 3 月 31 日までに検収を終了していたとのことである。しかしながら、相手方の求めにより、相手方の来庁日であった令和 3 年 4 月 20 日を検収日とした検収書を手渡している。

実際に検収を終了した日付で記名すべきであり適切ではなかった。今後このようなことがないよう留意する必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 消防水利維持管理費(警防課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	55,885	45,000	55,554	66,837
執行決算額	55,219	43,501	54,275	—
不用額	665	1,498	1,278	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
報償費	90	90	90	—
需用費	3,846	3,187	3,406	—
委託料	864	926	636	—
使用料及び賃借料	16,574	16,420	16,245	意見—50
負担金、補助及び交付金	33,444	22,876	33,897	—
役務費	399	—	—	—
合計	55,219	43,501	54,275	—

② 事業概要

1)相模原市の消防水利

消防水利とは、消防活動を行う際に水を供給する設備の総称である。消防水利は、消防ポンプ自動車等により消火活動を行うために必要不可欠であることから、「消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)」が定められている。消防局も「消防水利の基準」に準拠して消防水利整備計画を策定し、これに基づいて整備を進めている。

消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の他に河川などの自然水利があり、管轄区域における消防水利の総数及び内訳は次表のとおりとなっている。

消火栓は水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設で、通常は道路内(車道や歩道)に設置されている。防火水槽は貯水設備のことで、消火栓による消火活動の補助や災害時に消火栓が利用できなくなった場合に利用される。

表 72 令和2年度の消防水利の種類別内訳

種別	公設	私設	計
消火栓	7,746	54	7,800
防火水槽	1,520	960	2,480
プール			131
自然水利			181
その他			9
合計			10,601

(出典:年報「相模原市の消防 2020」)

第4 包括外部監査の結果及び意見

公設消火栓は、水道管が新たに布設されるときに合わせての新設や、既に水道管が設置されている場所で消火栓が必要とされる箇所に増設するなど、地域的な分布を考慮し、計画的に設置している。

防火水槽については、大規模な地震や災害の場合でも消防水利の確保ができ、同時に多発した火災等に対して有効性が見込めるため、消防庁告示「消防水利の基準」により計画的に設置している。また、老朽化した防火水槽を修繕するなど、災害時における市民の安全を確保するため整備を進めている。

2)事業の概要

本事業は、消防水利を常時使用できる状態に維持管理するための経費である。支出の主な内容は「使用料及び賃借料」と「負担金、補助及び交付金」である。

「使用料及び賃借料」は、消防水利が私有地に設置されている場合に、土地の所有者との間で賃貸借契約を結び、その契約に基づいて相手方に支払うものである。

「負担金、補助及び交付金」は、神奈川県企業庁企業局水道部(以下「県企業庁」という。)に対して支払うものである。公設消火栓は上水道に設置されるが、県企業庁との協定により、設置工事及び修繕はすべて県企業庁が実施している。県企業庁はこれに要した経費の実費を補償費として消防局に請求し、市から県企業庁に支払う。令和2年度の支出額は、協定に基づき平成30年度に実施された修理に係るものである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

①合意解約契約書の文言について【意見－50】

私有地に設置された消防水利(主に防火水槽)につき、土地所有者と市の賃貸借契約は最長5年まで自動継続とされている。また、1年前までに相手側に申し入れることにより、契約を解除することができる。

ただし、土地所有者の事情等により、事前の申入れを経ずに年度の途中で賃貸借契約を解約することが、おおむね年度当たり数件発生する。この場合、賃借料は日割計算する。すでに市から相手方に支払った賃借料について日割計算した金額を、相手方から返納してもらうことになる。

市では相手方との間で「土地賃貸借契約の合意解約契約書」を締結して、賃貸借契約の終了と賃借料の返納についての合意を証している。

「土地賃貸借契約の合意解約契約書」を閲覧したところ、返納の期限が記載されていなかった。市によれば、返納の期限は「土地賃貸借契約の合意解約契約書」の日付以降最初の年度末とし、当該年度末日付を記載した納付書を発行しているとのことである。また、これまでの実績として、滞納されることはなかったとのことである。しかしながら、納付書は契約書と比較して一般的に紛失のおそれも大きいことから、返納の期限について合意がある以上は「土地賃貸借契約の合意解約契約書」に返納の期限を記載する必要がある。

3. 消防水利整備費・市単独分(警防課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	95,755	76,686	57,954	65,891
執行決算額	79,995	64,713	49,623	—
不用額	15,759	11,972	8,330	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	1,099	244	19	—
工事請負費	34,659	10,725	10,769	意見-51
負担金、補助及び交付金	43,837	53,744	38,834	—
備品購入費	398	—	—	—
合計	79,995	64,713	49,623	—

② 事業概要

1)消防水利の整備について

市消防局は消防水利不足を解消すべく「消防水利重点整備計画」を策定して、消防水利の整備を計画的に推進している。令和2年度において当該計画に対する充足率は90%であった。

2)事業の概要

本事業は、「消防水利の基準」に基づき消防水利を計画的に整備する経費である。支出の主な内容は「工事請負費」と「負担金、補助及び交付金」である。

「工事請負費」は防火水槽の解体工事に係るものであり、令和2年度は解体工事4件、本復旧工事1件が行われている。

「負担金、補助及び交付金」は、消火栓の新設、増設、取替に伴って消防局から県企業庁に対して支払うものである。消火栓は上水道に設置するものであって、神奈川県内の上水道は全て県企業庁が整備していることから市と県企業庁が協定(「消火栓の設置及び管理等に関する協定書」)を毎年度結び、消火栓の新設、増設、取替についても県企業庁が工事の発注他の契約事務を行っている。そのため市において工事業者に対する契約事務は発生せず、県企業庁に対して協定書に基づく実費を支払う。ただし、工事の検収に関しては県企業庁における完成検査報告書が消防局に届くので、消火栓設置場所と設置時期について市消防局で把握する仕組みとなっている。

「消火栓の設置及び管理等に関する協定書」(令和2年4月1日付)から抜粋

神奈川県県営上水道における消火栓の設置及び管理(以下「消火栓の設置等」という。)に要する費用並びに水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び

第4 包括外部監査の結果及び意見

管理に要する費用の補償について神奈川県営公営企業管理者(以下「甲」という。)と相模原市長(以下「乙」という。)とは、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 24 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協定する。

(補償基準)

第 1 条 消火栓の設置等に要する費用について、乙が甲に補償する基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 配水管の布設又は布設替えに伴い、新たに消火栓を設置する場合は、消火栓の種類及び消火栓の口径に応じて別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(2) 乙の要請に基づき、甲が既設の配水管に消火栓を設置する場合は、その実費とする。

(3) 既設の消火栓を老朽化等のために修理不可能と甲及び乙が認め、取替える場合は、その実費とする。

(4) 乙の要請に基づき、甲が既設の消火栓を移転する場合は、その実費とする。

(5) 消火栓の維持に要する費用の年額は、33,897,005 円とする。

令和 2 年度は消火栓増設 9 基、消火栓取替 28 基が行われ、県企業庁からの請求に基づき支払っている。なお、この協定書第 1 条(5)に定められた消火栓の維持に要する費用は、「2 消防水利維持管理費」の中の「負担金、補助及び交付金」で支出している。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 見積書の徴取先について【意見－ 51】

令和 2 年度の防火水槽解体工事は解体工事 4 件、本復旧工事 1 件の計 5 件であった。うち、業者選定方法として見積合せが 4 件、一般競争入札が 1 件である。

見積合せについては、「契約事務の手引き」に従って、複数の業者から見積書を徴する手続がとられているが、次表のように見積書を徴する業者が重複していた。

表 73 防火水槽解体工事の見積合せにおける見積書徴取先

工事 A	工事 B	工事 C	工事 D
(株)高城解体	(株)高城解体		(株)高城解体
(株)エコ・アシスト	(株)エコ・アシスト		(株)エコ・アシスト
山崎産業(株)	(株)カナコー	(株)カナコー	山崎産業(株)
		本多鉄工建設(株)	
		(株)キワ	

工事 A と工事 D においては同一の 3 者による見積合せとなっている。地方公共団体の契約方法として一般競争入札が原則であることからすると、見積書の徴取先は偏りがなく、複数の契約案件がある場合には重複しないようにすることが望ましい。

「契約事務の手引き」でも、見積合せにおける業者選定における留意点として、「一部の業者に偏った選定にならないようにする。」を挙げている。「契約事務の手引き」にしたがい、一

部の業者に偏った選定にならないように留意する必要がある。

「契約事務の手引き」から抜粋

(1) 見積合せにおける業者選定

- ・ 2者以上を選定することになっているが、辞退する業者がいることなども踏まえ3者以上が望ましい。
- ・ 市内業者（市内に本店がある業者）で履行可能なものは、できる限り市内業者を優先的に選定する。
- ・ 履行場所や選定回数等を踏まえ選定する。
- ・ 一部の業者に偏った選定にならないようにする。
- ・ 毎年度発注する業務や同一課で発注する業務などで、談合の防止等の観点から選定業者が同一にならないように注意する。
- ・ 市内業者だけでは、業者数が不足する場合などは、準市内や市外業者も選定する。
- ・ 業務によっては業者の業務経歴、資格の有無等を事前に調査し選定すること。
- ・ 修繕業務を発注する場合は、契約課で作成している小規模修繕業者名簿に登載している業者でできないか必ず確認し、履行ができる場合は、小規模修繕業者より選定する。（「Ⅷ【小規模修繕業者名簿】」（P.33）を必ず参照してください。）

4. 救急活動費(救急課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	20,524	23,295	49,765	31,293
執行決算額	19,947	21,661	47,851	—
不用額	576	1,633	1,913	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
報償費	63	75	—	—
需用費	17,779	7,659	32,392	—
役務費	188	198	225	—
委託料	368	11,148	12,060	意見—52～55
使用料及び賃借料	1,536	1,550	1,628	—
備品購入費	—	1,017	—	—
負担金、補助及び交付金	12	12	1,544	—
合計	19,947	21,661	47,851	—

② 事業概要

1)事業内容

救急活動における酸素充填や必要な資器材の整備、感染性廃棄物の処理委託等に要する経費である。需用費が大きな割合を占めており、委託料が次いでいる。

令和2年度の需用費の主な内容は、救急防護衣、感染防止用手袋等の救急活動用消耗品の購入、感染防止衣、ゴーグル、厚生労働省がSARS(重症急性呼吸器症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、新型インフルエンザや結核菌の対策指定品の一つとしているN95マスク等の救急活動用消耗品の購入などである。

令和2年度の委託料の主な内容は、ガーゼ、マスク、三角巾、薬剤等の安定的な確保・管理・供給に係る救急資器材管理供給業務委託料である。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 仕様書における用語の定義について【意見—52】

市は、救急資器材管理供給業務(SPD)を委託している。

委託業務内容は、市が使用する救急活動用資器材・医薬材料(以下「救急資器材」とい

う。)について、供給・搬送等を含め一元運用管理する方式であるSPD(「Supply Processing and Distribution」)により、業務の効率化を図ることを目的として、救急資器材の管理業務と、救急資器材の供給・搬送等を行うものである。

救急資器材管理供給業務(SPD)仕様書(以下「仕様書」という。)及びその別紙等においては、救急資器材の数量に関連する用語が多く使用されている。具体的には「定数」、「基本数量」、「初期数量」、「数量」、「設定数量」、「2 か月使用量(予定)」、「納品数」、「在庫数」、「次回納品数」および「回収カード数」である。どの用語も、用語そのものや使用されている前後の文章からおおよその意味は読み取れる。

しかしながら、当該委託業務は、本来であれば、市が管理すべきものを受注者が一元的に供給管理する契約であるため、どの時点、どの場所、どれだけ配置されるかは契約上重要な情報である。数量に関する用語については、明確な定義を行い、契約書・仕様書・その他の書類で混同しないように対応する必要がある。

② 定数管理報告書の規定について【意見－53】

仕様書は、基本数量を設定している資器材を定数物品、設定していない物品を定数外物品と定義している。

定数物品の在庫数量及び使用量は「定数管理報告書」を使い、発注者及び受注者の双方で確認が行われている。定数管理報告書についての記載は仕様書にはなく、消防署内の運用方法の通知に記載されている。それぞれの記載は次のとおりである。

仕様書より関連箇所の抜粋

7 使用及び配置した救急資器材の報告について
使用及び配置した救急資器材については、毎月分、発注者へ翌月中に報告し、その報告方式、様式等については契約締結後に双方で協議の上、決定すること。

9 履行確認

(1)受注者は、回収した資器材カード等から履行場所の使用状況を把握し、次回配送日に前回使用した分の資器材及びSPD 臨時依頼用紙による受注分を補充する。その際、履行場所職員の立会により納品検査を受け、欠品及び不足する救急資器材がみられた場合は、速やかに補充すること。

(2)納品検査の際、上記補充分の納品明細書を履行場所ごとに提出すること。

令和3年度 救急資器材管理供給業務(SPD)の運用方法より抜粋

3 救急資器材の供給に関すること

(5)検査・検収では、保管署所の職員の立会いの下、行うこと。

ア「定数物品」

(ア)業者は、「救急隊用(20 隊分)」「統一用」のケースに投入された資器材カードを回収し、投入数(使用分)及び在庫数を確認し、定数管理報告書を作成する。定数管理報告書に記載した投入数(使用分)が次回供給分となる。

(イ)業者が定数管理報告書を作成した場合、保管署所の職員は、定数管理報告書の投入数(使用分)及び現有数を確認し、定数管理報告書にサインを行い、受領する。受領した定数管理報告書は、業者が配置する専用ファイルに収納する。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(ウ) 救急資器材が供給された場合、定数管理報告書及び納品書で納品された救急資器材を確認後、納品書(控)にサインを行い、納品書を受領する。受領した納品書は、業者が配置する専用ファイルに収納する。

このように、定数管理報告書は定数物品の検査・検収及び次回の納品数量を決定する上で最も重要な書類であり、その運用方法は仕様書で明確に規定するとともに、標準様式として設定し、改定するのであれば、受注者との合意のもとで決定する必要がある。

③ 定数管理報告書の記載方法について【意見－54】

定数管理報告書の北消防署城山分署 8月分の一部は次のとおりである。

定数管理報告書							8月分
北消防署 城山分署 様							
管理番号	資器材名	基本数量	納入単位	入数	在庫数	次回納品数 回収カード数	
1	シューズカバー	20	箱	50 足	16 箱	箱	8/11 未納
2	心電計用電極	3	箱	600 枚	2 箱	1 箱	
15	高濃度酸素マスク (小児用)	4	個	1 個	4 個	個	
19	潤滑ゼリー	5	袋	5 個	6 袋	袋	
42	気管内チューブ (7.0MM)	6	本	1 本	8 本	本	
108	消毒用エタノール	60	本	1 本	48 本	12 本	
確認日 令和3年8月11日							
確認者 北消防署 城山分署 ○○							
チェック者 協和医科器械(株) ○○ 印							

様式としては、管理番号、資器材名、基本数量、納入単位、入数についてはあらかじめ内容が記載されており、在庫数、次回納品数・回収カード数については、単位だけあらかじめ記載され、数字については受注者である協和医科器械株式会社の担当者が現物を数えながら記載することとなっている。

定数管理報告書の記載方法等について、次の点を改善する必要がある。

- 1) 管理番号1について、納品が間に合わずに、基本数量20箱に対して16箱の在庫しかなく4箱不足している。不足状況については、様式の枠外に「8/11 未納」とメモ書きが残されているが、定数管理を行っている状況での不足は、救急業務の安全な実施や円滑な遂行に直接の影響を及ぼす危険性もある。メモ書きだけでなく、別の報告書で発注者に報告し、その後の改善状況についてもフォローアップが必要である。
- 2) 次回納品数・回収カード数については、回収カードがない場合には空欄となるが、空欄の場合には、実際に回収カードがないのか、又は記載漏れかの判断がつかない。回収カードがない場合には「－」を記載するなど、状況を明確に表す必要がある。
- 3) 当定数管理報告書には、合計欄がない。次回納品数・回収カード数については合計欄を設け、合計額と受託者が回収したカード枚数が等しいことを確認し、書類の記載誤りやカードの回収漏れ等を未然に防ぐ仕組みが求められる。

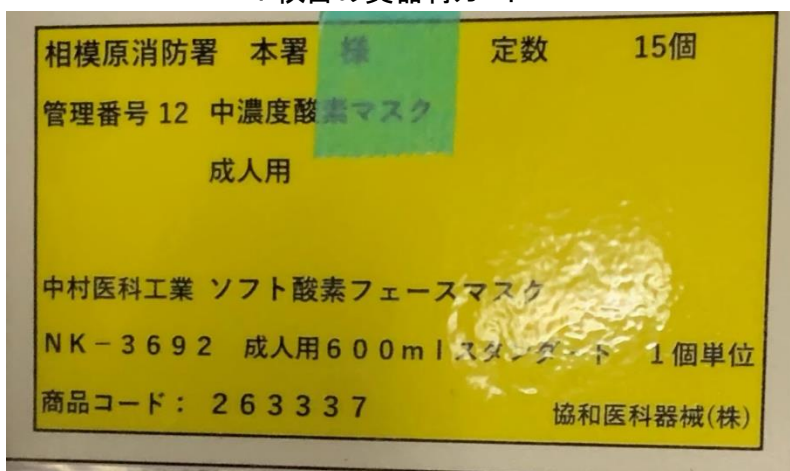
- 4) 令和3年9月分の定数管理報告書は確認日の記載が漏れている。確認日は、在庫数量や次回発注量について双方が合意した時点を表す非常に重要な情報である。日付は漏れなく記載する必要がある。

④ 資器材カードの発行管理について【意見－55】

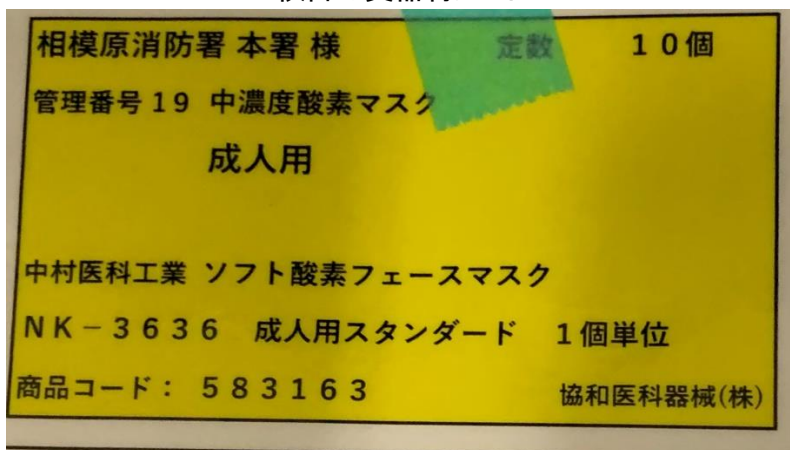
定数物品については、資器材カード(以下「カード」という。)を使用して、消費及び発注の手続を行っている。

相模原消防署本署において、カードの管理状況を確認したところ、同一資器材に2種類のカードが使用されていた。

1枚目の資器材カード



2枚目の資器材カード



第4 包括外部監査の結果及び意見

定数管理報告書の相模原消防署 9 月分の一部は次のとおりである。

定数管理報告書						
相模原消防署 本署 様						9 月分
管理番号	資器材名	基本数量	納入 単位	入数	在庫数	次回納品数 回収カード数
12	中濃度酸素マスク (成人用)	10	個	1 個	14 箱	1 箱
確認日	令和 3 年 9 月 30 日					
	確認者 相模原消防署 本署					〇〇
	チェック者 協和医科器械(株)					〇〇 印

1 枚目のカードが現在の契約書に基づいて作られたカードと考えられ、2 枚目のカードは旧契約に基づくカードと考えられる。しかしながら、契約書別紙の「定数物品リスト」では管理番号 12 のマスクについては次のように記載されている。

表 74 「定数物品リスト」の記載内容

項目	内容
管理番号	12
資器材名	中濃度酸素マスク(成人用) 10 個入
メーカー名	中村医科
商品名	ソフト酸素フェースマスク S
規格・容量	NK-3636 10 個/箱 成人用
種別	定数
設定数量	1 個

したがって、1 枚目のカードの規格は「NK-3692」であるが、定数物品リストの規格は「NK-3636」であり、カードの記載は誤りである。

また、1 枚目のカードの定数は「15 個」であるが、定数管理報告書の基本数量は「10 個」であり、その点も不一致となっている。

カードは、発注にも使われる重要なものであるため、記載内容は定数物品リストと一致させる必要がある。

カードは資器材に貼付して、使用と同時に資器材から剥がして発注用に使われる。したがって、定数と同数だけカードが存在するが、現在のカードは付番が行われてなく、枚数の管理はできていない。紛失等のリスクを防止する観点からも、カードには付番を行い、紛失による再発行や記載内容の変更等が生じた場合には、発注者と受注者で合意のもとで新たなカードを発行する運用とする必要がある。

5. 通信施設維持管理費(指令課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	207,966	276,046	416,338	358,821
執行決算額	203,043	254,656	402,018	—
不用額	4,922	21,389	14,319	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
旅費	114	166	1	—
需用費	9,339	8,618	8,807	意見—57~59
役務費	25,447	26,088	24,913	—
委託料	102,450	167,274	278,906	結果—11、12 意見—56
使用料及び賃借料	63,218	50,024	84,898	—
備品購入費	2,214	2,197	4,180	—
負担金、補助及び交付金	258	286	310	—
合計	203,043	254,656	402,018	—

② 事業概要

1)事業概要

消防通信とは、火災、救急などの災害の受付、消防署所への指令、医療機関、防災関係機関等との連絡調整、気象観測、各種情報収集等の業務である。

本事業は、消防通信施設を適正に維持管理するとともに、消防情報管理システムの効率的な運用及び災害情報の送受信等を的確に行うことを目的として、災害情報の送受信、データ管理等を行うため、指令システム、消防OAシステム等の消防情報管理システムや無線設備等の消防通信施設を維持管理するものである。

委託料が大きな割合を占めており、使用料及び賃借料、役務費なども比較的大きな割合を占めている。

令和2年度の委託料の主な内容は、消防情報管理システムの更新時期となる機器の導入委託(158,950千円)、消防救急デジタル無線設備の保守委託(59,994千円)、消防指令センターほか21署所の消防情報管理システムの保守委託(37,871千円)などである。

令和2年度の使用料及び賃借料の主な内容は、消防情報管理システム(指令系)で使用している電子計算機の賃借料等である。

令和2年度の役務費の主な内容は、電話料(一般電話、携帯電話、NTT専用線、テレホンガイダンス、衛星携帯電話、ネットワーク回線等の使用料)である。

第4 包括外部監査の結果及び意見

2) 消防情報管理システム

市の消防情報管理システムは、災害時の消防体制の強化、事務効率の向上等を図るため、平成19年に稼働開始している。その後、部分更新を行い、令和3年3月1日、最新の技術を駆使したシステムに更新されている。

消防情報管理システムは、消防緊急情報システム、消防OAシステム、警防本部システム及び共通掲示板・予約管理・画像管理システムの4つのシステムから構成されている。

(2) 監査の結果

① 再委託の承諾について【結果－11】

市は、消防情報管理システムの保守委託について1者随意契約を締結している。その内容は次表のとおりである。

表 75 消防情報管理システムの保守委託の概要

項目	内容
契約名	消防情報管理システム保守委託
契約先	日本電気株式会社 相模支店
契約額	37,871,240 円
契約の締結方法	1者随意契約
契約形態	総価契約
1者随意契約の理由	本委託契約は消防OAシステム、警防本部システムを始め、指令装置、出動車両運用管理装置、消防団災害情報伝達装置など、災害活動の根幹となる設備の保守管理を行うもので、受注者には、各種機器への精通、障害発生時における早急な復旧対応が要求される。このため、各種機器に精通し、復旧対応が図れるのは、消防情報管理システムを構築した当該業者唯一であることから、契約の相手方とするものである。 (2号競争不適)

当業務委託については、原則として再委託は禁止されており、業務委託契約書には再委託について次のように記載されている。

業務委託契約書

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な一部を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(再委託)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託(以下、「再委託」という。)してはならない。

2 受注者は、本委託業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、書面により再委託する旨を

発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1)再委託先の名称
- (2)再委託する理由
- (3)再委託して処理する内容
- (4)再委託先において取り扱う情報
- (5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

消防情報管理システムの保守委託について受注者は、令和2年4月1日に再委託承認申請書(以下「申請書」という。)を市に提出し、市も承諾している。申請書には(1)再委託先の名称、(2)再委託する理由、(3)再委託して処理する内容の記載はあるものの、(4)再委託先において取り扱う情報、(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法の記載がない。

市は、再委託を承諾するにあたっては、個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を網羅的に記載した申請書に基づき承諾を行う必要がある。

② 受注者の代表者の記載について【結果－12】

消防情報管理システムの保守委託契約について、業務委託契約書及び請求書の代表者名は「支店長葛西甲太」である。一方、再委託承認申請書、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び連絡体制に関する報告、個人情報の取扱いに係る作業場所に関する報告及び秘密保持に関する誓約書受領報告書(以下「再委託承認申請書等」という。)の代表者は「支店長富澤正興」となっており、業務委託契約書及び請求書と代表者名が異なっている。当契約締結時の支店長は葛西甲太氏であり、富澤正興氏は旧支店長であるので、再委託承認申請書等の支店長名は誤りである。

この点について、日本電気株式会社 相模支店から『「消防情報管理システム保守委託」に伴う申請書類に対するお願い』が提出されており、『前年度の責任者名により協力企業との取りまとめ対応を行っていた都合上、前年度の支店長名で社内決裁をとり、提出させていただきました。』と代表者名を誤った理由が記載されている。

しかし、再委託承認申請書等の日付は「令和2年4月1日」であり、しかも社判と代表印が押印されているが、その時点の支店長は葛西甲太氏に変更しているため、前年度の責任者は申請する権限がない。

また、再委託承認申請書等の提出はあくまでも、受託者である日本電気株式会社相模支店が発注者である相模原市に提出する書類であり、協力企業との取りまとめを前年度の責任者が行ったとしても、契約日の支店長が提出しなければならない。

さらに、市は再委託承認申請に対する決裁を行っているが、その決裁も前年度の支店長名で行っている。すなわち、市は、業務委託契約とそれに付随する再委託承認の決裁について、相手方の代表者が異なる場合でも決裁ができる仕組みとなっている。

業務委託契約書に記載の受注者情報と異なる情報が記載された書面があるときは、市はその原因を受注者に確認するとともに、記載内容を統一し、変更が生じた場合には受注者からその報告を受け、変更後の正しい内容に修正する必要がある。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 再委託金額の確認について【意見－56】

消防情報管理システムの保守委託契約は、1者随意契約により委託契約が締結されている。その理由は、消防情報管理システムの保守委託の概要にも記載のとおり、契約の相手側は「消防情報管理システムを構築した当該業者唯一である」としている。

一方、当該委託業務の重要な一部は、NECプラットフォーム株式会社や株式会社石川コンピュータ・センター等の10者に再委託されている。再委託の理由は、①製作メーカーであり、機器独自の専門的な知識があるため、②技術力が高く、専門的な知識を有し業務遂行能力が高いため、とされている。

地方公共団体は、競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合は、1者と契約を締結する1者随意契約が認められる。

随意契約の方法による時、見積書は2人以上から徴することが原則である。すなわち、本来は委託金額の妥当性は入札や複数の見積書により証明するものであるが、1者随意契約の場合はそれが行われていない。

1者随意契約で再委託を行う場合には、少なくとも委託業者以外にその業務を実施できる業者は存在し、市と直接契約を締結する可能性も考えられる。市と直接契約する場合には、契約規則等に則り、競争入札や見積合せを行うなどにより契約金額の妥当性は一定程度担保される。しかしながら、1者随意契約で再委託が行われる場合、再委託金額の妥当性を検証する仕組みは構築されていない。そのため、再委託の承諾にあたっては、再委託金額の妥当性を十分に検証することなく、そのことを承諾してしまう可能性がある。

1者随意契約で再委託を行う場合には、可能な限り見積書を入手する等など、再委託金額の妥当性を確認することが望ましい。

② 年度末間際の支出について【意見－57】

本事業の需用費中の消耗品費における令和3年3月の内容は次表のとおりである。

表 76 令和3年3月の消耗品費

執行日	金額(円)	内容
3月19日	87,582	消耗品(純正トナー他)
3月22日	13,310	消耗品(USBマイクロホン他)
3月26日	99,770	消耗品(静電作業サンダル他)
合計	200,662	

年度末間際の3月後半になってからの消耗品の購入が少なからず見受けられる。

消耗品であるため、次年度において使用すれば良いようにも思われるが、原則論としては、令和3年度に使用するものは令和3年4月以降に購入することが求められる。

3月後半の消耗品の購入は、外観的には、必要に応じたものなのか、予算を消化するためのものかの区別が非常に難しい。また、年度末間際の時間的な余裕がない中で執行となるため、おおよそ不要な物品の購入を誘発しかねない。

3月後半になっての需用費の執行はできる限り避けることが望ましい。

③ 分割発注について【意見－58】

本事業の需用費中の消耗品費において、ポータブルハードディスク(以下「HDD」という。)を令和3年1月19日と2月2日の2回に分けて次表のように購入している。

表 77 HDD の購入

内容	1回目	2回目
取引先	浦上商事(株)	(株)文盛堂
納品日	1月19日	2月2日
購入品	バッファロー外付け HDD HD-PCG1. OU3-BBA	バッファローポータブル HDD HD-PCG1. OU3-BBA
単価(税込)	9,460 円/個	7,700 円/個
購入数量	8 個	9 個
HDD 総額	75,680 円	69,300 円
その他の品	23,760 円	25,861 円
総支払額	99,440 円	95,161 円

市は、訓練用の動画を保存する目的で HDD が 21 個必要であるとして、そのうちの 17 個を上表のように 2 回に分割して購入している。

購入にあたっては、他の品も含め 10 万円を下回るように注文し、当然に見積合せも行っていない。HDD は 1 個当たりの単価も高く、購入先によって金額に差が生じる。今回も単価に 1,760 円の開きが生じており、計画的に必要な総数を決め、複数者から見積書を入手していれば、より安く購入できた可能性がある。

消耗品は最小の経費で購入できるよう計画的に発注する必要がある。

④ 10 万円未満の取引について【意見－59】

本事業の需用費中の物品等修繕料は、システム機器や、指令室等の各種通信機器等の突発的な修繕に対応するための費用である。

表 78 令和 2 年度物品等修繕料のうち 90,000 円以上 100,000 円未満の取引

起票日	金額(円)	件名
令和 2 年 5 月 27 日	99,000	多機能電話機修繕
令和 2 年 6 月 25 日	99,000	鳥屋出張所電話設備修繕
令和 2 年 8 月 18 日	96,800	消防救急デジタル無線バッテリー修繕
令和 2 年 9 月 3 日	99,440	ヘッドセット修繕
令和 2 年 9 月 14 日	99,000	東林分署 UPS 修繕
令和 2 年 10 月 28 日	99,000	上溝分署 UPS 修繕
令和 2 年 10 月 28 日	99,000	相原分署 UPS 修繕
令和 2 年 10 月 28 日	99,000	新磯分署 UPS 修繕
令和 2 年 11 月 18 日	90,200	署活動無線機修繕
令和 2 年 11 月 24 日	99,000	デジタル無線機スピーカーマイク修繕
令和 2 年 12 月 7 日	94,600	ヘッドセットアダプター修繕
令和 3 年 1 月 4 日	99,000	デジタル無線機修繕

第4 包括外部監査の結果及び意見

令和2年度物品等修繕料は全部で27件の支出があったが、そのうち12件が90,000円以上100,000円未満の取引である。

契約規則では、契約の締結を随意契約の方法によって行う場合には、2人以上から見積書を徴しなければならないと定められているが、予定価格が10万円以下の場合には1人の見積書の徴取で足りると規定されている。さらに、需用費の物品等修繕料で予定価格が10万円以下のときは、見積書の徴取を省略できると規定されている。

これらの規定を前提とすると、取引業者が10万円をわずかに下回る価格を提示することにより、市の担当者は2人以上から見積書を入手するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる余地がある。

上記12件の取引の全てについて価格の妥当性が担保されていないということではないが、少なくともこれらの価格帯の取引を行う場合にはより一層の注意が必要である。物品等修繕を行うときは、可能な限り同時に行い、契約の分散を抑え、複数者から見積を入手する必要がある。

IV. 都市建設局まちづくり推進部

1. 令和元年東日本台風災害救助費(建築・住まい政策課)

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	—	69,360	1,731	—
執行決算額	—	69,360	1,731	—
不用額	—	—	—	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
委託費	—	69,360	1,731	意見-60
合計	—	69,360	1,731	—

② 事業概要

令和元年東日本台風により被災した市民に対し、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護及び社会の秩序の保全を図るものである。

災害救助法に基づき、「必要即応の原則」、「現物給付の原則」等という基本原則のもと、令和元年東日本台風により被災した住宅の応急修理を行っている。

なお、「必要即応の原則」は、「応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。」とするものである。

「現物給付の原則」は、「災害時は物資が欠乏し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさない場合も多いことから、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。」とするものである。

補助割合は、国と市で2分の1ずつを負担し、現物給付のため、申請者に補助を行うのではなく、市が修理費用を直接修理業者に支払っている。

令和元年度及び令和2年度の補助件数は次表のとおりである。

表 79 補助件数

項目	令和元年度	令和2年度
件数	6件	4件

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 修理業者の選定について【意見－60】

「災害救助事務取扱要領(令和2年5月)内閣府政策統括官(防災担当)」によると、応急修理の実施および期間は次のように記載されている。

災害救助事務取扱要領より一部抜粋

9 被災した住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領(別添3「(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)」参照)を定めると共に、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続の簡素化を図られたい。

(2) 期間

法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

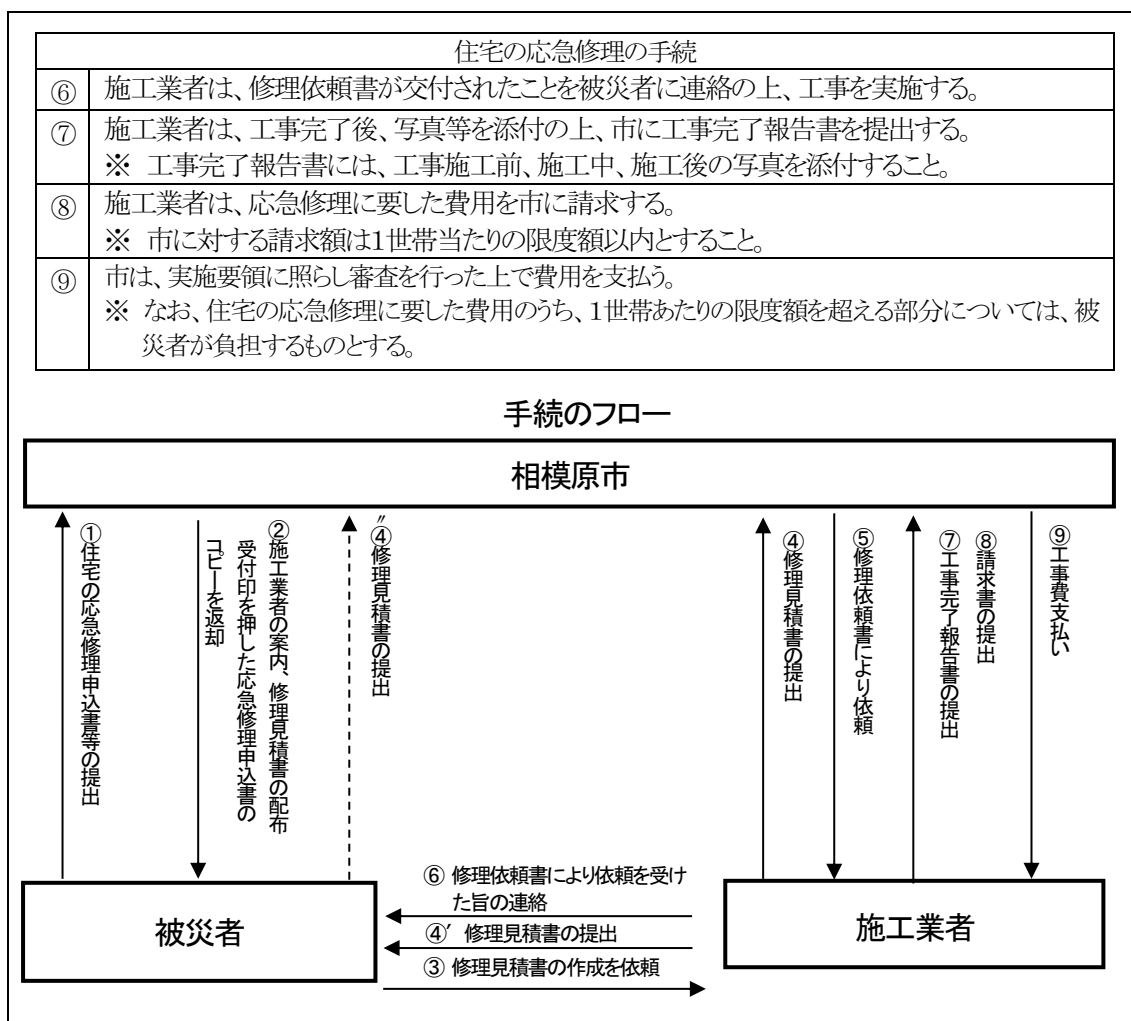
令和元年10月12日に上陸した令和元年東日本台風で被災した住宅の応急修理について、市は災害救助法に従い、「令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領(令和元年10月28日決定)を定めており、住宅の応急修理の手続について次のように記載している。

令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領より一部抜粋

4 手続の流れ

市は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続は次のとおりとする。

住宅の応急修理の手続	
①	<p>応急修理を希望する被災者は、市の窓口に住宅の応急修理申込書(様式第1号)を提出し、要件審査を受ける。なお、住家の被害が半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)の場合は、資力に係る申出書(様式第2号)も併せて提出する。</p> <p>※ 被害状況の確認は、市が発行する「り災証明書」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。</p>
②	<p>市は、申込書等の内容を確認し、応急修理の対象となる被災者に修理見積書(様式第3号)や必要に応じて施工業者リストを配布する。</p> <p>併せて、受付印を押した住宅の応急修理申込書のコピーを申込者に返却する。</p>
③	<p>被災者は、施工業者に希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。</p>
④	<p>施工業者は、修理見積書を(直接又は被災者を通じて)市の窓口提出する。</p> <p>※ 修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。</p> <p>※ 施工業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。</p>
⑤	<p>市は、修理見積書の内容を確認の上、施工業者に修理依頼書(様式第4号)により応急修理を依頼する。</p>



市は、応急修理を行う際の手続として、被災者に施工業者リストを配布することとしている。施工業者リストに記載される事業者については、市は協定団体と協定書を締結し、その事業者一覧を被災者に提供している。

なお、協定団体は、(一社)神奈川県建設業協会、(一社)神奈川県建築士事務所協会、(一社)全国木造建設事業協会、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市と5者協定を各々締結している。

一方、施工業者の選定は被災者に委ねられており、被災者は施工業者リストから事業者を選ぶこともできるし、リストに記載のない事業者を探して契約することもできる。

応急修理は、令和元年度に6件、令和2年度に4件実施されているが、全ての事業者が被災者が自ら探した事業者であり、施工業者リストから選定された事業者はなかった。

災害救助事務取扱要領にもあるとおり、住宅の応急修理は1月以内の完了が目標であり、そのための事前準備としての建設事業者団体等の協力が求められるが、結果として施工業者リストから事業者が選ばれないのであれば実効性は低いといえる。

施工業者リストから事業者が選定されなかった原因については、金額、実施時期、被災場所等の複数の理由が考えられるが、その原因を分析し、登録事業者の追加も視野に入れ、いつ発生するか予測できない災害に対して準備を行う必要がある。

2. 既存住宅・建築物耐震化促進事業(建築・住まい政策課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	65,439	56,806	57,117	58,201
執行決算額	41,774	27,868	30,533	—
不用額	23,665	28,938	26,584	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
負担金、補助及び交付金	38,454	24,548	27,213	意見-61
貸付金	3,320	3,320	3,320	—
合計	41,774	27,868	30,533	—

② 事業概要

1)目的

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したもの)の住宅及び耐震診断が義務付けられた要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)について、新・相模原市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修工事等の費用補助を行うことで、耐震化の促進を図るとともに、地震災害から市民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりを推進するものである。

2)事業内容(令和2年度時点)

○戸建住宅を対象とした耐震診断及び改修工事等補助事業

- ・耐震診断補助 : 耐震診断費用のうち上限12万円
- ・耐震計画書作成補助 : 耐震改修計画書作成費用の2/3、上限12万円
- ・耐震改修工事補助 : 耐震改修工事費用の1/2、上限80万円
(高齢者世帯等に対して上限25万円を追加補助。)
- ・現場立会費用補助 : 耐震改修工事立会に要する費用の1/2、上限6万円

○耐震診断義務付け建築物(沿道建築物)を対象とした耐震改修補助事業

- ・耐震改修工事補助:耐震改修工事費用の2/3、上限2,000万円(面積等により限度額あり)

○危険ブロック塀等の撤去を対象とした補助事業

- ・通学路・重点地区 : 撤去費用の3/4、上限15万円
- ・その他一般地区 : 撤去費用の1/2、上限10万円

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 沿道建築物耐震化率について【意見－61】

平成25年11月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、市が特に重要な路線として指定した路線の沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物(昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物)の所有者に対して、耐震診断が義務付けられ、市がその結果を公表することとなった。このことから、市としてその路線を指定するとともに、耐震診断等に対する補助制度を創設し、さらなる耐震化の推進を行っている。

相模原市沿道建築物耐震診断等補助制度要綱では、地震に対する建築物の耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3項1号に規定する建築物(以下「耐震診断義務付け沿道建築物」という。)の耐震診断等を実施する当該建築物の所有者に対し、耐震診断等に必要経費の一部を補助するとされている。

特に重要な路線として、国道16号、県道51号線等の11路線が指定され、対象建築物は62棟ある。令和2年度における耐震化率は、神奈川県全体で26%に対し、相模原市では22.58%であり、その内訳は次表のとおりである。

表80 対象建築物

総件数	耐震性あり	除却済み	耐震改修済み	合計
62棟	5棟	5棟	4棟	14棟(22.58%)

耐震化は、まず耐震診断を行い、次に耐震改修計画を策定し、その後耐震改修工事を実施して完了するが、耐震診断は義務付けされており、費用を全額公費負担とする国の規定に合わせた補助金額が設定されている。

耐震改修計画・工事補助は、国による国・地方の負担割合の規定があるが、限度額は各地方公共団体が設定している。相模原市は沿道建築物補助制度創設時(平成27年度から実施)時点で把握している対象建築物の規模等から、おおよその費用を算出し、国・地方・民間で1/3ずつとなる限度額設定としている。

このような補助制度を設定しているにもかかわらず、耐震化率が22.58%と低いのは、耐震改修計画・耐震改修工事に掛かる費用面が影響しているとのことである。

表81 対象建築物の内訳

(単位:棟)

用途	総数	耐震化済み			耐震性なし (うち、計画のみ作成済み)
		耐震性あり	除却済み	耐震改修済み	
併用住宅	32	0	5	1	26(1)
事務所ビル	10	1	0	2	7(1)
マンション	8	0	0	1	7
店舗	3	0	0	0	3
学校	2	2	0	0	0
専用住宅	2	0	0	0	2
工場	1	0	0	0	1
寄宿舍	1	0	0	0	1

第4 包括外部監査の結果及び意見

用途	総数	耐震化済み			耐震性なし (うち、計画のみ作成済み)
		耐震性あり	除却済み	耐震改修済み	
倉庫	1	0	0	0	1
銀行	1	1	0	0	0
その他	1	1	0	0	0
合計	62	5	5	4	48(2)

対象建築物の内訳を見ると、併用住宅(32棟)が最も多く、事務所ビル(10棟)、マンション(8棟)と続いている。耐震性なしの棟数についても、総数に応じて、併用住宅(26棟)が最も多く、事務所ビル(7棟)、マンション(7棟)と続いている。

併用住宅、事務所ビル、マンション、店舗の耐震性なしとなっている43棟について、構造及び地上階により分類すると次のようになる。

表 82 構造についての分類 (単位:棟)

用途	W	S	RC	SRC	計
併用住宅	17	8	1	0	26
事務所ビル	0	4	3	0	7
マンション	0	1	4	2	7
店舗	0	3	0	0	3
合計	17	16	8	2	43

※W:木造、S:鉄骨造、RC:鉄筋コンクリート造、SRC:鉄筋鉄骨コンクリート造

表 83 地上階についての分類 (単位:棟)

用途	2階	3階	4階	5階以上	計
併用住宅	20	5	0	1	26
事務所ビル	0	5	2	0	7
マンション	0	0	0	7	7
店舗	3	0	0	0	3
合計	23	10	2	8	43

併用住宅は店舗付住宅のことであるが、そのほとんどが木造・鉄骨造で、高さも2階・3階となっている。用途は建設時の登記上の区分であり、現在の営業状況は確認できていないが、昭和56年以前の建築と考えると、現在は店舗営業をしていない建物も一定数存在すると推察される。

事務所ビルは、鉄骨造・鉄筋コンクリート造であり、高さは3階建て・4階建てとなっている。

マンションは、鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造がほとんどであるが、鉄骨造も1棟ある。また、全てのマンションが5階建て以上の建物である。

店舗は、3棟あり、全て鉄骨造の2階建てである。

耐震化率が低い原因として資金面が大きく影響しているとのことであるが、居住用の建物については、資金面の改善が見込まれないのであれば、耐震化率が改善される見込みは小さいといえるが、事務所ビルや店舗のように営業用の建物であれば、資金面の検討も期待できる。

また、建物の所有者が1人の場合には、耐震補強工事の意思決定を単独で行えるが、分

譲マンションのように区分所有の場合には、居住者の年齢や家族構成、収入や資産の保有状況などがそれぞれ異なるため、合意の意思決定は非常に難しくなる。

耐震診断義務付け沿道建築物の耐震化については、令和4年度以降に市が耐震診断結果を公表する予定である。相模原市では、対象建築物の所有者に毎年アンケート調査を実施し、状況の把握に努めているが、耐震化が計画通りに進まない場合には、所有者が必要と考える補助金の額等についても調査内容に加え、より詳細な現状分析を行い、補助金額や補助対象の拡充など、耐震化率改善のための実効性のある対応を推進していくことが望まれる。

3. 都市計画マスタープラン策定関連事業(都市計画課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	12,000	6,250	—	—
執行決算額	11,966	6,086	—	—
不用額	34	163	—	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
需用費	—	1,026	—	意見-62
委託料	11,966	5,060	—	
合計	11,966	6,086	—	—

② 事業概要

1)都市計画マスタープラン策定関連事業

本事業は、都市づくりの総合的・体系的な方針である都市計画マスタープラン等の策定に向けた検討を行う業務である。令和元年度に完了した事業である。

今回の都市計画マスタープラン等の策定は、庁内検討のほか、都市計画審議会での議論、オープンハウスやワークショップ等の市民参画手法等を用いながら取り組んでいるが、民間手法も活用すべく、平成29年度から平成30年度にかけて、都市構造分析、全体構想骨子の策定業務を委託し、また、令和元年度には、計画原案策定業務を委託している。令和2年度の事業費支出はない。

2)委託先の選定

本事業の委託先は、同一の者である。当初契約となった平成29年度契約については、プロポーザルによる委託業者選考会を経て決定されている。参加者数は4者であり、最高得点者と契約している。平成30年度から令和元年度分については、継続性を理由として、随意契約での締結としている。

3)都市計画マスタープランと防災

都市計画マスタープランは、令和2年3月に策定されている。概ね20年後までを見据えた長期的な都市計画の基本的な方針を策定したものである。前回策定は、政令指定都市移行に合わせた平成22年3月であった。概ね10年後に中間見直しを予定している。

防災に関しては、都市計画マスタープラン「Ⅲ 都市づくりの課題 1 社会的な課題 (3)「防災・減災社会」の実現」に、「切迫性が指摘されている大規模地震による震災被害、台風や局地的集中豪雨による土砂災害、浸水被害などの様々な災害に対して、被害を可能な限り減らしていこうとする「減災」の考え方を徹底し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災

対策が求められています。」との記載がある。また、「Ⅲ 都市づくりの課題 2 本市の都市づくりの課題 (6) 災害に強い都市基盤と地域社会の形成」に、「甚大な被害をもたらす自然災害が各地で発生しており、自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、災害リスクを低減する計画的な都市基盤の整備・保全が必要です。また、自助・共助の取組、自治体間連携などによる防災対策の推進や消防力の強化など、首都直下地震、集中豪雨や台風などによる大規模災害の発生に備えた対応力の一層の強化が必要です。」との記載がある。

また、「Ⅳ 全体構想 基本目標3『安全で安心な暮らしやすいまち』」として、「自然災害や事故などから市民の生命と財産を守るとともに、良好な住環境と魅力ある景観の形成により、安全で安心な暮らしやすいまちをつくります。」との記載がある。「Ⅳ 全体構想 4 都市づくりの方針 4-8 災害に強い都市づくりの方針【基本方針】」として、「(1)地震災害に強い都市づくり(2)風水害に強い都市づくり(3)土砂災害に強い都市づくり」の記載の中に、住民などへ災害のおそれがある区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図る旨の記載がある。

4) モニタリング指標

策定すると都市計画マスタープランの一部としてみなされる立地適正化計画のモニタリング指標として、都市計画課では、災害ハザード内における一定規模以上の住宅の建築行為等の届出件数を収集している。令和 2 年度から収集を開始しており、同年度の届出件数は 0 件であった。

5) 庁内活動への関与

都市計画課は、市が行う建設活動等について、都市計画マスタープラン等との整合性確認の見地から、モニタリングに必要な情報を関連部局から入手して検討することや、計画会議に出席して意見を述べる等、行っている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 地域防災計画等の防災関連計画と都市計画課との関係について【意見－62】

地域防災計画では、都市計画課が関わるものとして、「都市計画マスタープラン」(地域防災計画 地-138、風-146)、「相模原市都市防災基本計画」(資料編 25-2)、「相模原市市街地復興マニュアル」(資料編 25-6)の記載がある。

このうち、相模原市都市防災基本計画については、平成 26 年 2 月に策定したものである。ここには、都市計画マスタープラン等、関連する計画の改定とともに必要に応じて見直していく旨の記載がある。都市計画マスタープランが令和 2 年 3 月に策定(改定)されたことから、見直しの可否を検討することが望ましい。たとえば、相模原市都市防災基本計画には、防災上の課題、道路通行上の課題、優先整備地域、消防活動の困難区域の解消等、具体

第4 包括外部監査の結果及び意見

的な記載が行われている。これら記載事項に関する事業進捗に関する見直し、都市計画マスタープラン等との整合性の観点からの見直しが考えられる。

また、相模原市市街地復興マニュアルについては、平成27年3月に策定したもので、被災時に職員が実施すべき手続き等を、予め整理したものである。これにも、相模原市地域防災計画の改定や関係法令の改正、災害時を想定した訓練なども踏まえながら、必要に応じて見直しを行う旨の記載がある。併せて見直しの可否を検討することが望ましい。

4. 建築審査課における防災関連事務(建築審査課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	—	—	—	—
執行決算額	—	—	—	—
不用額	—	—	—	—

※事業化された防災関連事務はない。

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
—	—	—	—	意見-63
合計	—	—	—	—

※事業化された防災関連事務はない。

② 建築審査課における防災関連事務

建築審査課における、過去5年度の防災関連事務について確認したところ、事業として予算化されたものはなかった。

事業としての予算化はされていないものの、事務として行われたものは、応急危険度判定活動マニュアルに関するもの(職員人件費のみのため事業費なし)、及び、神奈川県建築物震後対策推進協議会への負担金支出(令和2年度負担金970千円。)がある。

以下、それぞれについて記載する。

③ 事務の概要

1) 応急危険度判定活動マニュアルに関する概要

応急危険度判定活動マニュアルは、被災時に建物の危険度を応急的に判定する際の手順や活動内容を定めたものである。応急危険度判定は、早期に、また短時間で広範囲の多くの被災した建築物を調査する必要があるところ、技術職員の人数的な問題等、行政側の限界があるため、無被害の市町村の支援や、民間の建築専門家で応急危険度判定士の資格を有するボランティアの協力を得て調査を実施することとなる。こうした各種支援の受け入れ手順や判定活動の業務を明確化することにより、活動を迅速かつ円滑に行うことを目的に作成している。

同マニュアルには、判定資機材等の保管に関する事項等、具体的な記載が行われており、これに基づく実務訓練も、民間の建築専門家ボランティアを加えて毎年実施しているが、新型コロナウイルス感染症対応により、この2年間は実施していない。

2) 神奈川県建築物震後対策推進協議会への負担金支出に関する概要

神奈川県建築物震後対策推進協議会は、地震により被災した建築物および宅地の危険性を判定する応急危険診断制度及び宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ること

第4 包括外部監査の結果及び意見

により、震災時における人的二次災害の防止に寄与し、県民生活の安定に資することを目的とする。同協議会は、神奈川県内の全市町村に、神奈川県が加わった自治体で構成されている。

同協議会では、応急危険度判定士の養成に関する事項や、訓練の開催、会議等の開催、全国協議会及び10都県協議会との連携等の事項が検討、報告されている。

令和2年度負担金は970千円であり、平成29年度から同額である。なお平成28年度は1,330千円であったが、同協議会の収支状況から減額となった。収支報告書は適切に入手、保管されている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 応急危険度判定活動マニュアルの改定履歴について【意見－63】

応急危険度判定活動マニュアルは、平成13年5月に策定して以来、平成20年4月の4町合併等に伴う見直し、平成24年4月の東日本大震災に係る見直しという改定履歴がある。市では毎年、同活動マニュアルに基づく実務訓練も行われていることから、完成度は高いものと考えられるが、見直しから相当年数が経過したこともあり、見直しの可否を検討することが望ましい。

見直しの一例として、市民への広報に関する記載について、「放送等」としているが、放送以外の方法もありうるのではないかと考えられるため、表記を検討することがあげられる。これに限らず、近年の状況を踏まえ、検討することが望ましい。

V. 都市建設局下水道部

1. 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)見直し業務委託 (下水道経営課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算現額	—	—	16,500	—
執行決算額	—	—	16,500	—
不用額	—	—	—	—

(単位:千円)

節科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	結果/意見
委託料	—	—	16,500	意見-64
合計	—	—	16,500	—

②事業概要

1)相模原市下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)の見直しと委託

多発する風水害時の対応の教訓や事例を踏まえて、改定された国の下水道 BCP 策定マニュアル 2019 年度版(令和 2 年 4 月)や、過年度の相模原市下水道事業業務継続計画(以下「下水道 BCP」という。)による訓練、事前対策ワーキンググループでの検討課題を加味し、実践的で実効的なものとするを目的として見直しを行っている。下水道 BCP の策定は平成 28 年 8 月、今回作成分は、第 4 版(令和 3 年 4 月)である。

当該委託業務は、計画の文書化等を委託したものである。契約は、指名競争入札により 3 者が入札し、最低価格者と契約を締結している。

2)下水道 BCP

下水道 BCP は、大規模災害により下水道機能が低下・停止した場合であっても、下水道が果たすべき機能を限られたリソースのもとで維持し、早期に回復する必要があることから、具体的な手段や体制等を構築することを目的とした計画である。下水道 BCP で想定する災害は、上位計画である地域防災計画や市 BCP と整合を図っている。

被害の想定は、各自治体で一般に使用されている手法に基づいている。被害想定に基づき、非常時優先業務、非常時対応計画、受援計画、業務継続力向上のための対策等が計画されている。

3)下水道 BCP に関連した訓練

下水道部は毎年下水道 BCP に関連した訓練を行っている。指揮命令系統の訓練、近隣自治体との応援受援訓練、現場業務訓練等を、ケーススタディ方式も取り入れて行っている。

第4 包括外部監査の結果及び意見

4) 市の下水道施設の概要

下水道部で管理する施設は、令和元年度末現在で、管路(公共下水道)2,896km、管路(農業集落排水)4.9km、マンホールポンプ(公共下水道)168 箇所、マンホールポンプ(農業集落排水)17 箇所、ポンプ場 6 箇所、農業集落排水 1 箇所、高度処理型浄化槽 1,195 箇所、雨水調整池 117 箇所となっている。

市の下水道は、流域下水道であり、汚水の処理は茅ヶ崎市で行われるため、市には処理施設はない。また、市の中心部の一部は、雨水と汚水が合流する合流式となっているが、他の大部分は雨水管と污水管をそれぞれ敷設する分流式となっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 相模原市下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)について【意見－ 64】

相模原市下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)(令和 3 年 4 月改定)を確認したところ、やや、被害想定とハードウェアに重きを置いた計画のように思われた。被害想定的前提・下水道施設の被害想定は BCP 計画立案のための前提であり、また、下水道施設の復旧計画は重要であるが、被災後の下水道 BCP 期間内における具体的な行動も重要であると考ええる。

この、被災後の下水道 BCP 期間内における具体的な行動内容について、市の下水道 BCP では詳しく記載されていないことについて市に確認したところ、現在、当該委託業務で策定した下水道 BCP を基に、別途、具体的な行動に関する内容をまとめた資料を作成し、それを基に検討中とのことであった。

熊本県土木部道路都市局下水環境課が、熊本地震における下水道事業の復旧対応状況と課題(平成 29 年 4 月 21 日)を公表している。ここでは、課題として、マンホール蓋の開閉器・仮設ポンプ・発電機・燃料等の資材について必要量の把握、自治体間での資機材の相互支援体制、停電を想定した調達訓練、運搬ルート等の想定と訓練をあげている。

市においても、被災後の下水道 BCP 期間内における具体的な行動内容について、より具体的な被災状況を想定した計画を立案する必要がある。

2. 雨水浸透ます設置助成金交付事業(下水道経営課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	1,664	1,664	1,664	1,664
執行決算額	140	133	140	—
不用額	1,524	1,531	1,524	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
負担金、補助及び交付金	140	133	140	意見-65
合計	140	133	140	—

② 事業概要

1)雨水浸透ます設置助成金交付事業

市では、雨水の地下への浸透による水循環の保全や道路冠水などの軽減を図るため、雨水浸透ますの設置を奨励している。

助成対象要件を満たした場合、新設の場合1基あたり7,000円、交換の場合1基あたり10,000円を助成している。

過去5年度の助成件数と助成基数は、次表のとおりである。助成件数は、概ね年間5件、5年間で28件となっている。助成基数は、概ね年間20基、5年間で96基となっている。

表84 雨水浸透ます設置助成金交付実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	合計
助成件数(件)	5	6	6	5	6	28
助成基数(基)	18	19	20	19	20	96
助成金額(千円)	129	133	140	133	140	675

2)建築審査時における雨水浸透施設等設計基準

市では、建物新築時の建築審査の際、雨水を地下に浸透させ、その区域の流出量の低減と、地下水涵養のため、基準を設けて雨水浸透施設を設置させている。

建築面積が150㎡未満のものは、雨水浸透ますを2箇所以上、150㎡以上のものは、雨水浸透ますを4箇所以上設置することとしている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 雨水浸透ます設置助成金交付事業について【意見－65】

雨水浸透ますの設置を助成する本事業の助成件数は、直近5年間で28件と少ない。

周知活動が不足しているのか、助成額の変更が効果的なのか、あるいは既に普及が進んでいるためこのまま見守ればよいのか等、今後の事業展開を検討し、普及余地がまだ残されている場合には、事業が拡大されるよう、方法を検討することが望ましい。

3. 公共下水道管きよ耐震化事業(下水道保全課)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	2,080,118	2,967,121	2,778,242	2,466,326
執行決算額	1,785,438	2,731,889	2,434,115	—
不用額	294,680	235,232	344,127	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
委託料	106,961	145,820	72,738	意見-66、67
工事請負費	1,678,476	2,586,068	2,361,377	
合計	1,785,438	2,731,889	2,434,115	

② 事業概要

1)公共下水道管きよ耐震化事業

市は、大規模地震の発生に対し、住民の根本的なライフラインである下水道としての重要な機能(トイレの使用の確保、浸水の防除、及び公衆衛生の保全)の信頼性を確保し、住民の安全、安心を確保することを目的として、下水道施設地震対策事業計画を策定している。

同計画に基づき、市内の下水道管きよのうち、重要な幹線等(緊急輸送路下、防災拠点・避難路より下流管、公共下水道幹線等)約718kmの耐震診断を実施した結果、約18kmを対策が必要な管きよと決定し、平成29年度より耐震化事業を実施している。

事業の終了は令和9年度の予定である。概算事業費は約300億円と予定されており、事業着工の優先順位については、社会的影響から見た優先順位と利用人口を考慮して決定している。

耐震化の主な工法は、パルテムフローリング工法、SPR工法、SPR-SE工法、クリアフロー工法、PFL工法であり、いずれも既設管の内側に更生管を製管し、既設管との間隙に充填剤を充填して一体化させる工法である。いずれも地上の開削工事は不要である。

表85 公共下水道管きよ耐震化事業で使用する主な工法

工法名	概要
パルテムフローリング工法	既設管内で組み立てた鋼製リングに高密度ポリエチレン製の部材等を組み付けて更生管を構築し、更生管と既設管の間隙に充填剤を注入して既設管渠の更生を行う工法で、特別な製管装置を用いることなく人力で施工する工法。
SPR工法	既設管の内側に製管機を用いて、硬質塩化ビニル製の更生管を製管し、既設管と更生管の間隙に充填剤を注入して一体化させる工法。
SPR-SE工法	既設管内にスチール部材で補強された硬質塩化ビニル製の帯状材料を製管機によって更生管を製管したあとに、既設管と更生管の間隙に

第4 包括外部監査の結果及び意見

工法名	概要
	充填剤を充填し、一体化させる工法。更生部分のみで耐震性能の確保に必要な強度を有する自立管を製管する工法であり、既設管の残存強度が期待できない無筋コンクリート管に対する耐震化手法として適用することが可能。
クリアフロー工法	高密度ポリエチレン製の帯板状材料背面に、鋼材を装填した更生材と、ポリマーセメント系充填剤により、既設管と一体化した複合管を築造する工法。
PFL 工法	既設管の内側に人力にて高密度ポリエチレン製の更生管を製管し、既設管と更生管の間に充填剤を注入して一体化させる工法。

(出典:市提供資料より監査人作成)

2) 工事の進捗状況

下水道施設地震対策事業計画に記載された事業スケジュールでは、中期(平成 30 年度～令和 4 年度)では、緊急輸送路下に埋設されている重要な幹線等(計画対象管きよの 54%)の耐震化工事が終了する予定となっているところ、実際の進捗率は 10%である。

これは、既設下水道管内で作業を行うことから、雨天による作業中止日数が通常の工事より多くなることや、工法が特殊なため施工可能な業者が限られることなどが大きいものと、下水道保全課では考えている。

3) 過去の地震による下水管の被害と相模原市の想定

過去の大規模な地震による下水管の被害について、熊本県がまとめた資料に基づき、その概要を把握したところ、被災率は 1.0%～4.6%となっている(次表参照のこと)。

これについての市の想定は、東部直下地震では 0.4%、西部直下地震では 0.2%、大正関東タイプ地震では 0.2%としている(相模原市下水道事業業務継続計画より)。

表 86 過去の地震による下水管の被害

年度	地震名	下水管総延長(km)	被害延長(km)	被災率
H7	兵庫県南部地震	8,682	180	2.1%
H16	新潟県中越地震	3,293	152	4.6%
H23	東北地方太平洋沖地震	65,001	642	1.0%
H28	平成 28 年熊本地震	3,196	81	2.5%

(出典:熊本県土木部道路都市局下水環境課 熊本地震における下水道事業の復旧対応状況と課題(平成 29 年 4 月 21 日))

4) 過去の地震による下水管の被害の例

過去の大規模な地震による下水管の被害例として大規模なものは、地盤の陥没や隆起が生じたことに伴う破損例があげられる。前述の熊本県がまとめた資料にも、事例紹介がされているので抜粋転載する。

過去の地震による下水管の被害例



(出典:熊本県土木部道路都市局下水環境課 熊本地震における下水道事業の復旧対応状況と課題(平成 29 年 4 月 21 日))

5) 工事等の契約

本事業の令和 2 年度分は、14 件が発注され、それぞれで競争入札が行われている。いずれの契約についても、競争性が確保されていることを確認した。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 公共下水道管きょ耐震化事業の進捗について【意見－ 66】

管きょ耐震化事業については、下水道施設地震対策事業計画で、平成 28 年度から令和 9 年度までを計画期間として、事業費約 300 億円で計画されている。

同計画のスケジュールでは、令和 4 年度までに、緊急輸送路下に埋設されている重要な幹線等(計画対象管きょの 54%)の耐震化工事が終了する予定となっているところ、現在の進捗率は計画対象管きょの 10%である。

これは、既設下水道管内で作業を行うことから、雨天による作業中止日数が通常の工事より多くなることや、工法が特殊なため施工可能な業者が限られることなどが大きいものと、下水道保全課では考えている。

事業費の確保の面もあることながら、雨天の影響などによる外的影響についてはやむを得ないところであり、当初計画スケジュールについては、見直しが必要になるものとする。

本事業で採用した工法は、一定の耐震効果はもちろんあるが、通常の下水管の改修にも用いられる工法であることから、たとえば、通常行われている老朽管対策工事に紐付けて実施していくことが考えられる。

② 被害例との対比について【意見－ 67】

過去の大規模な地震による下水管の被害例としては、地盤の陥没や隆起が生じたことに

第4 包括外部監査の結果及び意見

伴う破損例があげられる。市においては、詳細診断の結果、陥没や隆起の誘因のひとつと考えられている液状化の可能性はないとのことであるが、このような場合には、本事業で行っている管の内壁に工事を行うことで管を補強していく耐震工事では、破損を防ぐことはできないものとする。

また、過去の地震による下水管被害比率をみると、平成7年兵庫県南部地震2.1%、平成16年新潟県中越地震4.6%、平成23年東北地方太平洋沖地震1.0%、平成28年熊本地震2.5%となっており、市の下水管総延長約3,000kmに当てはめた場合、事前対策を行うことにも限界があるように思われる。

他の自治体の対応例を教訓に、被災後の応急対応・復旧対応への人的物的準備と訓練を並行していくことも一つの方法と考えられ、対応を検討することが望ましい。

4. 公共下水道境川第 28 バイパス雨水幹線整備工事(H29～R3 継続事業) (下水道整備課)

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算現額	2,023,200	3,245,500	1,931,125	1,585,690
執行決算額	—	2,005,274	1,237,734	—
翌年度繰越額	2,023,200	1,240,226	693,391	—
不用額	—	—	—	—

※全体事業費は 4,828,700 千円であるが、継続事業のため各年度に割り振られている。

※予算現額は各年度予算額と繰越予算額の合計となっている。

(単位:千円)

節科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	結果/意見
工事請負費	—	2,005,274	1,237,734	意見—68、69
合計	—	2,005,274	1,237,734	—

② 事業概要

1) 公共下水道境川第 28 バイパス雨水幹線整備工事(H29～R3 継続事業)

近年、市内では、集中豪雨による浸水被害が多発しており、南区の相南・南台・上鶴間地区においても、床上・床下浸水や道路冠水被害が発生している。本件工事は、浸水被害の早期解消を図るべく、相模原市緊急雨水対策事業実施計画に基づき、シールド工法による雨水管(幹線)を築造するものである。この雨水管は、浸水被害の解消に加え、河川の氾濫を防止するため、16,000 m³の雨水を一時貯留し、晴天時に放流するものである(25m プールで 44 杯分)。

契約は、一般競争入札の総合評価落札方式(高度技術提案型)により 2 者が入札、評価値の最も高い入札参加業者と契約した。複数年工事一式の契約で、当初契約額は 43 億 74 百万円である。

工事期間は平成 30 年 3 月から令和 4 年 3 月を予定している。

工事は、順調に進められている。

2) 相模原市緊急雨水対策事業実施計画

市では平成 16 年度に「相模原市雨水対策基本計画」を策定して浸水地域の対策に取り組んできたが、その後の津久井地域との合併や局地的集中豪雨の規模拡大に対応するため、平成 24 年 3 月に「改定・相模原市雨水対策基本計画」を策定し、緊急性の高い事業を効率的に推進している。この計画は、緊急対策、中期対策及び長期対策の 3 段階で構成されているが、このうち、緊急対策として位置づけられた箇所について、必要な対策を講じ、浸水被害の解消を目指すことを目的として、平成 26 年 12 月に「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」を策定している。

第4 包括外部監査の結果及び意見

本実施計画では、対策実施箇所を24箇所とし、雨水管の整備を15箇所77.15億円、道路の改修を4箇所1.7億円、雨水ますの設置等を5箇所0.04億円とし、平成27年度～令和6年度で実施するとしている。

令和元年度末で完成した雨水管整備は、15箇所中、7箇所である。

事業着手の優先順位については、浸水被害の状況に応じて計画されている。

表 87 相模原市緊急雨水対策事業実施計画(対策別事業費の内訳) (単位:億円)

対策方法	事業費	内訳		
		国庫補助金	起債	一般財源
雨水管の整備	77.15	33.54	43.5	0.08
道路の改修	1.7	—	—	1.7
雨水ますの設置等	0.04	—	—	0.04
合計	78.89	33.54	43.5	1.82

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 相模原市緊急雨水対策事業実施計画の進捗について【意見－68】

公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事は、相模原市緊急雨水対策事業実施計画に基づく浸水被害の解消を目的としているが、浸水箇所の解消には、本件工事に続き既設の境川第28一イ雨水幹線との接続管(バイパス管)を整備する工事が必要である。

相模原市緊急雨水対策事業実施計画の計画期間が令和6年度までとなっていることから、計画期間内に接続管工事を完了し、事業効果が着実に発現されるよう、引き続き工事の進捗を図っていく必要がある。

② 境川の特性と雨水管整備について【意見－69】

町田市との行政界を流れている境川は、流域の都市化の進行により、保水遊水機能が減少し、都市型水害が増加している。神奈川県では、総合治水対策特定河川事業に境川を含む4河川を対象として、河道や遊水地等の整備を行う河川対策と、雨水の貯留施設や防災調整池の設置、盛土の抑制等の流域対策により、時間雨量概ね60mmの降雨に対して安全となるよう重点的に整備を進めているが、境川の流下能力には限界があるため、河川の増水時には、整備した雨水管の機能が十分に発揮しないことが考えられる。

整備を進めている公共下水道境川第28バイパス雨水幹線は、構造上、貯留が可能であり、境川の負担を一時的に緩和させる機能を有しているが容量に上限がある。

引き続き、境川の特性を踏まえ、高い費用対効果の発現とともに、円滑な事業進捗を図られるよう対応していく必要がある。

5. 公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)(津久井下水道事務所)

(1)概要

① 事業費の推移

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	80,000	93,359	95,834	—
執行決算額	—	—	94,803	—
翌年度繰越額	80,000	93,359	—	—
不用額	—	—	1,031	—

(単位:千円)

節科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	結果/意見
工事請負費	—	—	94,803	意見-70
合計	—	—	94,803	—

② 事業概要

1) 公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)

津久井湖に近い、圏央道と国道413号が交差する北側地区の浸水被害を解消するために雨水管を新設する工事である。当地区の北側には高台があり、それらに挟まれる形となった当地区は水が溜まりやすく、道路冠水等の浸水被害が生じている。相模原市緊急雨水対策事業実施計画において雨水管(幹線)の整備が必要な箇所としている地区である。

雨水管(幹線)を新設することにより、当地区から津久井湖に向けて自然流下で雨水を排出し、浸水被害を解消する目的で工事が進められている。

工事は平成26年度から開始されており、令和5年度完成予定である。

事業費は総額7.1億円で予定されていたところ、本案件94,803千円を含めて2.5億円を支出し、今後、令和4、5年度に7億円の工事を行い、完成する予定である。このため、全体の支出額は9.5億円と見込まれている。

2) 工事の契約と契約変更

本件第1期工事の契約は、一般競争入札により14者が入札、11者のくじ引きにより決定し契約を行っている。当初契約額は47,600千円であった。同一入札額が多数生じたのは、明確に工事仕様を提示していたことによる。

掘削工事を開始したところ、当地区の地盤はもろく、通常の工法での掘削は困難であることが判明し、薬剤注入工法(硬化する樹脂を土中に流し込むことで地盤を安定化させて掘削していく工法。)による掘削を行うこととなり、協議の結果、契約を93,359千円に増額変更している。また、これに伴う付帯工事1,444千円を別途、追加契約している(合計94,803千円)。

第4 包括外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 工事の計画と実際の対応について【意見－70】

公共下水道津久井雨水2号幹線整備工事(第1期)は、相模原市緊急雨水対策事業実施計画において雨水管(幹線)の整備を必要としている工事であり、浸水被害の解消から必要な工事であると認められる。また、工事の当初契約額は47,600千円であったが、掘削工事を開始したところ、当地区の地盤はもろく、通常の工法での掘削は困難であることが判明し、薬剤注入工法(硬化する樹脂を土中に流し込むことで地盤を安定化させて掘削していく工法。)による掘削を行うこととなり、協議の結果、契約を93,359千円に増額変更したことも、やむを得ない事情であると考えられる。

一方で、事業費は総額7.1億円で予定されていたところ、本案件94,803千円を含めて2.5億円を支出し、今後、令和4、5年度に7億円の工事を行い、完成する予定であることから、全体の支出額は9.5億円と見込まれているため、既に2.4億円の予定額超過が見込まれることとなった。

一般に、工事については、当初の想定通りに進まないケースがあり、本件もその一例である。防災事業に関する大規模な工事を進めていく場合の事業リスクの一例として、本件を今後の事業計画に活かすことが望ましい。

雨水管工事の新設は想定以上の経費になることが考えられる事例でもある。今後の事業推進には、財政負担状況も踏まえ、柔軟な事業展開が望まれる。

VI. 相模原市地域防災計画(災害予防計画)

1. 全般的事項

(1)概要

相模原市地域防災計画は、「総則・予防計画編」、「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「資料編」及び「地区防災計画編」から構成されており、「総則・予防計画編」は、総則と災害予防計画から構成されている。

災害予防計画の内容は次表のとおりである。

表 88 災害予防計画

	内容
第1章	災害に強いまちづくり
第2章	施設構造物・設備の安全化
第1節	都市施設等の防災対策
第2節	建造物等災害対策
第3節	道路・橋りょう整備対策
第3章	火災・危険物災害等の防止
第1節	火災等の防止対策
第2節	危険物等の災害対策
第4章	風水害対策
第1節	浸水被害対策
第2節	土砂災害対策
第5章	応急対策への備え
第1節	情報伝達網の整備
第2節	情報システム等の整備
第3節	避難場所等の整備
第4節	防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備
第5節	救助・医療体制の整備
第6節	災害時輸送体制の整備
第7節	災害時における文教・保育体制の整備
第8節	災害時における建築物に関する対応体制の整備
第9節	その他の災害対応体制の整備
第10節	孤立対策
第11節	帰宅困難者対策
第6章	災害時要援護者支援
第1節	災害時要援護者支援
第2節	災害時医療体制との連携確保
第7章	災害ボランティア対策
第8章	防災行動力の向上
第1節	防災知識の普及対策
第2節	自主防災組織の育成
第3節	事業所の防災活動の促進
第4節	防災訓練の実施
第9章	調査・研究

第4 包括外部監査の結果及び意見

① 災害予防計画において危機管理局が実施主体となっている項目

次表は、災害予防計画において危機管理局が実施主体となっている項目である。

表 89 災害予防計画において危機管理局が実施主体となっている項目

章	項目	内容
第1章	災害に強いまちづくり	広域避難場所の確保に関する事。こと。
第2章第2節	建造物等災害対策	防災設備の整備に関する事。こと。
第2章第3節	道路・橋りょう整備対策	ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。こと。
第3章第1節	火災等の防止対策	自主防災組織の資機材整備に関する事。こと。 感震ブレーカーの普及啓発に関する事。こと。
第4章第1節	浸水被害対策	地下空間の浸水被害防止の促進に関する事。こと。
第4章第1節	浸水被害対策	浸水被害対策に関する事。こと。
第4章第1節	浸水被害対策	浸水被害警戒地域対策に関する事。こと。
第4章第2節	土砂災害対策	土砂災害対策の総括及び調整に関する事。こと。
第5章第1節	情報伝達網の整備	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)、アマチュア無線等に関する事。こと。 災害時優先電話に関する事。こと。 防災関係機関等との通信網の整備に関する事。こと。
第5章第2節	情報システム等の整備	災害情報共有システムに関する事。こと。
第5章第2節	情報システム等の整備	被災者支援システムに関する事。こと。
第5章第3節	避難場所等の整備	広域避難場所・避難路の整備に関する事。こと。
第5章第3節	避難場所等の整備	避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員の選任に関する事。こと。 避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関する事。こと。
第5章第4節	防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備	家庭備蓄等の普及啓発に関する事。こと。 備蓄に関する事。こと。
第5章第6節	災害時輸送体制の整備	緊急通行車両等の事前届出に関する事。こと。
第5章第9節	その他の災害対応体制の整備	広域応援受入れ体制に関する事。こと。
第5章第10節	孤立対策	通信手段の確保に関する事。こと。 備蓄に関する事。こと。 ヘリコプター離着陸可能場所に関する事。こと。 救助のための渡河可能地点に関する事。こと。
第5章第11節	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の総括に関する事。こと。 市民等への帰宅困難者対策の普及に関する事。こと。 一時滞在施設の確保に関する事。こと。 市外で帰宅困難者となった市民への支援に関する事。こと。
第8章第1節	防災知識の普及対策	防災知識の普及に関する事。こと。
第8章第2節	自主防災組織の育成	自主防災組織の育成指導に関する事。こと。
第8章第4節	防災訓練の実施	防災訓練等の実施に関する事。こと。
第9章	調査・研究	防災に関する調査研究全般に関する事。こと。

② 災害予防計画において消防局が実施主体となっている項目

次表は、災害予防計画において消防局が実施主体となっている項目である。

表 90 災害予防計画において消防局が実施主体となっている項目

章	項目	内容
第1章	災害に強いまちづくり	消防水利の確保に関する事。
第2章第2節	建造物等災害対策	広報、消防法に基づく指導等に関する事。
第3章第1節	火災等の防止対策	消防法に基づく指導等に関する事。 出火防止対策に関する事。
第3章第2節	危険物等の災害対策	危険物、高圧ガス及び火薬類に関する事。
第4章第1節	浸水被害対策	浸水被害警戒地域対策に関する事。
第5章第2節	情報システム等の整備	警防本部システムに関する事。
第5章第4節	防災資機材等の備蓄及び 調達体制の整備	所管する資機材の備蓄等に関する事。
第5章第5節	救助・医療体制の整備	救出・救助・救急能力の強化に関する事。
第5章第9節	その他の災害対応体制の 整備	事業所の消防計画作成の指導に関する事。 火災に関する被害調査・罹災証明書に関する事。
第8章第2節	自主防災組織の育成	自主防災組織の育成指導に関する事。
第8章第3節	事業所の防災活動の促進	事業所防災体制の確立に関する事。

③ 災害予防計画において都市建設局が実施主体となっている項目

次表は、災害予防計画において都市建設局が実施主体となっている項目である。

表 91 災害予防計画において都市建設局が実施主体となっている項目

章	部署	項目	内容
第1章	まちづくり推進部 広域交流拠点 推進部	災害に強いまちづくり	広域避難場所周辺の土地利用の誘導等に関する事。 生産緑地地区の保全に関する事。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進に関する事。 市街地整備事業に関する事。
第1章	道路部	災害に強いまちづくり	避難路・緊急輸送道路等の整備に関する事。 電線類の地中化に関する事。 道路拡幅・隅切り整備に関する事。 所管する道路・橋りょう等河川の整備に関する事。
第1章	下水道部	災害に強いまちづくり	下水道・雨水流出抑制施設の機能強化に関する事。
第2章第1節	道路部	都市施設等の防災対策	簡易水道施設の防災対策に関する事。
第2章第1節	下水道部	都市施設等の防災対策	下水道施設の防災対策に関する事。
第2章第2節	まちづくり推進部	建造物等災害対策	一般建築物の災害予防に関する事。
第2章第3節	道路部	道路・橋りょう整備対策	所管する道路・橋りょうの整備に関する事。 緊急輸送道路の指定に関する事。
第3章第1節		火災等の防止対策	防火・避難施設の整備指導に関する事。
第4章第1節	道路部	浸水被害対策	河川改修に関する事。 雨水浸透施設設置促進に関する事。

第4 包括外部監査の結果及び意見

章	部署	項目	内容
第4章第1節	下水道部	浸水被害対策	下水道整備に関する事 雨水浸透施設設置促進に関する事。
第4章第1節		浸水被害対策	地下空間の浸水被害防止の促進に関する事。
第4章第1節	道路部、下水道部	浸水被害対策	浸水被害警戒地域対策に関する事。
第4章第2節	まちづくり推進部 道路部	土砂災害対策	土砂災害対策に関する事。
第5章第2節	道路部、下水道部	情報システム等の整備	災害情報共有システムに関する事。
第5章第3節	まちづくり推進部	避難場所等の整備	広域避難場所・避難路の整備に関する事。
第5章第3節	道路部	避難場所等の整備	避難路の整備に関する事。
第5章第4節	道路部、下水道部	防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備	所管する資機材の備蓄等に関する事。
第5章第6節	道路部	災害時輸送体制の整備	道路上の障害物の除去に関する事。
第5章第8節	まちづくり推進部	災害時における建築物に関する対応体制の整備	応急危険度判定体制実施体制の整備・強化に関する事。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に関する事。
第5章第8節	まちづくり推進部	災害時における建築物に関する対応体制の整備	応急仮設住宅に関する事。
第5章第9節	まちづくり推進部	その他の災害対応体制の整備	帰宅困難者の支援に関する事。
第5章第11節	まちづくり推進部	帰宅困難者対策	駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関する事。 交通関係機関との情報連絡体制の整備に関する事。
第9章	まちづくり推進部	調査・研究	復興計画についての調査・研究に関する事。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 災害予防計画と事業の整合性について【意見－71】

相模原市地域防災計画の「第2款 災害予防計画」には、危機管理局をはじめとした相模原市の各部署が実施主体となっている項目が記載されている。そのうち、表89から表91では、危機管理局、消防局及び都市建設局が実施主体となっている項目を記載している。

本年度の包括外部監査は、表8から表12に記載した事業を監査対象としている。このことについて、たとえば危機管理局の場合、表89と表8の関係を把握する手段が限られている。

現状では、両者の結びつきを示す資料が市のホームページで確認できず、市に直接確認すること以外の方法はないと思われる。

相模原市地域防災計画の災害予防計画に限らず、一般に地方公共団体においては、各種計画に記載されている項目と、当該地方公共団体が実施している事業との結びつきを把

握することは困難なことが多い。

しかしながら、災害予防計画については、様々な災害の発生が想定される昨今の状況において、市民生活の安全・安心の向上・確保をめざす取組が適切に行われているか、市が公助の基本に準拠した対応を具体的にどのように図っているかなどについて市民の関心は高いと考えられ、計画と具体的な事業の結びつきを明示する意義は高いと考える。

災害予防計画に記載されている項目と、市が実際に行っている事業との結びつきについて、市民も容易に情報を入手できるよう情報開示を行うことが望ましい。

②「検討する」とされている項目について【意見－72】

災害予防計画では、次に記載した項目が「検討する」とされている。

市においては、「検討する」とされている項目について進捗状況を確認し、対応済みの項目があれば災害予防計画に適切に反映させる必要がある。

第3章第1節 火災等の防止対策 8 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。消防局は、このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

第4章第1節 浸水被害対策 5 ハザードマップの周知と避難の確保

(5) ダムの安全対策

危機管理局は、県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等、企業庁の対策について、ホームページ等を通じて市民等に周知する。

また、あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策を検討する。

第4章第1節 浸水被害対策 7 地下空間の浸水被害軽減

(2) 地下空間の浸水対策

関係各局は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下空間を有する施設が設置された場合は、市から管理者への洪水情報等の伝達方法を検討する。

第5章第6節 災害時輸送体制の整備 6 燃料確保体制の整備

財政局(財政部)は、石油商業組合、ガソリンスタンド等と協定を締結し、災害時において避難所、市有車両と協定業者に優先的かつ効率的に燃料を供給できる体制の整備に努める。また、災害時用の燃料備蓄庫の整備を検討する。

第5章第9節 その他の災害対応体制の整備 3 災害時における清掃等に関する事前対策

(1) 災害時廃棄物処理体制の整備

環境経済局は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するためのごみ処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。

第4 包括外部監査の結果及び意見

第5章第9節 その他の災害対応体制の整備 4 災害時における遺体取扱いに関する事前対策

(3) 各機関の連携体制の整備

健康福祉局は、災害時に遺体の検視・調査を実施する警察署、検案を実施する協力医等と、更に火葬の実施を担当する市民局及び戸籍等に係る手続を担当する区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整する。また、市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。

第5章第10節 孤立対策 3 通信手段の確保

危機管理局は、孤立するおそれのある地区(以下「孤立対策推進地区」という。)との通信を確保するため、道路啓開等により孤立が解消されるまでの間の備えとして、市の公共施設あるいは地区の集会所等へ衛星携帯電話の配備、アマチュア無線の協力体制等について検討する。

第5章第10節 孤立対策 5 輸送手段の確保

危機管理局は、孤立対策推進地区の輸送拠点として、ヘリコプターの離着陸等が可能な空地进行を調査し把握する。また、ヘリコプターによる孤立対策推進地区の情報収集や救助・救援の実施方法を検討する。

相模川沿いは、渡河による避難の可能性もあり、渡河地点の調査・把握を検討する。

第5章第11節 帰宅困難者対策 3 市の措置

(1) 危機管理局

カ 徒歩帰宅が困難な帰宅困難者等を臨時バスで搬送するなどの輸送体制等をバス事業者と協議し、協定締結を検討する。

2. 地区防災計画

(1) 概要

相模原市地域防災計画は、「総則・予防計画編」、「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「資料編」及び「地区防災計画編」で構成されている。

総則・予防計画編は、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。

地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編は、災害時又は災害発生のおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範及び復旧・復興対策について、災害事象別に定めている。

資料編は、災害対策に必要な図表、書式等をまとめている。

地区防災計画編は、一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が地区の特性や想定される災害等に応じて行う自発的な防災活動に関する防災計画をまとめている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 地区防災計画の見直しについて【意見－73】

地区防災計画は、地域住民が、居住する地区の災害リスクを把握し、その対処法を検討した上で、それを実施する方策などを自らが定めて作成するもので、地区の特性に応じた計画となっている。

令和3年11月17日現在、相模原市では、市内を22地区に区分し、各地区がそれぞれ地区防災計画を策定している。相模原市のホームページに記載されている各地域の地区防災計画の策定状況は次表のとおりである。

表 92 地区防災計画の策定状況(令和3年11月17日現在)

行政区	地区	策定月(改訂月)	策定主体
緑区	橋本地区	平成27年11月	橋本地区防災計画検討協議会
	大沢地区	平成27年12月	大沢地区まちづくり会議 大沢地区防災計画検討協議会
	城山地区	平成27年10月	城山地区防災計画策定協議会
	津久井地区	平成27年12月	津久井地区防災計画検討協議会
	相模湖地区	平成27年12月	相模湖地区防災計画検討協議会
	藤野地区	平成30年4月修正	藤野地区防災計画検討協議会
中央区	小山地区	平成27年12月	小山地区防災計画検討協議会 小山地区まちづくり会議
	清新地区	平成27年12月	清新地区防災計画検討協議会 清新地区自主防災協議会 清新地区まちづくり会議
	横山地区	平成27年12月	横山地区まちづくり会議 横山地区防災計画検討部会

第4 包括外部監査の結果及び意見

行政区	地区	策定月(改訂月)	策定主体
	中央地区	平成 27 年 10 月	中央地区まちづくり会議 中央地区防災計画検討部会
	星が丘地区	平成 27 年 12 月	星が丘地区防災計画検討協議会 星が丘地区まちづくり会議
	光が丘	平成 30 年 7 月	光が丘地区連合自主防災隊 光が丘地区まちづくり会議
	大野北地区	平成 27 年 12 月	大野北地区まちづくり会議 大野北地区防災計画策定部会
	田名地区	平成 27 年 12 月	田名地区まちづくり会議 田名地区防災計画検討協議会
	上溝地区	平成 27 年 12 月	上溝地区防災計画検討協議会 上溝地区まちづくり会議
南区	大野南地区	平成 27 年 11 月	大野南地区防災計画検討協議会
	大野中地区	平成 27 年 9 月	大野中地区まちづくり会議 大野中地区防災計画検討部会
	麻溝地区	平成 27 年 11 月	麻溝地区まちづくり会議 麻溝地区防災計画検討委員会
	新磯地区	平成 27 年 11 月	新磯地区まちづくり会議 新磯地区防災計画策定専門部会
	相模台地区	平成 27 年 12 月	相模台地区まちづくり会議
	相武台地区	平成 27 年 12 月	相武台地区まちづくり会議 相武台地区防災計画検討会議
	東林地区	平成 27 年 12 月	東林地区まちづくり会議 東林地区防災計画策定専門部会

市のホームページで確認できる各地区の地区防災計画は、大部分が平成 27 年の策定時のものが貼付されていると思われ、ほとんどの地区が地区防災計画の改訂を行っていない可能性がある。

地区防災計画は概ね、1. 総則、2. (災害) 予防計画、3. 応急対策(計画)、資料編という構成になっている。このうち、資料編は、概ね地区防災計画の策定主体となっている協議会の委員名簿、一時避難場所、広域避難場所、道路、交通機関、医療機関、上下水道、電気、ガス等のライフライン等の連絡先などが記載されている。これらの情報は地区により内容が異なることもあり、当該地区でなければ把握できない情報もあると思われ、地区自身が情報の更新を行う必要がある。

上表において修正日(改訂日)の記載がない地区防災計画は、策定時から記載内容に変更がないため改訂されていないのか不明であるが、記載内容に変更があれば、各地区は見直しを行う必要がある。

市もホームページで、地区防災計画をそれぞれの地域の実情に応じて見直していくにあたり、その取組を支援できるよう、修正の進め方などをまとめた「地区防災計画修正の手引き」を公表し、各地区に対して計画の見直しを働きかけているとのことである。

引き続き、地区の現状に応じた地区防災計画の改訂が着実に進展するよう継続的な支援をしていくことが望ましい。

② 地区防災計画の資料編の記載内容について【意見－74】

各地区の地区防災計画の資料編には、地区防災計画の策定主体となっている協議会の委員名簿、一時避難場所、広域避難場所、ライフライン等の連絡先などが記載されているが、その記載内容は地区ごとに違いがみられる。

地区防災計画は、地域住民にとって、日ごろの災害への備えや被災時の対応において、基本となる情報を網羅しておくことが望ましい。地区防災計画は、地域住民が自ら定めて作成するものであるが、資料編に記載する情報については、市が記載例を示すなどの対応を図ることが望ましい。

表 93 地区防災計画の資料編の記載内容に違いがみられる例

内容
○ 道路、交通機関、医療機関、上下水道、電気、ガス等のライフライン等の連絡先については、記載のある地区と記載のない地区に分かれている。
○ 一時避難場所及び広域避難場所は、多くの地区が記載しているが、記載のない地区もある。
○ 相模湖地区は防災備蓄倉庫一覧を記載しているが、防災備蓄倉庫一覧を記載している地区は限定的となっている。
○ 城山地区は防災用備蓄資機材を記載しているが、このことを記載している地区は限定的となっている。
○ 地区防災計画を策定した各地区の防災計画検討協議会の委員を記載しているのは、橋本地区など一部の地区にとどまっている。

3. 浸水被害対策

(1)概要

① 水防法の規定

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、昭和 24 年 6 月に水防法が制定された。

平成 13 年の水防法の改正により、国と県は、洪水予報河川について、洪水浸水想定区域図を公表することとされ、また、平成 17 年の改正では、水位周知河川についても洪水浸水想定区域図を公表することとされた。

なお、洪水予報河川とは、流域面積が大きい河川で、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがある河川として、国又は県が指定した河川で、洪水のおそれのあるときは、水位又は流量を示した洪水予報を発表するものである。また、水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した河川で、洪水特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して通知・周知するものである。

神奈川県は、洪水予報河川及び水位周知河川に加え、山地部の河川などを除き河川の氾濫により浸水が想定される河川についても、洪水浸水想定区域図を作成し、ホームページ等で公表している。

なお、洪水浸水想定区域図は、水防法第 14 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するものである。

洪水浸水想定区域が公表された場合、市町村は、水防法第 15 条に基づき、市町村地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる地下街等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされている。

②「河川整備の目標とする降雨」と「想定し得る最大規模の降雨」

平成 13 年及び 17 年に改正された水防法では、「河川整備の目標とする降雨」（計画規模降雨）により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を公表することとされた。

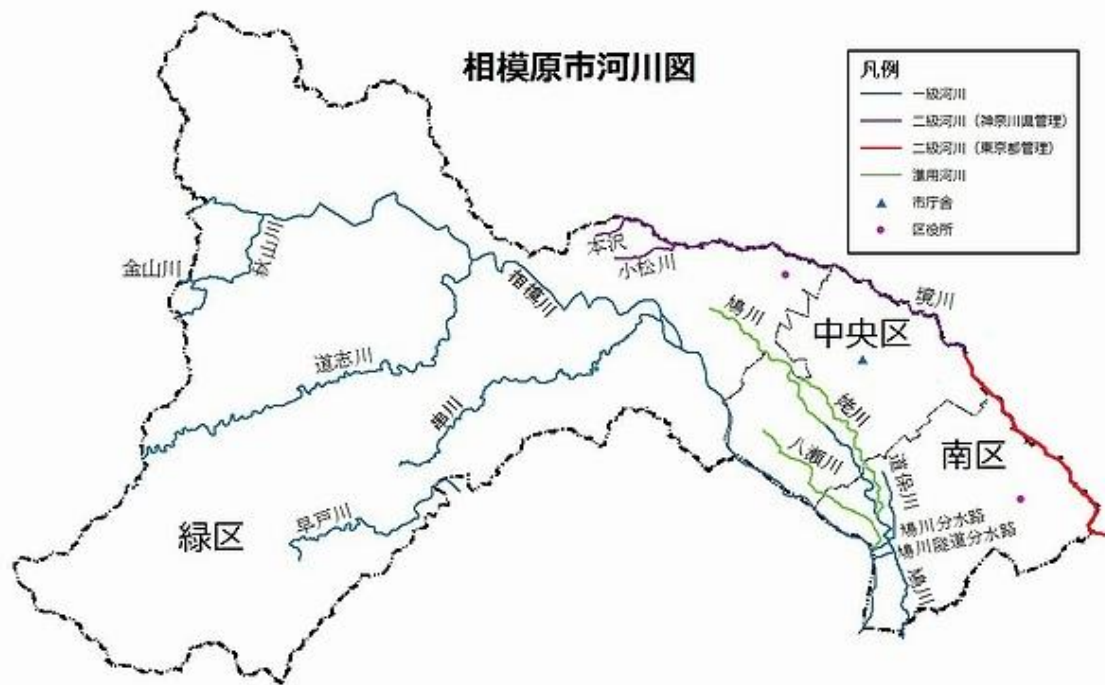
平成 27 年に水防法が改正され、「河川整備の目標とする降雨」に加えて、「想定し得る最大規模の降雨」（想定最大規模降雨）により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図も公表することとされている。

③ 相模原市の河川の氾濫による浸水想定区域

神奈川県は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川に道志川を加えた 6 河川について、おおむね 1,000 年に 1 回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域を公表している。

相模原市内を流れる河川とその管理者は次図のとおりである。

図7 相模原市内を流れる河川とその管理者(相模原市ホームページより)



相模原市内を流れる河川の指定状況と対象降雨は次表のとおりである。

表 94 指定状況と対象降雨

河川名	指定	対象降雨	雨量
相模川	平成 29 年 3 月 31 日	(計画規模降雨) 150 年に 1 回程度	460 mm/2 日
		(最大規模降雨) 1000 年に 1 回程度	567 mm/2 日
境川	平成 30 年 1 月 26 日	(計画規模降雨) 100 年に 1 回程度	302 mm/24h
		(最大規模降雨) 1000 年に 1 回程度	632 mm/24h
道保川 鳩川上流 (千歳橋~鳩川分水路)	平成 30 年 12 月 21 日	(計画規模降雨) 30 年に 1 回程度	74 mm/h
		(最大規模降雨) 1000 年に 1 回程度	333 mm/24h
鳩川下流 (鳩川分水路より下流)	平成 30 年 12 月 21 日	(計画規模降雨) 30 年に 1 回程度	74 mm/h
		(最大規模降雨) 1000 年に 1 回程度	326 mm/24h

第4 包括外部監査の結果及び意見

河川名	指定	対象降雨	雨量
串川	令和元年 8 月 30 日	(計画規模降雨) 30 年に 1 回程度	74 mm/h
		(最大規模降雨) 1000 年に 1 回程度	269 mm/24h
道志川		(計画規模降雨) 30 年に 1 回程度	74 mm/h
		(最大規模降雨) 1000 年に 1 回程度	432 mm/24h

④ 浸水被害対策の基本方針と実施主体

相模原市は浸水被害対策について、「台風等の豪雨による一時的な雨量の増加に対処し、浸水被害を未然に防止するため河川の改修及び下水道の整備を行う。また、雨水の排除のための下水道整備計画は、河川の改修計画と連携して行う。」を基本方針としている。

浸水被害対策の実施主体は次表のとおりである。

表 95 浸水被害対策の実施主体

	担当部署	項目
市担当	都市建設局(道路部)	河川改修に関する事。 雨水浸透施設設置促進に関する事。
	都市建設局(下水道部)	下水道整備に関する事。 雨水浸透施設設置促進に関する事。
	危機管理局	地下空間の浸水被害防止の促進に関する事。
	都市建設局	
	危機管理局	浸水被害対策に関する事。
	区役所	
	消防局	浸水被害警戒地域対策に関する事。
	危機管理局	
都市建設局(道路部・下水道部)		
関係機関	神奈川県	河川改修に関する事。
	東京都	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 河川の整備に関する記載について【意見－75】

平成 27 年の水防法改正により、都道府県は、「河川整備の目標とする降雨」に加えて、「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を公表するとされており、神奈川県も対応を図っている。

神奈川県が公表している「洪水浸水想定区域図に関するQ&A」によると、「河川整備の目標とする降雨」は、県内の河川では、河川ごとに概ね30年から200年に一度発生する降雨としている。また、「想定し得る最大規模の降雨」は、当該河川における降雨だけでなく、近隣の河川における降雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定している。

相模原市地域防災計画では、神奈川県、東京都及び都市建設局は、各管理河川について次表のとおり河川改修を実施するとしている。

相模川をはじめとして相模原市内の河川の整備は、神奈川県が主体となっているものが多いが、鳩川の準用河川区間や八瀬川のように市が主体となっているものもある。

鳩川の準用河川区間は、時間雨量47mmに対応する改修計画で進めており、八瀬川も時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)という考え方が示されている現状において、それによらないで河川の整備を進めることについて、その合理性を明確にしておく必要があると考える。

「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)を基準に河川の整備を進めることが困難なのであれば、そのこととその理由、浸水被害対策として「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)で整備を進めることについて、特段の問題がないのであれば、そのこととその理由などを明確にしておくことが望ましい。

表 96 河川の整備

河川	内容	担当	
相模川	主要地点(磯部頭首工より下流)において、150年に1度の降雨に対応できるよう整備する。	県	
鳩川	1級河川区間(座間市境~千歳橋)		
	座間市境~鳩川分水路	時間雨量35mmに対応する改修計画で進めている。	県
	鳩川分水路~姥川合流点	時間雨量57mm対応で改修済み。	県及び市
	姥川合流点~千歳橋	時間雨量57mmに対応する改修計画で進めている。	県
	準用河川区間	時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。	市
鳩川分水路	時間雨量81mm対応で改修済み	県及び市	
道保川	時間雨量74mmに対応する改修計画で進めている。	県及び市	
八瀬川	時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。	市	
境川	時間雨量60mmに対応する改修計画で進めている。	県及び都	
姥川	時間雨量51mmに対応する改修計画で進めている。	市	
串川	時間雨量50mmに対応する改修計画で進めている。	県	

② 公共下水道雨水管の整備に関する記載について【意見－76】

浸水被害対策としての下水道等の整備について、相模原市地域防災計画の記載内容は次表のとおりである。

第4 包括外部監査の結果及び意見

表 97 相模原市地域防災計画での下水道等の整備に関する内容

内容
○ 都市建設局(下水道部)は、公共下水道雨水管の整備については、浸水地域を優先して順次整備を実施する。
○ 都市建設局(道路部・下水道部)は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。
○ 都市建設局(道路部・下水道部)は、側溝や下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。
○ 都市建設局(道路部・下水道部)は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。

上表のうち公共下水道雨水管の整備については、緊急対策、中期対策及び長期対策の3段階の計画期間を設定した「改定・相模原市雨水対策基本計画」を平成24年3月に策定している。さらに、3段階のうちの緊急対策として改定基本計画に位置付けた緊急雨水対策事業箇所については、「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」を策定し、浸水被害の解消を目指している。

相模原市地域防災計画は、「改定・相模原市雨水対策基本計画」や「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に言及していないが、事業の基本となる計画は、相模原市地域防災計画に言及しておくことが望ましい。

事業の基本となる計画を明示しておくことで、事業の目的や意義、計画の進捗状況がより明確化され则认为。

市においては、浸水被害対策について、事業の基本となる計画の相模原市地域防災計画での取扱いを検討することが望ましい。

4. 土砂災害対策

(1) 概要

① 土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものとして、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)が平成12年から施行されている。

土砂災害防止法は、「土砂災害」を「急傾斜地の崩壊」、「土石流」及び「地滑り」の3つに区分している。

「急傾斜地の崩壊」は傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象、「土石流」は山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象、「地滑り」は土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。

土砂災害防止法により、国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。また、都道府県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとされている。

都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

また、都道府県知事は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

② 相模原市の土砂災害の危険性

相模原市の警戒区域と特別警戒区域の状況は次表のとおりである。

表 98 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(令和2年4月1日現在)(再掲)

項目	土砂災害警戒区域(箇所)	土砂災害特別警戒区域(箇所)
急傾斜地の崩壊	689	231
土石流	488	363
地滑り	1	0

(出典:相模原市地域防災計画)

③ 土砂災害対策の基本方針と実施主体

相模原市は土砂災害対策について、「市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの危険が予想される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を促進する。また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な

第4 包括外部監査の結果及び意見

連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための対策を推進する。」を基本方針としている。

土砂災害対策の実施主体は次表のとおりである。

表 99 土砂災害対策の実施主体

	担当部署	項目
市担当	危機管理局	土砂災害対策の総括及び調整に関すること。
	都市建設局 (まちづくり推進部、道路部)	土砂災害対策に関すること。
	環境経済局(経済部)	
	区役所	
	関係各局	
関係機関	神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター	土砂災害危険箇所の調査及び指定等に関すること。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 住民からの情報収集の方法について【意見－77】

災害予防計画は、土砂災害対策の取組事項として、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制を掲げている。

政府広報オンラインの「土砂災害から身を守る 3 つのポイント」では、土砂災害から身を守るポイントとして、次表以外に土砂災害の前兆現象に注意することを促している。

表 100 土砂災害から身を守る 3 つのポイント

内容
1)住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」かどうか確認 2)雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意 3)警戒レベル 4 で全員避難

「土砂災害から身を守る 3 つのポイント」では、土砂災害を発生させる現象には、主に「がけ崩れ」「地滑り」「土石流」の 3 つの種類があるとして、たとえば「がけ崩れ」の場合は、主な前兆現象として、「がけにひび割れができる」、「小石がパラパラと落ちてくる」、「がけから水が湧き出る」、「湧き水が止まる・濁る」及び「地鳴りがする」を例示している。

このような前兆現象の発生に対して、行政が住民から情報を得る重要性は高いと考えるが、災害予防計画には住民からの情報収集の具体的方法や仕組みが明示されていない。

住民からの情報収集の具体的方法や仕組みを市民に周知するための対応を検討する必要がある。

5. 林野火災対策

(1) 概要

① 相模原市の自然的条件

相模原市は、神奈川県の北西部に位置し、緑区城山地区を境にして西の主に山地が分布する地域と、東の主に台地からなる地域に大別される。

相模原市のホームページ(「さがみはらの森林資源」)によると、相模原市の森林面積は約19,000ヘクタールで、市の総面積の約60%を占めている。このうち、国が所有する森林以外の森林である民有林は約18,000ヘクタールと、民有林としては神奈川県下最大の面積となっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 林野火災の予防対策について【意見－78】

林野火災については、相模原市地域防災計画の「風水害等対策計画編」に記載があるが、林野火災が発生した場合の対応となっており、災害予防計画には林野火災の項目はない。

たとえば、仙台市では、「仙台市地域防災計画【風水害等災害対策編】」(平成3年5月仙台市防災会議)に林野火災対策の章が設けられており、林野火災の予防対策として次表の記載がある。

市は森林面積が大きな割合を占めており、森林火災(林野火災)への対応は、周辺の市町村と比較しても重要性が高いと考える。林野火災の予防対策について、災害予防計画で言及しておくことが望ましい。

表 101 「仙台市地域防災計画」での林野火災の予防対策の記載項目

火災の予防対策	山火事防止の広報
	山火事防止推進体制の確立
	ポスター、看板等の設置
	チラシ、パンフレット等による啓発普及
	学校教育等による防火思想の普及
	林野火災特別地域の指定
	火入れ指導の徹底
消防体制の確立	総合的消防体制の確立
	相互応援体制の確立
林野火災対策用資機材の備蓄	

以 上